

泉  
屋  
叢  
考

第  
拾  
參  
輯

# 泉屋叢考

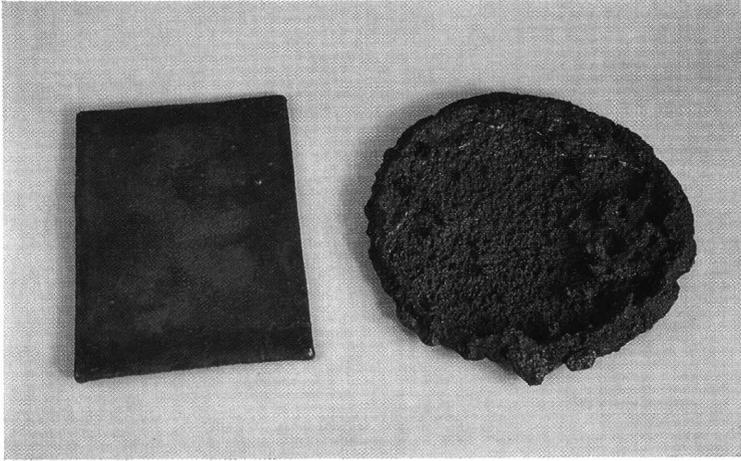
第拾參輯

---

一六 別子銅山の發見と開發

附錄 別子銅山發見開發關係資料

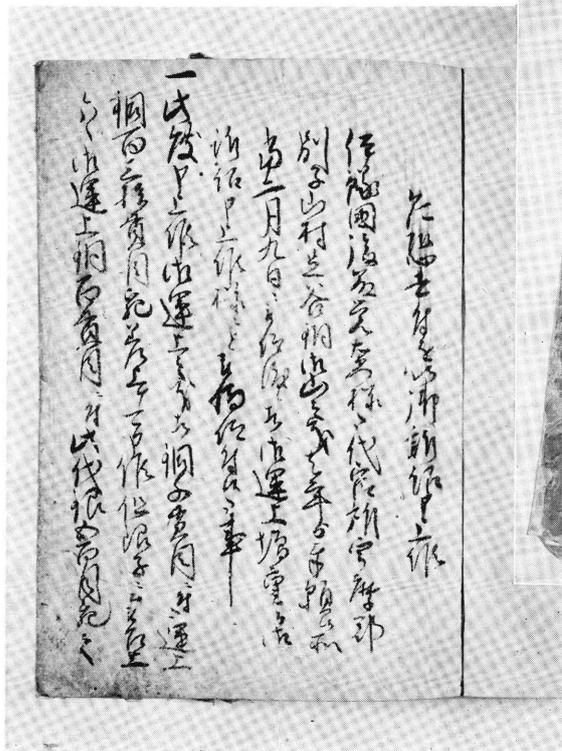
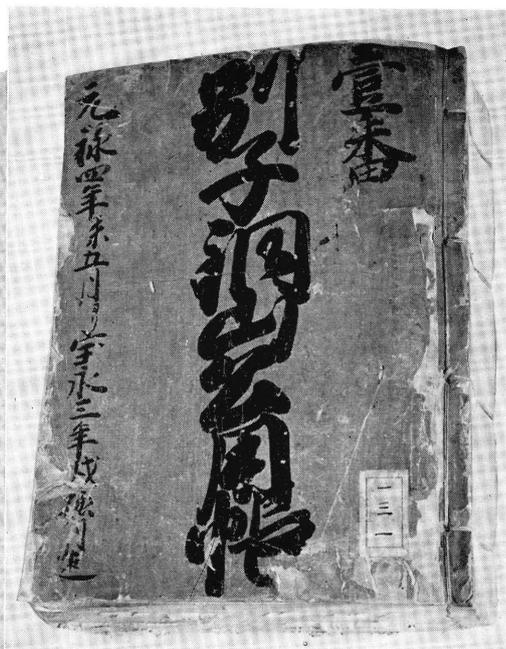
別子銅山の發見と開發



銅丁と(右)銅尻床の初子別年四祿元

丁	床尻
銅	銅
厚サ	直径
約七分五厘(〇・七厘)	約七寸五分(二二・七厘)
重サ	重サ
約五寸二分(約一五・七厘)	五〇〇匁(約一・九匁)



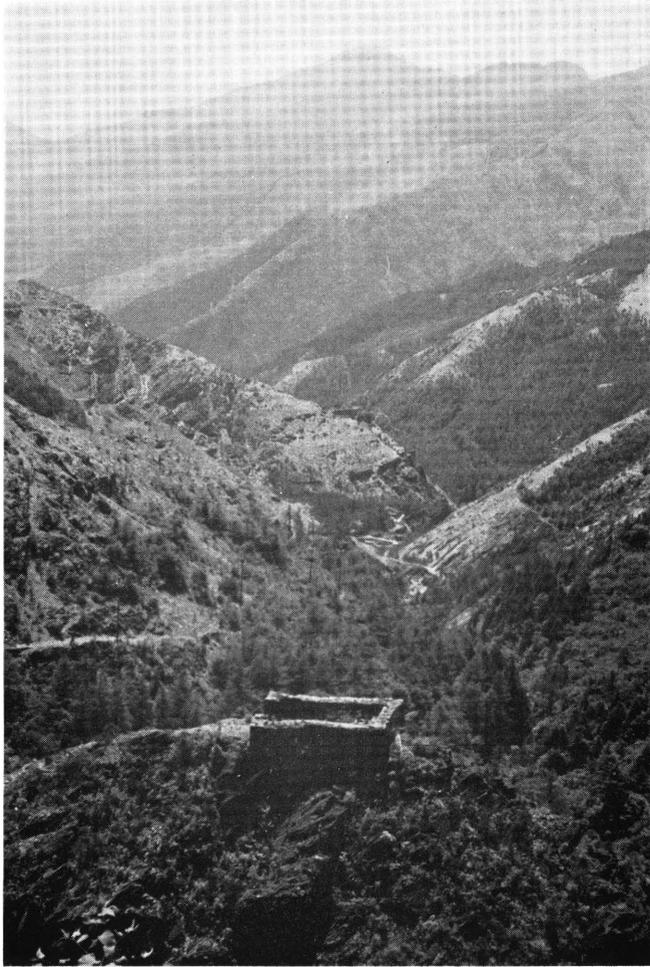


縦 八寸八分(二六・七厘)  
横 六寸五分(一九・六厘)

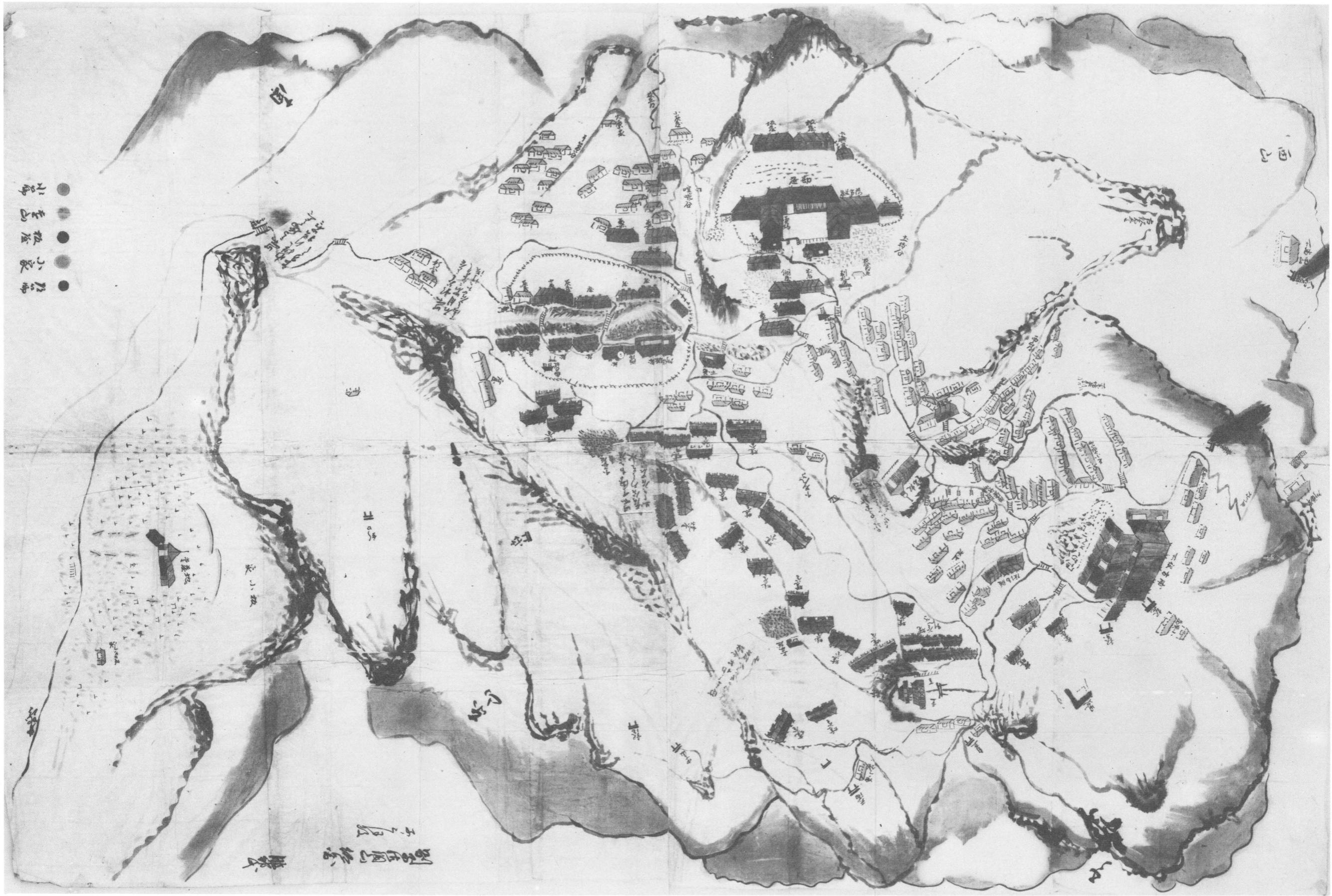
別子銅山公帳用壹番並元祿四年開坑願書の部一



(尊藏地の峠は垣石中央) 一峯山銅一越山銅子別



（場塔蘭は垣石）子別舊



別子銅山の發見と開發 目次

一 序 言 ..... 一

二 別子銅山の發見 ..... 一

(一) 發 端 ..... 一

(二) 踏 査 ..... 六

(三) 發 見 ..... 二七

(四) 最初の發見者 ..... 二九

三 第一次開發 ..... 四

(一) 出願と認可 ..... 四二

(二) 開 坑 ..... 五六

(三) 繁 榮 ..... 六五

四 第二次開發…………… 八〇

(一) 幕府の銅山振興策と別子銅山…………… 八〇

(二) 別子銅山の増産策…………… 一〇九

五 初期の別子銅山の經營…………… 一三七

(一) 支配と運上…………… 一三七

(二) 經營…………… 一三六

(三) 稼行…………… 一五〇

六 結語…………… 一六九

## 一 序 言

近代のことは姑く措き、古い時代の鑛山で、その發見開發の經過が今日から具體的に詳しく窺はれるほどの完備した資料を持ち傳へてゐるやうなものは殆んどない。別子銅山は實にその極めて稀有な例であり、しかも我が國の代表的銅山たる點に於いて實に注目すべきものである。それにも拘らず、從來別子銅山に就いて説かれたものを見ると、いづれも簡略粗漏で、しかも誤謬多く、その真相を盡してゐない。そこでこゝには、元祿三年秋の銅山發見、翌四年よりの開發、元祿末年の第二次開發などに互つて、新たに根本資料に基いて精密に考究し、從來の誤謬を逐一訂正してその真相を正しく又深く認識し、先人の偉大な業績を彰らかにしたいと思ふ。

## 二 別子銅山の發見

### (一) 發 端

別子銅山は愛媛縣新居濱市及び宇摩郡別子山村に互つて稼行されてゐる。石鎚山脈が笹ヶ峰附

近において東北に向つて支脈を分岐するが、その銅山越（銅山峯）の鞍部を経て上兜山かみかぶとに至るまでは、その稜線をもつてもとの新居・宇摩兩郡の境界とした。南の別子山村地域に別子山足谷銅山が開坑され、北のもと立川山（立川）村地域には、それより早く立川銅山がすでに稼行されてをり、その開坑はおそらく江戸初期の寛永頃に溯りうるであらう。

寛永十三年（西曆一六三六年）六月一（西曆一六三六年）柳監物直盛は伊豫の西條に封ぜられて、新居・宇摩・周敷しゅうふと播磨の加東の四郡のうちすべて六萬八千石餘を領したが、八月封地に赴く途中大阪で歿し、十一月長子丹後守直重が遺領のうち三萬石を繼ぎ、二男美作守直家が同じく遺領のうち二萬三千六百石と、先に直盛加封のとき播磨の加東郡で分け與へられた五千石を合せ領することになつた。直重の跡は監物直興おきが正保二年（西曆一六四五年）十二月に繼ぐとき、宇摩郡のうち五千石を弟半彌直照に分けた。直興は寛文五年（西曆一六六五年）七月事をもつて封地を沒收せられ、寛文十年十一月松平左京大夫頼純が西條に入つて三萬石を領した。立川山村は西條領に屬し、従つて立川銅山の開坑は一柳丹後守直重のときと思はれる。美作守直家は川之江にあつて采地を支配したが、寛永十九年五月歿し、養子直次は伊豫の領知を沒收せられて、播磨の加東郡の遺領一萬石を給與された。その宇摩郡の領知は幕領となり、松山藩の預り地となつてゐたが、延寶五年（西曆一六七七年）預り領を解き、代官支配と

なつた。別子山村はこの幕領に屬する。寶永元年七月立川山村等の西條領五箇村は、蕪崎村等の幕領八箇村と替地され、のち寶曆十二年(西曆一七六二年)に別子・立川兩銅山が名實ともに住友の合併經營となるのである。

別子銅山發見の次第を説いたものは、古くは「垂裕明鑑」があり、近くはまた「別子開坑二百五十年史話」がある。この外になほ白柳秀湖氏の「住友物語」などもあるが、此等はすべて専ら「垂裕明鑑」に據つて記述されたものであるから、こゝには特に問題とするには足らない。それでは初めの兩書は何に基いて書かれたものかと言ふと、「垂裕明鑑」の方は、「豫州別子銅山初發之書付」と題する該銅山踏査人田向十右衛門(重右衛門とも書く)手記の覺書と、別に「豫州別子御銅山未來記」といふ覺書、並に「別子銅山公用帳」とであつたらしく、「別子開坑二百五十年史話」の方は、右の田向十右衛門の覺書と、「伊豫國宇摩郡別子山村足谷御銅山新見立之覺」と題する覺書とを本として、之に「垂裕明鑑」の記述を併せ考へ、更に筆者自身の現地踏査の實際經驗に基く知見や感想を豊富に織り込みつゝ、文をなしたものである。殊に後者は史話としての狙ひから、勉めて實況を彷彿たらしめようと、小説的筆法を以つて、如何にも面白く綴られて

ある。併しながら、今これを學術的立場より冷靜嚴密に批判すると、兩書の筆者共に資料の蒐集と検討とが尙ほ充分でなかつた爲め、其の記述は眞に正鵠を得てゐるとは言へないのである。そこでこゝには新たに集め得た豊富な資料に基き、兩書の記述を批判しつゝ、改めて別子銅山發見の眞相を明らかならしめたいと思ふ。

住友が伊豫の別子山に銅鑛のあることを知るやうになつた動機は、洛西嵯峨の清涼寺では、有名な同寺本尊釋迦如來の靈告によるなど傳へてゐるといふことであり、又「住友十四代實錄」などいふ妄誕の俗書には、家祖（此の書は元祖蘇我理右衛門を家祖、家祖政友をその子、理右衛門の長子で政友の養子たる理兵衛友以を手代としてゐる）自身が曾て大阪より長崎へ渡航の際、伊豫の山々を遠望して、一沫の白雲立ちなびくを觀取したのによるなど記してゐるが、此等はいづれも意あつてか否かは別として、共に一片の訛傳俗説に過ぎない。事實は住友家の舊記自體が、いとも明確に渡り下財切上り長兵衛の報知によることを述べてゐる。即ち「別子開坑二百五十年史話」が依據した「伊豫國宇摩郡別子山村足谷御銅山新見立之覺」と題する覺書には、

元祿三年午六月、伊豫國西條御領分立川銅山ニ相働居候下財長兵衛立川銅山を立退、此

方ニ而相稼居候備中國吉岡銅御山に罷越シ、重右衛門助七平七等に申聞候者、立川銅山之南方峯越ニ山色宜キ銅鐘筋在之所見届置候旨爲相知候。

と見え、又「豫州別子立川兩銅山開發覺書」と題する覺書にも、同様次のやうに記してゐる。

貞享年中平岡吉左衛門様御代官所備中國吉岡銅山御稼之砌、銅山支配人重右衛門并助七平七等相勤罷有候。此砌於豫州ニ金子村間鍋彌一左衛門と申者同國西條領立川銅山之古鋪を見立取開キ專相稼申候。其節右銅山ニ相勤候下財立川山ヲ離山仕、備中吉岡銅山へ稼ニ罷越、此者支配人迄申出候へ、豫州立川銅山之峯を隔裏山之分ハ悉ク御代官所にて、此裏山内ニ見分被成度山色有之旨爲相知候。

この後の記述には、單に下財とあつて、その名が記されてゐないが、これが切上り長兵衛であることは他の記録によつても明らかである。この切上り長兵衛に就いて、最も興味ある話を傳へてゐるのは、「垂裕明鑑」が依據した「豫州別子御銅山未來記」で、これには長兵衛のことが更に委しく記されてゐる。即ち次の通りである。

山留切り揚り長兵衛同山留源四郎久右衛門共に阿州之産、備中國白石銅山之稼人也。其後同國川上郡吹屋村銅山に移居、支配人重右衛門助七在勤中有功之者共也。年舊敷致住

居候故、同所本教寺者頼ミ寺也。切り揚り長兵衛伊豫國新居郡立川銅山に立越暫致住居候。此間に立川銅山南方峯越に大鍾鉉銅山有之事を見立、密に備中國吹屋村十右衛門方に參り、此趣を告知せ候。(中略)誠に長兵衛者別子山神の化現なるへし、長兵衛別子山を見立候者、初入貳ヶ年以前之事之由。(下略)

さて、右の三種の記録の中、初めの「新見立之覺」は、銅山執務上の參考として、別子銅山支配代官交替順序書並に立川銅山沿革覺書、別子銅山銅吹炭運上銀、燒木・板・鋪内留木柱の伐採、銅山附林山等の發端に關する文書を集録して一綴とし、その巻首に綴り合はした覺書で、この一綴の小冊子は寶曆九年に出來たものらしく、問題の「新見立之覺」もこの時始めて出來たものと思はれる。<sup>②</sup>次に「開發覺書」は裏表紙の内側に、寶曆八年(西曆一七八八年)住友家五代の家長友昌死去の際、銅山を後繼者友紀に譲與するに就き、友昌の弟で、事業の實質的管理者であつた友俊が、往阿坊なる者(何者か不明であるが舊事に委しい古老らしい)に銅山開基の由來を認めさせたものであることが記されて居り、後の「未來記」といふのは、明和三年(西曆一七六六年)六月に記録されたもので、曾て切上り長兵衛が、親友源四郎に遺言として別子銅山の將來に對する見解を語つたものを、源四郎の孫金十郎が傳へてゐて、偶々豫州より上阪の節物語つたので、友俊が將來のために

とて直接の聽取者傳右衛門に手記させたものである。従つて三書いづれも後世の記録ではあるが、一應の價値を認めてよいものであらう。

今以上の記述を綜合して考へると、切上り長兵衛といふのは、元來阿波の出身で、もと備中白石銅山（所在未詳、今の吹屋銅山の地區内に白石長屋といふところがあるが、或はこれと關係があるのかも知れない）で稼いでゐたが、その後住友の吉岡銅山稼行中これに移つて相當長くゐたやうである。ところで今別に住友の諸國鑛山調査記録である「たからの山」と題する舊記を見ると、彼が曾て稼いだことを註記した銅山が出羽・三河・美濃・若狹・越前・出雲・石見・播磨・豊前・豊後・薩摩など東國の端から九州の端まで、十一箇國に互つて居り、その内三河・越前・美濃の山々には若い頃に稼いでゐたと明確に記してあるので、彼が備中に来るまでも多くの國々を渡り歩いてゐた鑛夫であつたことがわかる。従つて「別子開坑二百五十年史話」に「長兵衛はこれまで同じ阿波出の山留源四郎や久右衛門といつしよに備中へ渡つて、吉岡銅山に雇はれたものだが」と言つて、阿波から直ちに備中へ渡り、吉岡で稼いだかのやうに記してゐるのは正しくないことになる。この長兵衛がどういふ理由があつたのか、それからまた伊豫の立川銅山へ轉じて暫く稼いでゐた間に、立川銅山の南方峯越しに有望な銅鑛があることを見届け、元祿三年

(西曆一六九〇年)六月、遙かに内海を渡り、幾山河を越えて、吉岡に來り、支配人十右衛門に右の趣を告げ知らしたといふのである。<sup>③</sup>この時「新見立之覺」に記すやうに、助七・平七も果して一緒に話を聞いたかどうか、そこまでは保證の限りでない。

ところでこゝに尙一つの問題がある。それは切上り長兵衛が別子銅鑛を發見した時期についてであるが、「開發覺書」には貞享年中であるかのやうに記し、未來記には「長兵衛別子山を見立候者初入貳ヶ年以前之事之由」と見えてゐる。この初入の意味に就いては、「新見立之覺」に同年の實地踏査を初入草分と言つてゐるのよりすると、元祿元年といふことになるが、「開發覺書」には元祿四年の開坑を草分ヶ初入としてゐるから、これによると元祿二年となる。

しかもこれに就いて今少し立ち入つて考へねばならぬことがある。それは長兵衛の別子銅鑛發見を貞享年中としても、元祿元年又は元祿二年としても、長兵衛が立川で稼いでゐた時の同山の經營者は一體誰であつたかといふことである。そこで今「開發覺書」を見ると、「此砌於豫州ニ金子村間鍋彌一左衛門と申者、同國西條領立川銅山之古鋪を見立取開キ、專相稼申候。」とあるから、金子村の間鍋彌一左衛門であつたかと一應は考へられるが、それにしても「新見立之覺」を含む前記小冊子中の立川銅山沿革記には、

右銅山者寛永年中一柳監物様御領分之砌、所之者致開發候由申傳、其後中絶有之候處、

松平左京大夫様御領分ニ相成、右御領分金子村之百姓間鍋彌一左衛門と申者致再興、元

祿三年年々同十四巳年迄相稼云

とあつて、間鍋彌一左衛門が廢絶を中興したのが元祿三年のことであると言つてゐるから、これに従ふと今度は長兵衛の別子足谷銅山發見を貞享年中とすることも元祿元年又は同二年とすることも辻褄が合はず、元祿三年に吉岡より移つて間もなく發見し、直ちに吉岡に報じたことゝしなければならぬことになる。

この場合「開發覺書」の貞享年中といふのは、この時既に長兵衛が早速報知に來たかのやうに記しながら、しかも報知に引續き實地見分を経て取急ぎ行はれた稼行出願を遙か後の元祿四年にする點に不合理があり、信用に當らないものがあるが、さればとて「未來記」の足谷銅鑛發見の時期をも誤傳として問題が解決されるかといふと、さうは言へない。何故なら、別子銅山が後に榮えれば榮えるほど、發見者切上り長兵衛にとつては、發見後直ちに報知したとする方が當然その功績が大きく評價され、又「二百五十年史話」の敘述に見るやうに、話としても面白いに拘らず、ことさら發見後二年も空費したやうな傳へがあるといふことは、却つてその眞實性を暗示するものと

考へられるし、その上享保六年(西曆一七二二年)に認められた「豫州立川銅山覺書」以下右の冊子以外の立川銅山に關する住友の記録は、すべて間鍋氏の立川銅山再興を元祿五年として居り、立川村の庄屋神野家の記録にも、眞鍋(問)氏の稼行は元祿五年より十箇年となつてゐるからである。殊に時間的に甚だ接近した元祿八年八月別子立川兩銅山の坑道抜け合ひ爭論に就いて當の間鍋氏を相手取り住友から提出した訴狀の初めに、先づ自分の別子稼行が元祿四年五月の請負に始まり、爾來開發に非常な努力を拂つたことを述べて後、

然ル處、其後西條御領分立川銅山も外之山土申請稼申候、此山土者山之譯能存候故、立川山ニ銅無之を見切、大分之雜用金を捨、山相止申候。其後金子村彌一左衛門御請仕、

立川銅山稼申候所、別子銅山に槌音近ク聞へ候ニ付云

と言つてゐることによつて、間鍋氏の立川稼行は矢張り五年以後であつたと認められるから、右の「開發覺書」や立川沿革記の記述は誤りで、長兵衛の立川稼行は間鍋氏の時代でなかつたこととしなければならぬ。しかも右の住友の訴狀に間鍋氏以前の立川稼行者も住友の別子稼行以後と言つて、それ以前の稼行者がなかつたかのやうに見られる記述をしてゐるのは、いよいよ問題を混迷させる嫌ひがある。しかしながら長兵衛の報知といふことはもとより事實無根の話とは考へ

られず、そして一鑛夫である長兵衛が漫然と吉岡を離山し、當時尙稼行されてゐない高峻な立川山に登つて、南方峯越しに銅鑛あることを發見するなどいふことは考へられないから、住友の記録に間鍋氏を中絶後最初の立川再興者としたり、或は間鍋氏以前の再興者を認めても、それを住友の別子稼行以後として、それ以前に立川稼行者があつたことを認めないといふことは、どう見ても妥當ではない。後に述べるやうに、元祿三年の秋、田向十右衛門が現地踏査をした時、平易な順道である立川銅山越えをしないで、態々天満村からおぼこ峠・乙地を経由する極めて困難な裏山道を選んだことも、當時立川稼行中で、之を避けるためであつたと考へるべきである。

それではこの間の立川稼行者に就いては、全然これを窺ふべきたよりがなくといふと、今のところこゝに唯一つ神野家の記録に立川銅山は慶安元年に始まつたとして、間鍋氏に至る迄の同山稼行者五人の名を擧げ、四人目を大阪の海部屋平右衛門<sup>①</sup>、最後の五人目を同じく大坂屋吉兵衛としてゐるので、或はこの大坂屋或は海部屋（前記住友の元祿八年の訴狀によつて、間鍋氏の前の一時的稼行者もこの神野家の記録に認められてゐるとすれば、大坂屋がそれに當り、従つて問題の稼行者はその前の海部屋といふことになる）ではなかつたかといふことが一應問題となる譯であるが、何分この神野家の記録には、間鍋氏以後は悉くその稼行年次を記入してゐるに拘らず、

大坂屋以前に就いては全然記して居らず、又この神野家の記録は遙か後世明治十五年に作製されたもので、現に立川には寛永間符と稱する坑道や寛永谷といふ谷があり、住友の古記も同山を寛永年間(西曆一六二四、四三年)の開發と言つてゐるに拘らず、慶安元年(西曆一六四八年)より始まると記すなど、不確實な點が見えるので、輕卒にこれに従ふことは出来ないのである。

これに就いて「別子開坑二百五十年史話」には、「住友家別子開坑の元祿四年(西曆一六九一年)、立川銅山は松平侯の支配、大坂屋吉兵衛請負の時代だったが、翌五年大坂屋吉兵衛は没落して、新居郡金子村の眞鍋彌一左衛門が新たに稼ぐことになつたのである。」と言つてゐるのは、「立川御銅山仕格覺書」と神野家の記録に據り、前記元祿八年八月の住友家の訴狀には未だ氣附いてゐなかつたからである。<sup>⑤</sup>

そこで、こゝで別子開坑時代の立川の山師に就いて、いさしく検討を加へておきたい。前に引用した元祿八年八月の住友よりの泉屋七右衛門及び別子銅山山元の平七・平左衛門・勘助の連名で間鍋氏を相手取り提出した訴狀に、元祿四年五月の別子請負に始まり、開發に努力を拂つた次第を述べた條を受けて、其の後西條御領分立川銅山も外の山師が請負ひ、この山師は大分の投資をしたが稼行を止めて、その後金子村の彌一左衛門が請けたとある。これによると、彌一左

衛門の請負うた以前に、別の山師がある期間稼行してをり、この山師の請負は別子開坑の元祿四年五月以後のことであり、しかも開坑時には立川は休止してゐたやうに思はれる。さて彌一左衛門は元祿八年四月大和間符抜合事件の起つたときの立川の山師であることは明らかであり、元祿十年二月この一件は幕府の裁定によつて、立川の敗訴となり、彌市左衛門(二)は共同の山師と思はれる甚右衛門及び立川村庄屋藤兵衛とともに籠舎された。その結果立川銅山は一時休山となつたであらうし、元祿十四年四月に至つて鮫屋三郎右衛門等京都錢座仲間の請負稼行が始まるのである。ところで彌一左衛門の請負は、果して諸書に傳へるやうに元祿五年であらうか。元祿七年五月に、住友より、今度豫州の人上り咄申趣として、別子火災の顛末を大坂町奉行所へ報告した中に「風下ハ松平左京様御領内立川之方へ何も逃申候。然所ニ左京様銅山師金子源次郎と申者ニ而御座候。」とある。これによると、火災當時の立川の山師は金子源次郎であると明記されてゐる。元祿十四年十二月より翌年三月にかけて、兩三度抜合事件が起つたが、これに就いて元祿十六年三月住友より勘定奉行・代官へ提出した覺に「御檢使先年土中之境御究置候。近所之分ハ立川を掘取候から穴ニ而御座候故、立川先山士と立合太法御境究置申候。」とある。これは元祿八年の抜合事件のことを述べたもので、抜合の近所即ち大和間符附近は立川より掘取つたから山であるとい

つてゐる。寶永四年(西曆一七〇七年)の抜合は、やはり大和間符においてあるが、十二月二十四日兩銅山山師立合ひ鋪内繪圖を調製し、境杭を記載したが、二十六日附で別子より大阪へ送つた書狀に、<sup>⑥</sup>抜合の場所について「此あたり之儀者先年金子代ニ稼たる古穴共ニて御座候」とある。金子といふのは、源次郎を指すことは疑ひない。以上によると、彌一左衛門以前に稼行した山師は金子源次郎といふことになり、彌一左衛門の請負は、元祿七年の火災以後のことらしい。<sup>⑦</sup>

このやうな譯で、長兵衛が別子山足谷銅鑛を發見した當時の立川稼行者については、尙確實な資料の出現する迄は、簡単に斷定することは差し控へねばならないのであるが、それにしてもここに我々の關心を惹くのは、何故長兵衛が現在の雇傭主たる立川銅山の稼行者や、白石銅山其の他吉岡以前の雇傭主に告げず、態々海を隔てた吉岡へ遠路來つて、特に之を住友に報じたかといふことである。殊にそれは地理的關係上立川稼行者が稼行する場合は、種々の便宜があつて、容易であるけれども、其の他の者では甚しく困難であるといふ事情があるだけに、これを無視したことは最も問題となるであらう。これに就いて「別子開坑二百五十年史話」には、「長兵衛は郷里に近い伊豫へ立ち越して、同國新居郡立川銅山―そのころ長谷坑の名で通つた西條藩松平侯の領分である鑛山で稼いでゐた。ところが或る日、彼は立川銅山の峯續きで、その南方五百尺ばか

りも高い尾根を越してみたところが、そこで紛れもない富嶺の露頭を發見したといふのである。長兵衛の語るには、その邊は既に幕府の領地で支配も違ふし、大木がしんしんとして晝なほ暗いほど茂つてをり、徑といつてもない深山のことゆゑ、往昔むかしから何人も敢へて立入らうとはしなかつた。それを偶然自分が遭つて來て尾根の絶頂より二三町、林の中を南へ下つた時、ふと雜草の疎らな巖角に赤黒く燻つた露頭ヤケらしいものを見つけ出したので、これはとその後ち、人知れず林をわけて探れば探るほど、曾つて見たこともない廣大な鍾筋ヒスヂが、其處から山頂へ斜めに走つてゐることが明かとなつた。そこで多年引立てゝ戴いた舊誼を憶うて長谷坑の人達には内密に、急いで吉岡へ立ち歸つてお報告しらせする。『いつでも御案内申上げます。ぜひ御探鑛おみかたくだされたい。』といふのである。』といふ風に面白く書き綴つてゐる。しかしこれはそのまま従ふ譯には行かない。何故なら長兵衛の報告は銅鑛の發見より二年後であつたといふ「未來記」の記述は、既に述べたやうに無稽の傳承であつたと考へ難く、従つて急いで立ち歸つて報告するなどゝは簡單に言へないことを示してゐるし、それに又「多年引立てゝ戴いた舊誼を憶うて」といふだけでは、それほど住友に好意を持つならば、何故前に之を去つて立川などへ移つたかに就いても、何等かの説明が必要であるやうに感ぜられるからである。このやうな不審を避ける一つの解釋として、彼は住

友の吉岡稼行が豫想外の困難な水抜作業に行き悩んではかばかしくなかつたのに慊らず、遂に立川に轉じて見たが、こゝも期待した程のことはなく又雇傭主との關係も圓滿を缺いて、安住の稼ぎ場とするに足らず、そこへ偶々發見した新銅鑛は高峻な深山の中のことゝて、その困難な開發には相當の資金と優秀な技術とを要するところから、それには彼の知る限り矢張り住友でなければといふやうなことではなかつたかとてもすれぱどうであらう。しかし尙一つの考へ方もある。

それは以上とは全く反對に之を至極單純に解し、彼は前記のやうな事情で吉岡に慊らず、一旦立川に望みを囁して吉岡を去り、暫くその山で稼いで見たが、思うたほどでもないので、再び吉岡が懐しくなつて立ち戻り、その際話の序に偶々曾ての見分の有様を語つた。そして老練な十右衛門はその炯眼によつて實査の價值あることを認めたとするので、これも考へ得られることであらうと思ふ。長兵衛は後に「未來記」などに別子山神の化現なるべしなど言はれてゐるが、發見後二年も打捨てゝ置いたといふことは、彼の當初の見立てどは、後に實際稼行して見てわかつた程素晴らしい銅鑛とまでは考へ及ばなかつたことを思はしめるし、又それであれば立川稼行者に告げなかつたといふことも別に問題とするに足らなくなるからで、當初は單純なことが、後に重大な事柄と關係を有つやうになると、初めから特別の意味があつたかのやうに勿體づけて考へら

れるやうになるのは、古來極めて普通に見られることである。

註

① 清涼寺々傳並に嵯峨誌(清涼寺内銅屋敷趾の條)。

② この一綴中の代官交替順序書の次に、「右別子銅山開發元祿四未年々寶曆九卯年迄六拾九年ニ成ル」と記されてゐるところから、本綴が同年に作られたことが考へられ、「新見立之覺」はこの綴作製に當つて記述添附されたものと思はれる。

③ 「別子立川兩御銅山公用帳十六番」所收の慶應二年八月の買請米に關する願書に元祿三年三月としてゐるのは、轉寫の誤りである。それは尙「別子鑛山公用記十二番」所收の同願書と對比することによつても知られる。長兵衛の告知に就いて「垂裕明鑑」には、

阿波ノ人切揚長兵衛山留源四郎久右衛門共に備中白石銅山ニテ鑛業ヲ開ケリ。後故アリ、其地ヲ去ル。元祿二年ノ頃長兵衛伊豫立川銅山ニ赴キ鑛業ニ従事ス。一日其南方ニ接屬スル足谷ニ銅鑛ノ大脈アルヲ發見シ、密ニ之ヲ備中吉岡銅山支配人田向重右衛門ニ告グ。

別子銅山の發見と開發

と言つて、明らかに「未來記」に據りながら、「未來記」

には普通の稼人としてしか記してゐない長兵衛等三人が自ら白石銅山を開發したやうに記し、又其の倭長兵衛が住友の吉岡銅山に稼いでゐた重要な事實を脱してをり、その反面、元祿二年の頃立川に赴いたと、その時期を明記してゐるが、その據る所を知らない。又「二百五十年史話」は、

「新見立之覺」に據りながら、その報知の時期を元祿三年の秋としてゐるのは、何等かの錯覺に因るもので、恐らく踏査の時期と混同したものであらう。

④ 神野家記録では渡海屋平左衛門とある。

⑤ 「日本鑛業誌」の別子銅山の條に、當時大坂屋某の稼行する所であつたと言つてゐるのは、その據るところを知らないが、白柳秀湖氏の「住友物語」には、長兵衛が稼いでゐて別子銅鑛を發見した當時の立川銅山の稼行者を大坂屋久左衛門として居り、これは神野家の記録の大坂屋吉兵衛の名前の右下に大坂屋久左衛門といふ註記があつて、吉兵衛

が久左衛門の名義人であつたことを示してゐると考へられる點よりすると、一見「別子開坑二百五十年史話」と同一判斷によつたとも考へられるが、實はこの書は専ら「垂裕明鑑」にのみ依存し、「立川御銅山仕格覺書」も神野家の古記も見えてゐないのであるから、さうではない。この書は一方に於いて、「立川鑛山の開坑は室町將軍足利義晴の天文十二年ごろでその興廢定まらなかつたが、元祿五年に至り、金子村の者がその請負をなし、尋いで京都絲割符仲間の請負に移つたが、享保十二年十月から大坂屋久左衛門の手に移つて云云」と、金子村の者による中興を元祿五年、

大坂屋久左衛門の稼行を享保十二年十月からと言ひながら、何時の間にかこれを溯らせ、元祿七年四月の別子山大火災當時の立川の稼行者を大坂屋久左衛門と誤認して記述してゐるところよりすると、何等かの事情で錯覺して、更に之を別子開坑以前まで溯らせたのではないかと考へられる。

⑥ 寶永四年十二月二十六日吉左衛門宛理右衛門・平助書狀。  
⑦ 源次郎も彌一左衛門も金子村出身で、金子の呼名は金子村より出たものであらうが、彌一左衛門の場合は間鍋氏を稱して金子とは記されない。

## (二) 踏 査

さて次が、切上り長兵衛の報知した別子山足谷銅鑛の實地踏査であるが、これがまたなかなか厄介な問題である。先づ初めに「新見立之覺」の記すところを讀んで見よう。

依之右長兵衛案内ニ召連、助七伊豫國に致渡海、天滿村より難所成ル山道を通り、足谷銅山初入草分ケ、致内見分候處、長兵衛申聞候通り、大概無相違、鍾筋宜ク相見候間、

吉岡山に罷歸、重右衛門ニ右見分之趣申聞候ニ付、重右衛門助七同伴ニ而重而足谷山に罷越シ致再見分候處、彌鐘筋競亘ク、近邊之山々諸木生茂リ、炭薪等之手支も有之間敷相見、其上御代官御支配所ニ而、願方差障申儀も無之趣ニ相聞候ニ付、同年八月重右衛門大坂店に罷登、見分之次第委細申聞候間、右御山相稼見申度願書差上申答ニ相定、同十月御代官後藤覺右衛門様御役所に江戸店七右衛門名前ニ而願書差上申候事。

これで見ると、先づ助七が報知者の切上り長兵衛に案内させて下見分をし、その有望なのを見届けてから、更に十右衛門が助七同道で再見分をなし、愈々有望なことを確認して、これより稼行願ひに着手したといふのであつて、「開發覺書」の記すところも大略これと同じである。聊か重複の嫌ひはあるが、念の爲め次に掲げることとする。

則支配人相談之上、手代助七右下財を爲案内者、與州天滿村通ヲ奥山へ分ケ入、爰かしこ見分仕候處ニ、立川銅山之裏山ニ當リ、可然山色を見届置、一先備中へ罷歸、支配人重右衛門へ見分之次第申談、其後重右衛門助七兩人與州へ相渡り、再見分いたし候處、彌山色亘しく、其上見渡し之山々一般ニ諸木しげり、炭薪矢木(留)富メ木等之手都合も亘相見候ニ付、重右衛門罷登、御他家ニ而相談之上、銅山稼並銅山附炭山願書等相極候事。

それでは、右二書に記述してゐるところは、そのまま事實として認めてよいものであらうか、「別子開坑二百五十年史話」などは大體これに従つて記述してゐるのであるが、これはさうは簡單に行かない。何故なら「二百五十年史話」も「垂裕明鑑」も共に一部の憑據とした踏查人田向十右衛門の手記は、右の記述内容と一致しないものを持つてゐるからである。この手記は踏查より三十五年後の享保九年(西曆一七二四年)正月當時の住友家の當主友昌が別子を視察するにつき、參考資料として十右衛門が手記して差し出したもので、年數が隔たつてゐる爲め、踏查の年を一年間違へ、元祿四年などゝ記してゐるが、<sup>①</sup>「新見立之覺」や「開發覺書」が約七十年もの後、實地踏查人以外の者によつて記されたのとは異なり、踏查人自身の手記だけに、最も重視しなければならないのである。ところがこれにはその踏查のことを何と記してゐるかと言ふと、劈頭先づ、

別子銅山之山見立ハ元祿四年未九月、十右衛門原田爲右衛門山留メ治右衛門男一人備中

吉岡銅山を備後之鞆へ出、夫を船ニ而豫州川之江阿波屋六郎兵衛方へ着

とある。こゝで第一に氣附くことは前記の二書いづれも十右衛門踏查の際は助七が同伴したやうに記してゐるに拘らず、こゝでは一行中に助七の名が見當らないことである。原田爲右衛門といふのは、外に名の見えるものがないので、何者か明らかでないが、助七はこの頃の吉岡や別子關

係の記録に常に助七と見え、又現にこの十右衛門の手記中にも後に助七と言つてゐるから、これは助七と同一人ではなく、又「新見立之覺書」に見える平七は、姓市田で後に權右衛門と稱したといふから、<sup>②</sup>平七のことでもない。この頃吉岡在任の手代としては、平七よりも勘助といふのが、助七と相並んで表立つた者であつたから、<sup>③</sup>或はこの勘助であるかも知れないが、確證が得られないから、何とも言へない。兎も角助七・平七二人以外の手代格の者であつたらうか、山留治右衛門は元祿二年(西曆一六八九年)と思はれる吉岡銅山の「吹子祭赤飯遣覺」<sup>④</sup>に、山留次右衛門と見え、又同じく貞享三年(西曆一六八六年)の大水抜人數覺に間歩大工次右衛門として見えてゐるものであらう。そして男一人など言はれるものが助七でないことは言ふまでもない。ではこの男一人とは何者であらうか。「垂裕明鑑」は「未來記」の記述に従つたものか、これを切上り長兵衛と解して記述してゐるが、これは誤りである。何故なら「銅山開發一條願書類抄出寫」と題する冊子の初めに、豫州宇摩郡別子山村御林之内足谷銅山根元、元祿三年之秋泉屋重右衛門原田喜兵衛山留治右衛門見分ニ備中銅山を渡。此時備中銅山ニ炭燒居候豫州新居郡新居濱松右衛門と申者致案内候。

と記してゐて、新居濱出身の土地の事情に委しい松右衛門といふ炭燒が案内したと言ふのは、右

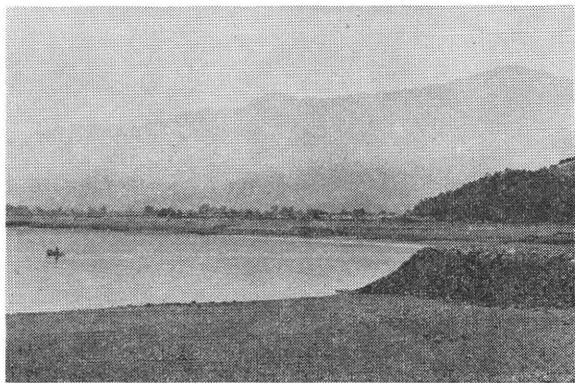
の男一人といふのに正しく一致するからである。この冊子は元祿十四年九月迄の別子稼行に關する重要書類を摘録したもので、「新見立之覺」や「開發覺書」のやうな後のものではなく、元祿を去ること餘り遠くないと思はれるものである。そしてこゝに十右衛門手記の原田爲右衛門の名が喜兵衛となつてゐるのは、爲右衛門の前名であつたらうと思はれる。<sup>5</sup> しかもこれは單にこの冊子に記載されてゐるだけではなく、矢張り「新見立之覺」や「開發覺書」よりも早い記録と考へられる「たからの山」といふ諸國鑛山に關する記録にも、次のやうに右と大同小異の記述が見えてゐるのである。

宇摩郡別子山村之内足谷見分ハ、元祿三午之秋、泉屋十右衛門原田喜兵衛山留治右衛門備中<sup>ノ</sup>渡ル。其節備中ニ炭燒居候豫州新居郡新居濱松右衛門と申者案内致候。

さうすると、これによつて十右衛門の踏査には助七が同伴しなかつたことが確實となるから、「新見立之覺」や「開發覺書」の記述が誤つてゐることとなるのである。

ところが、それならば、「新見立之覺」や「開發覺書」の記述は、この助七の再踏査の件だけを除けば、それでよいかといふと、これまた必ずしもさうは簡單に言へない。何故かと言ふと、右の「銅山開發一條願書類抄出寫」には、足谷銅山の根元は元祿三年の秋の十右衛門の見分にあ

りとし、又「たからの山」も「足谷見分ハ元祿三年之秋泉屋十右衛門云々」として、助七の踏査には一言半句も觸れて居らず、「未來記」また同様であり、それに十右衛門手記の踏査實況を検討しても、彼以前に吉岡より何人かゞ下見分を行つたやうな氣配が少しも觀取されないからである。助七は貞享二年の冬以來吉岡銅山の實質上の支配人で、元祿元年以後は前の彦兵衛に代つて、山の表向の請負人となり、別子開發に當つては、その元締役となつて、元祿七年の火災に殉職した人であるから、その別子踏査が書き落されるほど輕視されるなどゝは考へられず、寧ろ彼が見分すれば十右衛門の再見分などは不要とさへも思はれる。それだけに彼の見分が此等の記録に少しも記されてゐないことは、偶然の脱漏とは考へ難いであらう。さて十右衛門の見分記にも助七見分の形跡が全然認められぬことは、次の文の示す通りである。即ち彼の手記は前に掲げた文につゞけて次のやうに述べてゐる。



天 滿 浦

翌日川の江御陣屋後藤覺右衛門様御手代衆ニ御目ニ懸り、右山見立之斷致、夫より天滿村へ三里、大庄屋九兵衛方へ參、翌日天滿村のおぼこ峠へ登り、乙地之近クニ宿致、夜ノ七ツニ松明ニ而山入致候所ニ、乙地ノ唯今之勘場所迄凡三里餘之所、材木山ニ而夥敷はへ繁り、道もなく獸之聲斗ニ而、人の通ひたる所ニ而ハ無之所、爰かしこと尋廻り、漸ニ尋當り、夜中篝を燒キ、只今之歡喜間符(坑)ニ掘入、二三尺も切入候程、次第ニ鏈太ク成候故、石色萬端山之情分見届、鏈持參致、大坂へ登せ候而、江戸願ニハ助七指下シ、首尾能訴訟相叶、山師助七、請負人中橋泉屋七右衛門と御裏判出申候。

この記述はどう見ても最初の踏査人としての記述であつて、若し前以つて誰かの下見分の後に  
出掛けたとすれば、この困難なしかも外ならぬ支配人の踏査行に於いては、當然誰か前回の踏査  
人の一人でもが加はつてゐるべき筈であるし、又實はそんなことはこの場合考へられないこと  
であるが、萬が一何等かの事情でそれがなかつたとしても、その場合は特別の案内書なり案内話  
があつた筈であるから、それに従つて踏査したことが何處かにあらはれさうなものだに、それが  
少しも認められず、特に問題の銅鑛發見に非常に手間取つたことが受け取れないのである。かう  
言ふと、この銅鑛は切上り長兵衛が發見して吉岡に報知したものであるから、長兵衛が案内する

のが當然であり、その長兵衛が十右衛門の踏査に同行してゐないならば、當然その前に誰人かを案内してゐなければならぬではないかと疑ひが起りさうである。しかし、今少し立ち入つて考へて見ると、實はさうではない。何故なら長兵衛は別子銅鑛を發見したと言つても、それは立川銅山で稼いでゐた時のことであるから、立川山の峯を越えて現場に到る案内には通じてゐても、もともと阿波出身で諸國を渡り歩き、伊豫方面はこの立川山のことだけしか知つてゐないのである。しかも、長兵衛は立川で稼ぎながら、新發見の銅鑛を立川の經營主には告げず、離山して他に告げたのであるから、その銅鑛見分のために他人を案内して立川山を通ることは出來ず、もし秘密にやつて事が露顯すれば、危害を蒙むる虞れがある。そして又住友の方でも、この見分には立川山越の道避けて、ことさら天満村よりおぼこ峠・乙地を経て行く困難な裏山通りを選んだことは、十右衛門の手記はもとより、助七の見分を説く前記の二書さへ一様に記すところである。さうすると、この踏査の案内には長兵衛では格別役に立たぬことになる。さればこそ新居濱出身の炭焼で、従つて、この方面の山の案内に一番通じた松右衛門が案内者に選ばれた譯なのである。このやうに見て來ると、長兵衛が別子踏査の案内に赴いたと考へることの方が寧ろ困難といふことになるであらう。従つて、助七が先づ長兵衛の案内で下見分をしたといふことは極めて疑

はしいもので、既に十右衛門と同伴再調査の記述が明確に誤傳である事實もあることでもあり、かたがたこのことは更に積極的な確實な資料でもない限り、簡単に認める譯には行かないのである。

## 註

- ① 十右衛門の踏査が元祿四年の秋であり得ないことは、「別子銅山公用帳」所收の元祿四年の諸願書類によつて、去年即ち三年より出願し、當四年二月に沙汰があつて、四月改めて願書を提出、五月認可、八月入山の運びとなり、閏八月より採鑛を開始したことの明確に知られることによつて明らかである。又後述のやうに「銅山開發一條願書類抄出寫」や「たからの山」には、明確に十右衛門の踏査を元祿三年秋としてゐる。
- ② 「豫州別子立川兩銅山開發覺書」の元祿十五年の拜借金及び買請米の條に貼附された附箋に、「享保廿卯年於大坂市田權右衛門に面會之砌、別子銅山開基之儀兼而承傳候趣ニ相違無之哉之旨猶承合候處、右ニ違無之、草分ケ新見立銅山之旨申開候。右市田氏ハ別子銅山初入之比方銅山ニ相動候手代平七事也。」と見えてゐる。
- ③ 元祿元年以來常に助七と相並んで吉岡銅山の請負名義となつてゐる。(備中川上郡吹屋村御山用控)
- ④ 「備中川上郡吹屋村御山用控」の元祿元年十二月と同二年七月の請書との間に收められてゐる。
- ⑤ 過去の事件を記録する場合、現在或は後の人名を以つて過去に及ぼすことは普通であるが、十右衛門の手記は見分より三十五年も後のものであるに對し、「銅山開發一條願書類抄出寫」はこれより早い頃のものと考へられるからである。

(三) 發 見

助七の別子銅鑛下見分の問題は姑く右の通りとして、次に十右衛門見分の實況に就いて見ると、その困難であつたことは、既に前に掲げた彼の手記によつて窺はれる。それによると、乙地までは取り立てゝ言ふ程のことはないが、それから先が大變で、「夜ノ七ツ」に松明の照明で山入りし、昔の勘場即ち事務所まで三里餘りの間、樹木夥しく生え茂り、そのあたり道もなく、獸の聲ばかりで、人跡もないところを、こゝかしこ探し廻り、やうやくにして尋ね當て、夜中篝を焼いて、後の歡喜間符に當るところを掘つたといふのであるから、その勞苦は並大抵でなかつたことが察せられる。「夜ノ七ツニ松明ニ而山入」といふ點より、その出發の時刻は今の午前四時と解されるが、三里餘りの行程、それも道なき深山中の難行では、相當の時間を要し、恐らく未だ半ばに達せぬうちに既に夜も明けたであらう。それよりあちこち尋ね廻り漸く銅鑛を見出して、二、三尺を掘入るために夜中篝火をたいて切込んだのである。「別子開坑二百五十年史話」には、筆者自らの踏查體驗から、このあたりのことを極めて興味深い筆致で次のやうに書き綴つてゐる。

重右衛門等は夜もすがら巖崖の木立を傳うて鳴き叫ぶ野猿の聲に假睡まどろむ間もなく、七つ

といふに起き出でて松明たいまつに火を點じ、山おろしの風に揺めくその火光あかりをたよりに、目的の足谷さして銅山川の谿谷を溯ることにしたが、川床に群立つ巖と巖とに、堰かれ砕かれ、渦巻き流るゝ水音は、四邊の闇やみに轟いて物凄く、飛び散る水沫しぶきに崖下の徑はしとど濡れて足をうばひ、一步も心を許して運ぶことは出来なかつた。或る時は淺瀬をさぐつて谿間を傳ひ、或る時はまた、崖に垂れ下る藤葛の蔓に縋つて巖を攀づるなど、今から二百五十年前の夜の闇に、銅山川の水源に辿りつかうといふその危険さは、まつたく想像に絶したに違ひない。

かうして一里あまり、やつと谿谷の右折する邊まで溯ると、徑は頓に爪先あがりとなつて、巖をたゝんだ堅い地表を登るにつれ、山峽に笈する水音は、次第に脚下あしもとから遠く消えてゆくのである。此處が現在の日浦から小足谷へ上る地點に當るのだが、この邊で夜はずでに明け離れてゐたと思ふ。山勢はこれより歩一步迫つて來て、蒼鬱たる密林は前面に蔽ひかゝり、杉・松・檜・樟など千年の巨木が、縦横に根を張つて、足を踏み入れるところもないのを、遮二無二分け入り、斷崖を攀ぢ、谷を傳ひ、徑を求めて、足谷まで辿り着くにどれほど辛苦したことだらう。やがて一行が峰近いところに、かねて長兵

衛の見立てゝおいた露頭がこれだとさし示された時は、此の日もいつか暮れて、ふたゝび松明の火光を借らねば、それと見定めることも出来ないほどの時刻になつてゐたらしい。記録には「夜中篝を焚き唯今の歡喜間符に掘入」と記されてゐる。

さて銅鑛の所在を見附けてから、いよいよ見石を採掘したことに就いて、十右衛門の手記には唯單に、「夜中篝を燒キ、只今之歡喜間符ニ掘入、二三尺も切入候程、次第ニ鏈太ク成候故、石色萬端山之情分見届」と言つてゐるだけである。「二百五十年史話」には、當時の狀況を臆測して、興味深い記述をしてゐる。<sup>①</sup>

註

① 「別子開坑二百五十年史話」六四—六五頁。

#### (四) 最初の發見者

別子銅山の發見に就いて、尙一つ考へねばならぬ問題は、當銅山最初の發見者が誰であつたかといふことである。何故なら、「垂裕明鑑」には、住友の別子銅山踏査を述べて後、

或ハ謂フ、貞享四年伊豫宇摩郡三島村ノ人祇太夫ナル者既ニ此鑛脈ヲ見出シ、試掘ヲ爲

ント計ル。又新居郡金子村源四郎ト云者祇太夫ニ談シ、掘採ヲ試ミ、後來大ニ望ヲ屬シ、開鑛ノ業ヲ公儀へ請願スルモ、其目的ヲ果サスト云フ。

と、住友以前に既に別子銅山の發見者があつたといふ説のあることを述べてゐるからである。そして「住友物語」や「別子開坑二百五十年史話」などは、いづれも「垂裕明鑑」を唯一或は最大の資料とするだけに、そのまゝこの一説を轉載してゐる。それではこの一説とはどういふ根據に基いたものであらうか。「垂裕明鑑」のやうに、「或ハ謂フ」などと言はれると、何だか單純な一片の傳承か何かのやうにも受け取られるが、その根源を探查して見ると、實はさうではない。これは確實な事實だといふことが判明する。その理由はかうである。

「別子銅山公用帳」といふ帳簿は、今日別子銅山の外、大阪本店用と江戸出店用のものと、合せて三種のものが傳はつて居り、その中、大阪本店用のものゝ第一冊の末尾に、元祿六年(西曆一六九三年)二月豫州川之江代官役所の役人河野又兵衛―元祿七年四月の別子銅山火災に殉職した―が京都在住の代官へ取次いだ川之江代官役所管轄領内の住友以外の銅山關係訴狀類の寫を綴じ合せてあるが、その初めに三島村の祇太夫より提出した別子銅山への飯米賣込に關する次のやうな願書が見えてゐる。

乍恐奉願候銅御山入用米之事

一与州宇摩郡別子山村足谷銅御山大坂泉屋利右衛門ニ未年カ被仰付掘申候御事。

一右銅御山人數之義只今貳千人斗之入込申候。此飯米一ヶ月ニ凡六百石程、壹ケ年ニ七千石餘入申様ニ相見へ申候。右之米舟賃其外造用等考合せ、泉屋方カ下財ニ賣申直段カ少々下直ニ仕、御奉行様御改を請、米千石ニ付御運上銀貳貫五百目宛、米入用之積を以毎月御運上銀差上ケ、御受仕度奉願候御事。

一右銅山去ル七ケ年以前卯ノ年此山初私見立掘掛居申處ニ、同國新居郡金子村源次郎先問掘致せ給候へ、末々ハ如何様共可仕と達而申ニ付、源次郎(脱カ)掘せ申候。然所ニ願せりニ

被成、泉屋方へ被爲仰付候。因茲京都へ平右衛門差爲登、後藤覺右衛門様へ右之通御斷申上候得ハ、銅山盛次第御思召入も御座候間、先相待候へと、被爲成御意候ニ付、其後泉屋方へ此段申入候得ハ、覺右衛門様御替被爲成候故、泉屋も同心不仕、今迄延引ニ罷成申候。右之仕合故此入用米之義奉願上候御事。

右之通少も相違無御座候間、被爲 聞召分、 御慈悲ヲ以被 仰付被下候ハ、家質ヲ入遣成請人相立、御運上銀無相違差上可申候。以上。

与州宇摩郡三島村

祇 太 夫 印

元祿六年酉正月

銅山入用米直段付之覺

一 銀六拾五匁 但銅山下財へ賣候直段只今中相庭(男)、此外時ニハ高下御座候

内

一 貳匁五分 米壹石ニ付御運上

一 四拾八匁 本米買入直段

一 拾匁六分 米壹石ニ付銅山へ上ケ駄賃

一 壹匁 所手代造用

四口合六拾貳匁壹分

引殘テ貳匁九分徳用

この願書は先づ初めに足谷銅山の稼行を泉屋利右衛門(理)に去る四年から仰せ付けられたと言つてゐて、眞實の請負人七右衛門と間違へてゐるのは、聊か不審なやうであるが、後の元祿七年四月

の別子大火災の後、山役人と立會つて調査の上書かれた届書の署名人が泉屋利右衛門手代勘右衛門・同勘介(助)となつて居り、又翌八年七月の別子風水害に就いての代官宛の届書の署名人が泉屋理右衛門であるところを見ると、その間の詳しい事情は明らかでないが、そのやうに誤られる理由のあつたことが知られる。<sup>①</sup>それから次に自分の方からは別子銅山稼人所要の飯米を、賣値を請負人の泉屋よりも多少安くし、運上を納めることにして、請負はして戴きたいと願ひ出たことを述べてゐるが、最も注目すべきは第三條で、住友と祇太夫の競願の結果、住友に別子請負の認可が下りたことを述べてゐる。

これは極めて筋の通つた願書で、別に虚偽が含まれたものでないことは、何人にもよくわかると思ふ。代官が替つたといふことも事實元祿五年(西曆一六九二年)の六月頃に後藤覺右衛門が平岡吉左衛門と替つてゐて、よく一致するし、<sup>②</sup>何よりも一、二年或は數年前のことを、それも前から引續いて在任の川之江代官役所の役人河野又兵衛<sup>③</sup>を經由して申し出てゐることであるから、虚偽の申し立ては出来ないわけである。足掛け七年前の卯の年、即ち貞享四年といふと、切上り長兵衛の發見を、「未來記」の言ふところによつて、最も早く解しても、既述のやうに元祿元年であるから、なほ一年早いことゝなる。唯祇太夫が折角早く見附けて置きながら、素人らしい見立ての不充分

と資力の不足から、直ちに積極的な請負稼行の舉に出でず、少し掘りかけて見ても、他の希望によつて之を譲り、それも又代官所に願ひ出て公然と試掘を行ふのでなく、尙、極めて小規模な試掘で思案しつゝあつた位のことであるから、住友のやうな熟練した専門家の迅速な行き方に對抗出来なかつたのは已む得ないのである。

「垂裕明鑑」がこの祇太夫の願書を見ながら、祇太夫の發見を一説程度にしか採用しなかつたのは、住友の踏査實況よりして、祇太夫のいふやうな試掘の痕跡が全然認められないことから來たものであらうが、それは祇太夫や源次郎の試掘がなほ小規模で一時的なものであつた爲めである。十右衛門の踏査は川之江代官に届け出て行つてゐるのであるから、もし祇太夫・源次郎等が前以つて届け出て公然と試掘を繼續して居れば、そこでその事情を知つた筈であり、さうすれば踏査を中止するか、それとも普通他の場合に見るやうに、祇太夫・源次郎を介してその試掘の現場を見分するといふ容易な道を選んだと思へるのに、さうしたことの認められないのは、祇太夫が初めて發見したとは言ひながら、住友のやうに直ちにその價值を認め得ず、殆んどなすところがなく、住友の踏査出願に出會つて狼狽したのであつたことが想像される。この意味に於いては、祇太夫の最初の發見といふことは、唯それだけのことで、その意義たるや極めて小さいと言はね

ばならないのである。<sup>④</sup>

さて、元祿四年のものと推定される五月十二日附の京都に隠居中の甚兵衛(友信)より備中の吉岡銅山に駐在中と思はれる十右衛門あての書狀が残つてゐる。この中には、吉岡においての仕拂用の銀子二十貫を差し下すこと、吉岡銅山内の千枚山の根戸近くの切場を擴げて、關東山の涌水が減り、やがてこの兩山を切り貫けば頗る有望と思はれること、六、七月の強水の時季に備へて水引雇傭を心掛くべきこと、龜井山に通氣の工夫をし再開を計るべきこと、千荷山の切山を進めること、京都より樋竹を調達し送附したこと、銅相場が北國銅の廻送等によつて毎日少しづつ下落してゐること、長崎の銅貿易の容子等が詳細に記されてゐる。そして吉岡銅山中の漆山にて荷數多く切出したことを喜び、

此山之義水貫キ成就いたし候共、是程迄榮可申様ニハ兼而不存寄候所、水貫之影ニ而不慮之能山出來いたし一入満足申事候。

と述べてゐる。またこの書狀の末尾に近く、

右之通當地かハる義無之候間、氣遣被成間敷候、其許御山之様子承知申度のミ候、水貫抜合、大競ニ候處、此中ニ至り前々ほととの義無之千萬氣毒ニ存候。

とある。吉岡銅山の大水抜は、貞享元年(西曆一六八四年)九月に普請に着手し、元祿二年よりさらに向う五箇年同銅山の請負稼行を免許されて、工事を繼續して、元祿四年二月六日二百間一尺餘を切つて成就した。従つて、右の書狀の水抜の記載より考へても、元祿四年のものであることは確かである。ところで、右の引用の部分に續いて、書狀の末尾に次の如くあることは、別子銅山の創業に關して重要な史料である。

江戸介七無事ニ毎度狀來候、別子銅山願も首尾ハ殘所なく候へともあまり十分過もち  
くいたし候故、又那須善五郎方ハ尾張留右衛門と申者を訴訟ニ出候故、是ニ而未差つ  
かへ落着無之候、金子源四ハ公儀へ出候事成かたく、此方斗ニ而候處ニ留右衛門と申者  
出候故妨ニ罷成候。

十右衛門の後年の手記によると、助七が江戸願に派遣されたとあつて、助七は別子の稼行請負の出願のため江戸へ下つて奔走したのである。江戸介七(助)より毎度狀來るといふのは、主としてその経過の報告であらう。そしてその結果は首尾よく進んだのであるが、那須善五郎方より尾張留右衛門といふものをおそらく名義人として請負の競願に出たため、未だ許可決定に到らぬといふのである。これより先、金子源四も出願の意があつたことは確かであるが、これは公儀において

取上げられず、泉屋のみの出願となつて問題はないと思はれたところに、新らしく留右衛門といふものが出現して妨げとなつたといふ。金子源四は、祇太夫の元祿六年正月の販米賣込の願書にいふ金子村源次郎に相當するに相違ない。即ち右の願書によれば、源次郎は祇太夫に對して問掘することを希望し、やがて泉屋方と願せりになつたと記してゐる。

寶永二年(西曆一七〇五年)十一月、從來運上銅に含まれてゐた口銅を運上銅に追加する旨の達しに對し、今迄通りに差置かれることを願ひ出たが、その寫に附けて別子の運上が他銅山より少し高率である理由を説明したものに<sup>⑤</sup>、

此儀者別子御銅山發端願書ニ寫書有之候通、外より願人有之、願方せり合候故、不得止候而餘山よりも御運上少々高直ニ御請負申上候。

とある。元祿四年二月、泉屋は幕府より運上を増すことにして重ねて訴願することを命ぜられた。幕府が運上増の再出願の處置を採らした背景には、留右衛門の競願が大きな理由となつたのであらう。

なほ、別子銅山の見分のことに関連して、吟味を加へておく事項がある。

それは田向(重)十右衛門の立場である。別子銅山の「新見立之覺」・「開發覺書」のやうな後世に記

録された傳書・聞書の類に、元祿三、四年頃に十右衛門は吉岡銅山支配人であつた如く記してゐる。<sup>⑥</sup>吹屋銅山の關係史料によると、天和四年（貞享元年）より同銅山の山師或は請負人と記されるのは泉屋彦兵衛である。貞享三年冬に彦兵衛は大阪に大切な用事があつて登阪し、その代理を勤めたのは助七と平助である。元祿元年に明年より向う五箇年の稼行請負の繼續を代官あて願ひ出した願書は、<sup>(助)</sup>介七・<sup>(助)</sup>勘介の名義であり、許可が下つてこれに對し提出した一札は、請人泉屋吉左衛門、請負人同助七・同勘介の名義である。さらに元祿六年に明年より向う五箇年の稼行繼續の願書、その許可に對する一札も同様である。元祿五、六、七年の吹屋村銅山の御運上目録は、助七の名義で認められてゐる。これらによると、その當時の文書の記載法に従ふ限りは、吉岡銅山の擔當者は助七、又は助七・勘介であると認めるほかはない。それでは十右衛門の立場はどうであるか。

元祿四年五月頃に十右衛門が吹屋に在つたことは五月十二日附の友信書狀によつて明らかである。この書狀の示すところは、十右衛門が吉岡銅山の經營についても頗る重要な地位にあつたことである。たゞに吉岡銅山のことだけでなく、銅相場や長崎貿易等の機微について友信はその計畫や所見を披露してゐる。

さて元祿七年四月二十五日別子銅山は非常な大火災に遭つた。元締助七が殉職したため、その顛末は二十八日附で勘右衛門・勘介より大阪へも報告された。しかるに翌五月二十六日附十右衛門・平七よりの、さらに詳細なる「諸色正味損銀覺」を携へた作介が閏五月六日に大阪へ着いた。十右衛門・平七より銅山役人澤田新介に對し、同日附で、損失の内譯を書き出してゐる。平七は助七に替つて別子の元締となるのである。これによると、十右衛門は、大火災の報告を受けて、大阪より急遽現地へ下向したものと思はれる。元祿六年十二月十日吉岡銅山でも勘場・碎小屋・藏等が焼失した。翌十一月十右衛門より代官配下の役人あてに、火災の事實を告げ、十三日晚より吹立を行ふことを述べ、また損失の内譯を詳細に報告してゐる。これらを併せ考へると、十右衛門は随時に稼行の現場を巡廻したのでないかと想像される。殊に現場に重大な事件の起きた際には、そこへ赴いて處置し、對策等を指揮したやうである。元祿四年五月頃に吉岡銅山に在つたことも、この年二月大水拔が成就し銅山が増産體制に入つた事情に關係あるかも知れない。このやうに考へて來ると、別子の銅鍾の見分やその後の對策といつた重要な事件に、彼が第一に關與したであらうことも、むしろ當然であつたと思ふのである。

## 註

- ① この場合泉屋理右衛門と言へば普通先づ友芳の從弟で分家理右衛門家の祖武雅が考へられるのであるが、理助家の先祖傳書によると、彼は元祿九年に十五歳、寛保二年に六十一歳で歿してゐて、元祿四年には未だ漸く十歳で、その幼名は吉十郎と言つたといふから、果して武雅のことであるかどうか遽かに斷言出来ない。
- ② 「別子銅山公用帳審番」收録の元祿五年正月附の運上目録の宛名は後藤覺右衛門、同六年正月附のそれは平岡吉左衛門となつてゐることより元祿五年中に兩人の交替があつたことが知られるが、更に「備中川上郡吹屋村御山用控」收録の貞享二年九月附吉岡銅山制札の署名後藤覺右衛門のところに「元祿五年申六月平岡吉左衛門様と書直ス」と記されてゐることからその交替がこの頃であつたことが知られる。
- ③ 右の元祿五年正月附後藤覺右衛門宛運上目録に銅山現場役人として河野又兵衛の名が見えてゐる。
- ④ 尚、別子にはこの外に源兵衛敷の傳説といふものがあるが、この銅山は初め大阪の鑛業家大坂屋が發見し、數箇年稼行したが、資金續かず、住友に讓渡を願ひ出て、住友の有に歸したこと、又當時附近に源兵衛なる者盜掘中の數即ち鑛坑があり、大坂屋の勧めによつて、住友が稼行を出願するに際し、右鑛坑地域を含めて出願し、これをも入手したやうに言つてゐるが、確實な史料に基いて考察すれば、これが何等かの訛傳であることは贅言を要しないであらう。
- ⑤ 「自元祿十五年至寶曆七年 別子銅山關係覺書」(假題)。
- ⑥ 支配人の呼名は後になつて現はれるので、元祿頃には無い。請負人・元締・山師或は(吉左衛門)代人等と記されてゐる。

### 三 第一次開發

#### (一) 出願と認可

田向十右衛門が別子山足谷銅鑛を踏査したのは、その手記「豫州別子銅山初發之書付」に元祿三年(西曆一六九〇年)の九月のことと見えてゐるが、<sup>①</sup>「伊豫國宇摩郡別子山村足谷御銅山新見立之覺」には、「同年八月重右衛門大坂店に罷登、見分之次第委細申聞候間」と、既に前月の八月には見分を終へた十右衛門が上阪したやうに述べてゐる。この場合普通ならば手記によつて「新見立之覺」を訂正すべきであらうが、何分この手記は踏査から三十五年も後のもので、現に年に就いては元祿三年を四年など一年誤つてゐるなどのことがあり、それに又、「新見立之覺」はそれについて出願の月を十月と並記するに對し、手記はこれを明記してゐないなどのこともあるから、必ずしも手記の記述を正しいとばかりは速斷し兼ねるものがある。尤も年と月とでは錯覺の條件を異にし、月には季節の變化といふものが直接體驗として伴ふものであるから、年に比較しては錯覺の危険が少いと思はれる點から、矢張り十右衛門の手記に重きを置いてよからうと思はれる

が、こゝは姑く「銅山開發一條願書類抄出寫」や「たからの山」の筆法で單に元祿三年の秋として置くのが無難であらう。

次いで手記には「石色萬端山之情分見届、鏈持參致、大坂へ登せ候而江戸願ニハ助七指下シ云」とあるのみで、十右衛門自身の行動が今一つ明確を缺くが、事の性質上又前後の事情より推して、こゝは「新見立之覺」に、「重右衛門大坂店に罷登、見分之次第委細申聞候間、右御山相稼見申度願書差上申筈ニ相定云云」とあるのに従つてよいのではないかと思はれる。兎に角住友ではこの新發見の銅鑛の價值を直ちに認めて、該地支配の代官後藤覺右衛門を通じ、出願の手續をとることになつた。この出願の衝に直接當つたのは、江戸出店支配人の七右衛門と吉岡銅山の請負名義人の助七とで、今度は七右衛門が請負名義人となつた。それは「新見立之覺」によつて姑く十月としてよいであらう。どうしたことかこの元祿三年の末に提出した願書の寫は今日傳はず、別子銅山に關する公用記録を輯録した「別子銅山公用帳」も、翌四年四月の再提出願書から始まつてゐる。

ところで、發見の項で述べた如く、この住友の出願と相前後して、住友より尙早く、既に貞享四年(西曆一六八七年)にこの銅鑛を發見し、竊かに問掘してゐたらしい三島村の祇太夫或は金子村源次郎

からも出願し、こゝに端なく兩者の競願となつた。それは元祿六年正月祇太夫より代官へ提出した前述の別子銅山入用米賣込願書の一節によつて知られる。このやうな競願に對する裁決の結果として、住友に認可が下つたのである。

それでは、住友は別子銅鑛の發見に於いて明らかに祇太夫よりも後れながら、どうして之を凌いで認可を得ることが出来たのであらうか。或は住友は發見は後れたけれども、祇太夫のやうに徒らに試掘に日を送るやうなことをせず、直ちにその眞價を認めて出願の手續をとつたから、願書の提出は祇太夫よりも早かつたといふやうなことも考へられるであらう。しかし、競願といふことは必ずしも時期の先後に關するのではなく、請負運上額の多寡が根本の問題である筈である。そこでこの間の事情を理解する爲めには、更に大きな根本的な立場より考察を加へる必要があると思ふ。それは即ち當時の幕府有司の鑛業管理方針が如何なるものであつたかを顧みることである。といふのは、當時幕府有司の考慮は、鑛山發見の先後といふやうな因縁關係よりも、如何にして全體的により多くの運上收入を擧げるかといふ點に重點が指向されてゐたからである。例へば吉岡銅山に於いて―これは既刊泉屋叢考第十一輯「別子稼行以前の住友鑛業」で述べたことであるが―住友はこの老銅山の回生には大疏水坑道掘鑿の外に方途なしとし、自力で巨額の資金を

投じ、六箇年半といふ長い歲月を費して、拮据經營の後、漸く元祿四年に至つて目的の大疏水坑道を完成し、これによつて期待通り莫大な産銅を得ることゝなつたので、大いに勢ひ込み、脇から邪魔の入らぬうちに、同六年の末、現在の契約期限に先立つこと七箇月以上も前、この年五月早くもまた五箇年の稼行繼續を願ひ出た時、これを勘定奉行へ取次いだ代官平岡吉左衛門の右願書の末書には、

方々相觸入札ニも申付候へ、御運上増シ候而御請仕候者も可有御座様ニ奉存候へ共、  
身軀薄者山不案内之者坏御請仕、御山仕損シ、末々御山も捨り申様ニ仕成シ申候而へ、  
如何ニ奉存候間、右介七勘介奉願候通被 仰付可然奉存候。

と言つてゐるのである。さうすると、これでは住友の資力と手腕とを確認してはゐるが、住友が非常な犠牲を拂つて廢滅に類してゐたさしもの老廢山を回生せしめるに至つた大功などは全然無視されてゐる。住友としては當時なほ經費未回收であることも願書中に申述べてゐるに拘らず、これに對して平然と、「方々相觸入札ニも申付候へ、御運上増シ候而御請仕候者も可有御座様ニ奉存候。」などゝ言つてゐるところに、當時の幕府有司の鑛業管理態度を見ることが出来る。即ち運上次第では、何時他人に請負替をさせるかも知れないといふやうなことを述べてゐるのは、

今日の常識からは一寸割り切れないほどのものである。かういふ立場から、當局の着眼點が運上の高率と産銅の多額と採鑛の長期といふことになるのは自然で、従つてその請負人に對する要望は資力の豊富と稼行の熟練とにならざるを得ない。

ところが、今別子稼行に就いて見ると、この銅山は非常に高峻な深山で、その開發は容易なことではなかつた。これは後の代官平岡吉左衛門自身が「身代薄者山不案内之者抔御請仕候而者、山相續仕場所之様ニ不奉存候。」と言つて、之を認めてゐる<sup>②</sup>。さうすれば當銅鑛最初の發見者が祇太夫であつても、單にそれだけでは稼行權取得優先者として認められる譯には行かない。彼が多少の資力を持つた三島村の有力者であつたことは、元祿六年別子銅山の稼人約二千人分の飯米賣込方を願ひ出したことによつて知られるにしても、銅鑛發見後數年も正式稼行の手續を取らず、少々試掘しかけたゞけで、後は金子村の源次郎の願ふまゝに、同人にやらせたりしてゐるところなどからも明らかかなやうに、鑛業には素人であつたからである。

これに對し、住友は過去數代數十年に亙り、幕領藩領諸國數多の鑛山を稼行し來つて、自他共に許した最も經驗ある鑛業家であり、又古來本邦の銅製鍊及び銅貿易家の主班たる地位をも兼ねた資力確實の事業家でもあり、更に當時はこゝ十年ほど吉岡・幸生の二幕領銅山を稼行中で、別

に幕領足尾・栗山兩銅山産銅の異國交易方をも擔當させられてゐるなど、幕府とは格別の關係があり、その實力實態は當局に充分知られてゐたのであるから、いづれの點より見ても祇太夫などゝは同日の談ではない。その上この別子山が住友が現在稼行中の吉岡銅山と同一代官後藤覺右衛門の支配地であつたといふことが、住友には甚だ有利であつたことも見逃せない。このやうな種々の點を考慮すると、住友に認可が下つたといふには、長い歲月の間に築かれた住友の實力地盤といふものが大きな背景をなしたので、それは決して偶然ではなかつたことがよくわかると思ふ。

しかし、續いて尾張留右衛門といふ競願者が現はれたが、かうした競願に勝つて、住友は別子稼行の認可を得ることゝなつた。しかし當初元祿三年に提出した願書がそのまゝ通つたのではなかつた。翌四年二月九日になつて、前願書の運上は少ないから増額して重ねて願ひ出よとの指示があつた。そこで住友では再考の上、四月になつて改めて又代官を通じて、願書を提出したのである。この願書を「垂裕明鑑」には「其願意左ノ如シ」と言つて、任意に要約改變し、同じく任意に要約した請書と並べて記載してゐる。ところが「日本鑛業發達史」や「住友物語」或は「別子開坑二百五十年史話」などは、これをそのまゝ願書の原文であるかのやうに誤解し、殊に「二百五十年史話」は「徳川時代における鑛業免許の一例として、本邦鑛業史上重要視せらるゝ文獻

であるので、その全文を次に掲げる。」とまで前置して、そのまゝ轉載してゐるのである。願書の原文は即ち次の通りである。

乍恐書付を以御訴訟申上候

伊豫國後藤覺右衛門様御代官所宇摩郡別子山村足谷銅御山之義、去年々奉願候所、當二月九日ニ被仰渡候者、御運上増重而御訴訟申上候様ニと被爲仰付候御事。

一此度申上候御運上之義者、銅千貫目ニ付御運上銅百三拾貫目宛差上ケ可申候。但銀子ニ而被召上候ハ、御運上銅百貫目ニ付、此代銀五百目宛之積リヲ以毎月指上ケ可申候。大榮り仕候ハ、何分ニも御下知次第御運上増指上ケ可申候。御山被仰付候ハ、萬爲御入用金子五拾兩宛、山之善惡ニ不構毎年五月中ニ差上ケ可申候事。

一年季之義者五ケ年奉願候。右御山者大難所其上新銅御山ニ而、取立ニ大分金子入申候。因茲年季奉願候御事。

一銅吹申炭之義、銅御山近邊ニ雜木多ク御座候。是を炭ニ燒遣申様ニ奉願候。一日ニ銅百貫目仕立申ニ者、炭竈拾口程ニ而炭燒申候。壹ケ年ニ御運上炭竈拾口ニ付銀卅枚宛差上ケ可申候。御山榮申候ハ、炭竈増、右之積リヲ以炭御運上指上ケ可申候。御運上銀ハ毎

月指上ケ可申候御事。

一山小屋留木薪等者、御用ニ立不申候雜木或者立枯朽木多ク御座候。是を遣申様ニ奉願候。

此所大難所奥山ニ而、炭薪里迄出シ候得者、壹駄分ニ銀拾四五匁程掛り申ニ付、商賣ニ者成不申、年々朽捨り申御事。

一山之圍御番所普請之義者、御意次第ニ修覆共私方々可仕候御事。

右之通御運上増奉願候。新銅御山之義ニ御座候得共、段々金子仕込御山榮り御運上増差上ケ申様ニ可仕候。乍恐被爲仰付被下候ハ、難有可奉存候。以上。

中橋上槇町

元祿四年未四月

泉屋七右衛門

大坂請人

泉屋吉左衛門

御奉行様

今これを「二百五十年史話」などに掲載のものと比較するならば、それが如何に任意に簡約され、又項目の順序等も改變處理されたものであるか知られるであらう。そしてこれは二度目の

願書で、前の願書を前提として作成されたものだけに、當時のかゝる願書の完全な代表例とするには聊か物足りない感がないではない。

さてこれで見ると、第一は問題となつた運上の件で、それは銅の場合は山師取り分出銅千貫目に付百三十貫宛、銀子の場合はその運上銅百貫目に付銀五百目宛の割合、即ち山師取り分の出銅千貫目に付銀子六百五十目といふ譯で、之を毎月納入し、將來大繁榮の場合は更に増額すべき事。尙諸入用として、山の善惡に拘らず、年額金子五十兩を五月に納入すべき事。第二は年季で、五箇年の請負とされたき事。第三は炭竈の運上で、吹炭用に銅山近邊の雜木の使用を許可され度く、その運上として炭竈十口に付一箇年銀三十枚（一貫二百九十匁）宛とし、之を毎月納入すべき事。第四に山小屋・留木・薪に不用の雜木或は立枯木朽木の使用を許可されたき事。第五に山の圍・番所の普請は建造修覆とも請負人の負擔とすべき事の五箇條からなつてゐる。この内容は當時の銅山稼行願書として特別なものでもないが、吉岡銅山稼行の場合に比較して、運上が山師取り分の出銅千貫目に付銀子で百目多く、其上諸入用として山の善惡に拘らず年額金子五十兩納入することになつてをり、これに就いては後に説明する。さうすると、この新山の將來に對しては、相當な期待がかけられたと推察してよいであらう。

この願書を受理した後藤代官は、願書の奥に次のやうな意見を書き添へて勘定奉行に取次いだ。右之通私御代官所豫州宇摩郡於別子山ニ銅山見立申候間、五ヶ年切御請仕度由、大坂泉や吉左衛門江戸中橋上榎町泉屋七右衛門と申者、如此願書指出シ申候。場所見分仕候所、雜木山ニ而御用木ニ罷成候木無御座候。所之障ニ成候義も無御座候間、被仰付可然奉存候。於然ル者慥成質物請人取之、番人附置、御運上無油斷相改取立上納可仕候。如何可被仰付候哉奉窺候。以上。

元祿四年未五月

後藤覺右衛門

### 御勘定所

この奥書の日附によつて見ると、本願書は五月に入つてから勘定奉行へ提出されたものであるが、九日には早くも認可が下つた。それは右願書の寫の後に、「右願書之通、五月九日稻生伊賀守様御月番ニ而被仰付候。」と註記されてゐることから知られる。稻生伊賀守正照は月番の勘定奉行である。これは當時の慣例として、當然評定所へ願人たる江戸店支配人七右衛門を呼出した上、認可の達しがあつた譯であるが、「垂裕明鑑」には、「五月九日ニ至リ開鑛許可ノ旨江戸ヨリ下知セラル。」と言ひ、「住友物語」は之をうけて、「五月九日に至り、開坑認可の指令が江戸か

ら住友家の手に達した。」と言つて、この日に大阪の住友家に認可證が到達したかのやうに記してゐるのは、明らかに誤解である。先の田向十右衛門宛の書狀にも知られる通り、五月十二日頃には友信も未だ認可されたことを知らなかつたのである。その認可證といふのは、願書の裏面に認められた所謂裏書で、その全文は次の通りである。「垂裕明鑑」には願書にすぐ續けて、「右願書聞濟裏書連判左ノ如シ」と記し、奉行所有司の署名のみを掲げて、前の代官の奥書もこの裏書の文言をも省略してゐるため、これに依據した諸書は、すべて單にこれだけのものが出願より認可に至る迄の形式であるかのやうに誤解してゐる。

表書之豫州御代官所別子山村銅山之義、江戸中橋上榎町泉屋七右衛門大坂泉屋吉左衛門度々願候ニ付、其方見分之上被致吟味候所、障も無之由ニて、右七右衛門吉左衛門願之通請人取之、當未六月々來ル子五月迄銅掘候様ニ可被申付候。運上銅之義者千貫目ニ付百三拾貫目宛毎月取立、運上銅百貫目ニ付銀五百目宛之積り代銀ニ而取立可被申候。其外表書ニ有之諸事入用金五拾兩年々可被取立之候。勿論年數ノ内ニも大分榮り銅出候ハ、運上増出候様ニ可被相心得候。且又炭竈運上者拾口ニ付壹ヶ年銀卅枚宛ニ相究、毎月可被請取之、此外ニも山榮運上取之可然物有之者、可被得下知候。炭薪ニ者銅山近邊

ニ有之雜木并朽木立枯木等燒之、若御用木ニも可成木者不伐様ニ急度可被申付候。尤銅山間歩圍番所普請修覆之義、書面之通可被致候。右之通相背候ハ、可爲曲事旨可被申渡候。斷者本文ニ有之候。以上。

未 五月

諸星傳左衛門印 櫻井七右衛門印  
佐州へ被遣候

荻原彦次郎 能勢藤九郎印

稻生伊賀守印 山田安兵衛印

松平美濃守印 石原平十郎印

この裏書によつて愈々願書通り認可され、年季は當未即ち元祿四年の六月から來る子即ち同九年の五月迄の五箇年、運上は銀納と定められたことがわかるが、文中「度々願候ニ付」と見えるのは、即ち祇太夫等との競願を想はせる。これに就いて別子銅鑛踏查人田向十右衛門の手記に、  
江戸願ニハ助七指下シ、首尾能訴訟相叶、山師助七請負人中橋泉屋七右衛門と御裏判出申候。

と言つてゐるところを見ると、表向願人七右衛門と共に、助七がその間に大いに奔走したことが

知られる。助七が江戸へ下つて奔走したことは、五月十二日の友信の書状に見える。しかし「山師助七と御裏判出申候」といふことは、助七が別子の開坑に當り元締となつたことは事實であるが、この裏書の文面にはどこにも見當らない。それから次に注意を惹くのは、「勿論年數ノ内ニも大分榮り銅出候ハ、運上増出候様ニ可被相心得候。」とか「此外ニも山榮運上取之可然物有之者、可被得下知候。」などある文言で、これはかゝる際の常用の文句であるとしても、當局が利得收納に抜目がなかつたことを示してゐる。

かくて住友はこの認可證に基いて請書の用意をなし、翌月の六月朔日に後藤代官の手許へ七右衛門の捺印だけで請負手形を提出し、住友家の當主友芳の判は、其の後この手形を京都へ回送して上方で取ることゝなつた。③即ちその請負手形の全文は次の通りである。

#### 差上ケ申一札之亵

一豫州宇摩郡於別子山ニ銅山見立、御請仕掘申度由、去年中ハ奉願候所、御吟味之上此度被仰付難有奉存候。年季之義者當未六月ハ子五月迄五ケ年限、御運上之義者銅千貫目ニ付御運上銅百三拾貫目宛、但御運上銅百貫目ニ付代銀五百目宛ノ積リヲ以、毎月急度銀ニ而指上ケ可申候。勿論年季過候ハ、早々立退山指上ケ可申候事。

一炭竈役之義、毎月過不足御改ヲ受、御運上急度差上ケ可申候。山御入用金之義者、山之善惡ニ不構、五拾兩宛毎年五月之内指上ケ可申候事。

一大盛仕候ハ、御下知次第何分ニも御運上増候而、差上可申候事。

一金銀之鉷ニ逢申候ハ、早々御注進申上、何分ニも御下知次第御運上差上ケ御請可仕候。若隱掘仕候ハ、如何様之曲事ニも可被仰付候事。

一山之圍御番所普請之義者、御指圖次第修覆共何分ニも私入目ニ而可仕事。

一御用木ニ可成木少も伐申間鋪候。其外何ニ而も御山之障者勿論、百姓衆之障リニ罷成候義仕間鋪候事。

一私共手代其外召仕下財等迄、宗門入念相改、慥成請人ヲ取差置可申候。若不吟味ニ致、切死丹宗門など指置申候ハ、何分ニも私共へ御掛リ可被成候。勿論御苦勞ニ不罷成候様ニ、私共埒明ケ可申候事。

一はくち其外少之義ニ而も、諸勝負爲仕申間鋪候。勿論喧嘩口論無之様ニ常々可申付事。一火之用心大節(切)ニ致、御山不燒様ニ下財等迄も入念可申付事。

一銅山ニ而不依何事私之役義相立申間鋪候。山盛候而從 御公儀様御役義被仰付候ハ、

御意次第可仕度。

一諸事御法度之義、平世御壁書之通急度相守、不作法成義無之様ニ常々召仕下財等まで堅ク可申付事。

右之通慥御請仕候。若相背申候ハ、別紙ニ差上申候家質被召上、其上本人請人共何分曲事ニも可被仰付候。爲其手形差上ケ申候。仍如件。

元祿四年未五月

江戸中橋上榎町泉屋

七右衛門

大坂泉屋

吉左衛門

後藤覺右衛門様

この請負手形は當時通例のもので、格別なこともないが、切支丹宗門取締の嚴重と勝負事の嚴禁とは、山内稼人の生活を考へる上に注目すべきことであらう。そしてこの手形の末文に見える家質に関する證文は、大分後れ閏八月になつてから提出された<sup>④</sup>。それは次のやうなもので、願書が奉行宛であるに對し、請書と家質證文とは代官宛になつてゐる。

差上申家質證文之事

豫州宇摩郡別子山足谷銅山御請負之儀、江戸中橋上槇町泉屋七右衛門大坂泉屋吉左衛門ニ被仰付、當未六月ハ來ル子ノ五月迄中年五ヶ年切銅掘申候。御運上并銅山ニ而遣申候炭御運上、別紙手形之通毎月差上ケ可申候。諸事爲御入用金壹ヶ年ニ金子五拾兩宛毎年五月中差上ケ申答ニ御座候。依之爲家質

一 表口拾間  
裏行拾七間

こけら葺之家并瓦葺吹屋在之

京三條大橋上ル孫橋町

泉屋伊兵衛家

此賣券七貫目

右之家屋鋪差上置申候間、若御運上金銀滯申候ハ、別紙手形之通、此家屋鋪可被召上候。銀ニて差上候様ニと被仰付候ハ、早速賣立銀子上納可仕候。尤外之質物ニ入不申、何方ハ何之構も無御座候。爲後日一札如件。

元祿四年未後八月

泉屋

伊兵衛

五人与

誰

//

誰

//

誰

年寄

彌五右衛門

### 後藤覺右衛門様

この證文の京都孫橋町の家といふのは、祖父友以が大阪へ下る前始めて建てた吹所で、住友にとつてはなかなか由緒あるものである。

### 註

- ① 手記に元祿四年末九月と翌年のことのやうに記してゐるのは記憶違ひである。「別子銅山の發見」参照。  
右御裏書未五月廿九日御勘定御組頭櫻井七右衛門様方河野紋左衛門殿取ニ御越、則御請取候而、翌六月初日後藤様へ御請負手形指上ク、則七右衛門判形致、後藤様方右受負手形京都後藤權太郎様へ御上せ被成、吉左衛門判形ハ上方ニ
- ② 「別子銅山公用帳壹番」元祿九年二月附稼行繼續願書未書。
- ③ この請負手形の寫に次の註記がある。(別子銅山公用帳)

別子銅山の發見と開發

而御取可被遊旨御登せ被成、則七右衛門方六日飛脚ニ京迄 ④ この證文の寫のはじめに次のやうな添書がある。「京方寫上ス。  
書閏八月七日期下ル則寫ス」。

## (二) 開 坑

稼行の認可を得ると、住友ではいよいよ開坑の準備にかゝつた。「豫州別子立川兩銅山開發覺書」には「備中吉岡銅山を重右衛門助七兩人足谷山へ草分け初入仕、別子山手を鋪口相開キ稼入申候事」と見えてゐる。この書は寶曆八年にかゝれたもので、記事中には前にも述べたやうに誤解も少くない。元祿八年(西曆一六九五年)の別子・立川の坑内抜合の事件に關係した書類で、元祿十年に書かれた文書に、二十一年前ひのとの巳即ち延寶五年、これは宇摩郡の幕領が松山藩の預り領より代官支配に移された年であるが、代官三田次郎右衛門が、西條領との境界に、足谷峯・彌次郎谷峯等五箇所に幕府の御林山(別子山村山林)の伐木を禁止した高札を建てた次第を述べて「足谷峯ニ銅山出來申ニ付大坂泉屋吉左衛門手代助七平七と申者、七年以前未之閏八月罷越、小屋をかけ間符立銅山仕候、御役人河野又兵衛様澤田新助様兩人亦下役三原文右衛門様石田茂右衛門様銅御改被成」とある。これには十右衛門の名が見えない。<sup>①</sup> 助七は當時吉岡銅山の請負人でもあつた

が、別子開坑以後はこゝの元締ともなり、平七は助七の殉職後元締となつたことは、疑ひもない事實である。それでは十右衛門の役割はどうであつたか。十右衛門は前に述べた通り、銅山の重要時には、現場に赴いて指揮したり、處置したりしてゐることを想ふと、別子の開坑に當つて、特にこれに臨んだといふことは十分に考へ得ることではある。

さて何分別子は海を隔てた遠方の高峻な深山で、しかも最初の開發といふのであるから、種々の準備を要し、認可後直ちに着手しても、開坑までは容易なことではない。四年後の元祿八年八月隣接の立川銅山との境界争論に關して奉行所へ提出した住友の訴狀の初めに、

去ル未ノ五月私共御請仕、深山大難所人之通ひ無御座所ヲ、大分雜用金を以、岩石ヲ切  
ならし、或ハ梯ヲ渡、未ノ八月ニ山入仕、段々普請仕付、結構成御山ニ仕立云云

と述べてゐるのは、その間の消息を傳へるもので、後の「豫州別子銅山之覺書」には、更に詳しく具體的に、

右銅山最初通路道筋同郡船着天満村ノ道法十三里餘、麓ノ山元迄高山難所谷峯を隔  
九里餘、通路道筋無御座候所、新見立之節、谷川をつたひ銅山取明ケ、段々巖石を切開、  
難所ニ新道造り、所々ニ梯を仕、天満村ノ銅山迄中宿四ヶ所取立云云

と言つて居り、天満村からおぼこ峠・乙地を經由する裏山道開設の困難さがうかゞはれる。<sup>②</sup>かうして始めて目的の銅山に辿りついたのは、五月認可を得てから三箇月後の八月であつた。「年々帳無番」に豫州別子村足谷銅山之事と題する記事があり、その初めに、

一貞享四未五月九日(貞享の右側に「元祿ノ相違、貞享四ハ卯年也」の註記がある) 被仰

付來ル子四月迄五ヶ年之定

と記して、貞享四の左側に「但八月ニ山入仕ル」との註記がある。それから次第に山小家・勘場・床屋(家)・燒竈それに炭竈等の普請にかゝり、その間に諸方から稼人が集められた。かうしてよいよは閏八月朔日(陽曆九月二十二日)から掘り掛り、十月から炭を燒き、十月十二日(陽曆十二月一日)から燒吹を始め、こゝに最初の産銅を得ることゝなつた<sup>③</sup>ので、此の年十二月末日迄に産出したところは、五千百二十二貫九百目即ち三萬二千十八斤餘であつた。この間の事情は翌年正月代官所へ提出された運上目録によつて詳細



む望を峠こぼおりよ(南西の滿天)野入

に知ることが出来る。この運上目録は大體毎年正月に前年中の産銅高と運上の歩合とを報告したもので、當時の一つの形式をなすものであるから、一例として次に掲げよう。

豫州宇摩郡別子山足谷<sup>銅山</sup>炭竈<sup>山</sup>末年御運上目録

一 銅五千百貳拾貳貫九百目

出來銅辻

此譯

四千五百三拾三貫五百三拾九匁貳分  
五百八拾九貫三百六拾目八分

山師取分  
御運上銅

但銅千貫目ニ付御運上銅百三拾貫目宛

此銀貳貫九百四拾六匁八分四毛

但銅百貫目ニ付銀五百目宛

一 炭竈貳拾貳口

十月ヨリ燒掛り十一月迄貳ヶ月分  
平均壹ヶ月ニ拾壹口宛

此運上銀貳百三拾六匁五分

但 竈拾口ニ付壹ヶ年  
銀三拾枚宛積り

銀合三貫百八拾三匁三分四毫

右之銅未閏八月朔日<sup>(符)</sup>を掘掛り、十月十二日<sup>(符)</sup>を同極月晦日迄燒吹仕、度々御差圖を請、間步燒竈床屋之内晝夜御吟味之上御改被成候小帳面を以如斯ニ御座候。并炭竈之儀度々御

改被成、壹ヶ月之内一日燒候而も壹ヶ月分之御運上差上候積り、小帳面之通少も相違無御座候。以上。

元祿五年申正月

泉屋

吉左衛門

後藤覺右衛門様

前書之通私共吟味仕相違無御座候。以上

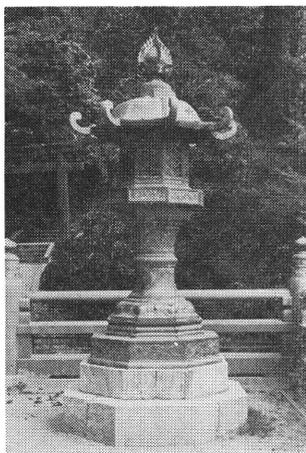
河野又兵衛印  
澤田新助印

右の中「度々御差圖を請、間歩燒竈床屋之内晝夜御吟味之上御改被成候……并炭竈之儀度々御改被成、壹ヶ月之内一日燒候而も壹ヶ月分之御運上差上候積り」とあるあたり、代官派遣の銅山役人の監督が甚だ嚴重であつたことを示してゐる。最後にこの目録記載事項の正確を證明して署名する河野又兵衛・澤田新助は、即ちこの監督に當る銅山役人である。

是より先、當初より開坑の業務を指揮した田向十右衛門は、一切の手筈が整うて、閏八月一日から採鑛にかゝり、次第に鉑石が掘り出されて、これならば最早大丈夫との見込みがつくと、早速一切の業務を助七に引渡して、吉岡へ立歸つたと傳へられる。即ち「開發覺書」には、前記草分初入りの記事に續いて、「但山小家勘場床家燒釜等悉ク取建、鉑石揚り方見届候上ニ而、重右衛門儀備中銅山へ罷歸候ニ付、別子銅山支配方一件ハ助七へ引渡し候事」と見えてゐる。吉岡は

この年二月の初め、宿望の大疏水坑道が六箇年半の歳月を経て漸く完成し、盛山の一途を辿つてゐたから、同山開發擔當中の十右衛門は長く不在にして置けなかつたであらう。そこでこれからは豫ての計畫通り、助七が當別子山經營の元締役となつたのである。十右衛門の手記を讀むと、讚岐の金刀比羅宮に、助七と十右衛門との二人が願主となつて、竪四尺横六尺の一枚板に唐人山稼ぎの圖を畫いた繪馬を奉納したことが見えてゐるが、これは彼等が別子山入りの爲め四國に渡航すると、先づ同宮に詣で、山の繁榮と荷物輸送の安全とを祈願したのに基くものと思はれ、興味深いものがある。また同手記には繪馬のことについて「金燈籠二ツ手前を寄進」とあり、現

元祿十年住友寄進の金刀比羅宮燈籠



別子銅山の發見と開發

在本殿北側にある元祿十年九月住友獻納の青銅製燈籠二基がこれに當るものであらう。<sup>④</sup>

別子開坑の經過は概略以上のやうなものである。「別子開坑二百五十年史話」は開坑指揮者に就いて、「開坑に際し、杉本助七が擧げられて元<sup>モトジメ</sup>メとなつた。上席の田向重右衛門はさしあたり吉岡を離れることが出来なかつたからだ。」と言ひ、十右衛門が關係しなかつたやうに記してゐる

る。しかし「開發覺書」の記事や、十右衛門手記の金刀比羅宮へ繪馬奉納の記述があり、又十右衛門の當時の役割より察して、開發の指揮に當つたことは事實と認められる。この點「垂裕明鑑」の總論に収録されてゐる別子年々産銅表の支配人の項に、眞先に十右衛門を擧げてゐるのは注目すべきであらう。次に「垂裕明鑑」はその本文に「閏八月朔日ヨリ銅山開坑ノ準備ヲ爲シ、炭燒所ヲ山中ニ設ケ、其他鑛業ニ要スル百般ノ計畫ヲ爲ス。是レヲ別子銅山開業ノ第一着トス。(中略)十月十二日ヨリ開鑛ヲ爲シ、今年中ニ製出スル銅五千百二十二貫九百目即チ三十二萬百八十一斤ヲ得ル。是ヲ以テ後來益盛ナルヲト知スヘシ」と述べ、閏八月朔日より準備、十月十二日開鑛、當年中の産銅三十二萬百八十一斤としてゐるが、これは前掲運上目録の記述を誤解し、又誤算したものであることは明らかであらう。しかるに「別子開坑二百五十年史話」に於いても原史料の運上目録に據らずこれを採り入れ、且つ想像を加へたため、稍混亂した記述となつてゐるのは遺憾である。殊に「垂裕明鑑」が、實際は閏八月朔日以後同年中五箇月間の産銅三萬二千八百斤を、十月十二日以後三箇月足らずの期間に三十二萬百八十一斤と誤り、之によつて後來の盛山を卜知すべしとしたのをそのまま信じたことは、その想像的記述と相俟つて、本書の諸所の記述を不正確ならしめてゐる。

① 近藤光明氏文書。

② 尤も別子山中がそれまで全く人跡未踏であつたとは考へられず、元祿八年別子立川兩銅山拔合問題が起つた際の「書札寫」に別子開坑以前より兩山の峯境附近の別子山側に公領山林の禁札があつたことが見える。

③ 別子鑛業所で大正年間に作成した「別子銅山」といふ小冊子に、「元祿四年四月を以て採掘を開始した」と言つてゐるのは、第二回の稼行願書提出の月を直ちに採掘の月と誤認したものであらう。同じく同所作成の「舊別子案内記」といふ小冊子の歡喜坑の條に、「元祿四年五月九日開坑」

### (三) 繁 榮

このやうにして、別子の開發は漸くその緒についたが、こゝで住友が當山の開發に如何なる心構へを以つて臨んだかを顧みて置く必要がある。それは、後、元祿八年(西曆一六九五年)八月、立川銅山との坑道拔合爭論に關して提出した訴狀の中に、この間の消息がよく窺はれる。即ち訴狀の一節

と記してゐるのは、稼行請負認可の日を直ちに開坑の日と誤つたものに外ならない。そしてかく住友内部に於いて既に誤解がある以上、外部のものが誤られるのは致し方ないことで、例へば「日本鑛業誌」・「本邦重要鑛山要覽」・「最新大日本鑛山史」・「愛媛縣新居郡誌」・「伊豫史精義」等はずべて開坑を元祿四年四月としてゐるのである。

④ 金刀比羅宮社務所に照會したが、残念ながらこの繪馬は残つてゐない。尙、燈籠については挿繪參照、高さ十尺二寸(三米餘)。

に次のやうに見えてゐる。

惣而年季ニ被仰付候御山ハ、當分山士勝手能様ニ斗仕掛かせき候ニ付、或ハ百年相續可仕御山も、貳拾年卅年ニ而絶果申様ニ罷成候故、御爲ぬけ申候。私義ハ於所々御公料之御銅山御請仕相勤候故、末永ク御山繁昌仕、御運上永々上り、私共も子孫并抱置候數千人家業相續仕度念願ニ而、他之山士之様ニ早ク御山捨り申様ニハ不仕、山入ハ末々を考大分之雜用金ヲ入候。

もとよりこれは訴狀の性質上、そこに多少の潤色誇張あることを無視出来ないにしても、之によつて別子開發が年季を超越して、遠大な計畫の下に、當初より大資本を投じて始められたことが認められるであらう。實際また別子のやうな深山の高峻な難所を開發するには、本腰を据えた遠大着實な方策を以つてしなければ、成果は望み難いのである。それだけにまた爾後の開發成績も極めて良好で、翌五年度には九萬五千四百四貫七百目即ち五十九萬六千二百七十九斤餘の産銅を得て、前年度とは格段の躍進を示し、翌々六年度には、更に十三萬九百一十一貫二百目即ち八一萬八千百九十五斤へと上昇した。殊にその六年度には六月二十一日大風雨の襲來によつて、藏十三箇所、下財小屋二百軒餘が吹き潰されるといふ被害をうけたに拘らず、この成績を擧げ得た

ことは、將來に對して甚だ大なる希望を與へたであらう。しかも、一方吉岡でもこれまた四年二月に宿望の大水拔が完成してから産銅好調を呈し、五年度には七十萬斤、六年度には九十一萬三千餘斤といふ未曾有の好成績を挙げたのである。そこで住友家では非常な喜びであつたと見え、當山開發の功勞者である十右衛門と助七とに對し、從來の吉岡銅山での功績をも兼ねてゝあらう、家督を與へて別家せしめることゝなつた。このことを十右衛門の例の手記には、「段々山榮二三年之内めつきりと御藏入有之、依之友信公御機嫌ニ而、十右衛門助七ニ家督被下、助七十右衛門今一兩年備中豫州相勤メ申答ニ而、助七ハ豫州へ下り欠引致候。」と述べてゐる。二人が讚岐の金刀比羅宮に唐人山稼ぎの繪馬を奉納したといふのは、即ちこの時曾て山入りに際しての祈願が成就されたのに對し、報賽の意を表はさんとして企てたものであらうと思ふ。繪の筆者は明らかでないが、書は當時京都で聞えた北向雲竹に依頼したといふから、相當金を掛けた立派なものであつたことが想像される。<sup>③</sup>ところが、こゝに思ひがけなくも一大椿事、前年の大風水害以上の椿事が出來した。それは大山火事で、七年四月二十五日(陽曆五月十八日)の晝間、山役人澤田新介番所附近の燒竈より出火し、數日來の日照りで全山乾燥のところへ、折柄の烈風にあふられて、火の手は忽ち擴がり、全山悉く燒失、銅山役人河野又兵衛・元締役助七を始め手代以下合せて燒

死者百三十二人を出すといふ大慘禍を見たのである<sup>④</sup>。この火災に就いて、後世これは立川銅山側が別子の異常な繁榮を嫉視して放火したものであると考へられるやうになり、廣瀬幸平の「半世物語」にもそのやうに記されてゐるところから、一般にかうした考へ方が擴がつてゐるやうであるが、これは誤傳である。このことは「別子開坑二百五十年史話」が既に明確に之を指摘してゐる。眞實は別子側より出火したに對し、立川側は自山に火の手の及ぶのを防ぐため、向火として自山に火を放ち、これが爲め立川側に逃げ道を求めた別子の人々は逃げ場を失つて燒死したのであつた。銅山の出火に向火といふことは餘りやらないことのやうであり、それに當時の立川の山師は前に別子稼行出願に際し競争相手となつた祇太夫側の山師金子村源次郎であつたから、この立川側の向火なるものには、或は惡意も含まれてゐたかも知れず、さうしたところから發展し、別子の火災そのものも立川側の放火に因るかのやうに考へられるやうになつたのであらう<sup>⑤</sup>。住友家では當時の犠牲者を悼み、別子山中に蘭塔場を設けて之を弔ふと共に、更に菩提寺たる大阪上本町の實相寺に供養碑を建て、又寶曆四年(西曆一七五四年)鑄造の同寺梵鐘にもそれを刻して、永く菩提を弔ひ來つてゐる<sup>⑥</sup>。

さてこの時の火災で床屋八軒を残し一切の山内設備を燒失したのであるが、それでは當時山上

にどれだけの設備があつたかといふと、焼失覺書に記すところは次の通りである。

一番所 四軒 二軒 上役番所  
二軒 下役番所

一勘場 一軒 桁十三間  
梁三間ニ一間ツ、ノ下屋有

外ニ賣場角屋ニ一軒

一銅藏 一軒

一米藏 一軒

一雜物入藏 一軒

一床屋 二十三軒

一銅改所 一ヶ所

一燒竈 四百口

此上屋棟數六十八軒

一炭藏 十一ヶ所

一下財小屋 二百二十五軒

一上座(四ツ留口番小屋) 五ヶ所

別子銅山の發見と開發

一 碎女小屋 三ヶ所

一 大工小屋 一ヶ所

一 鍛冶小屋 三軒

これで設備のことがよくわかるが、次に人員の方はどうかといふと、これまた同年五月附の「銅山への集申人數凡書」といふものがあつて、銅掘・得歩引・碎女・銅吹大工並に吹子指・日用手傳・中持・炭燒・木伐・燒竈・鍛冶屋・家大工並に左官・桶屋・手代並に男・子供・諸色買物役人・山留大工等總勢合せて五千人程、此の外諸色賣物にたづさはるもの妻子共に約一萬人、都合一萬四、五千人がこの山一山で渡世してゐると見えてゐるから、當銅山がこの三年足らずの間に如何に繁昌して、將來を囑望されたかゞ察せられるであらう。

このやうな隆盛途上であつたゞけ、この非常の災禍にも拘らず、その復興は意外に早かつた。この火災の報知が早飛脚で大阪に來ると、十右衛門は急遽別子に赴き、一山を指揮して、災害の善後處理と復興とに當り、罹災前の舊態に復して、七月には既に歸つて來たといふから、その迅速驚くべきものがあると共に、十右衛門と別子との關係が愈々深いものがあるのを覺えるのである。顧れば、十右衛門は最初切上り長兵衛の談話に基き、その炯眼を以つてこの銅鑛に着目し、

自ら現地を踏査してより、引續き開坑の難業にも従つたと思はれ、今又この大災禍後の復興を果したのであるから、その功たるやまことに偉大と言はねばならぬ。從來別子銅山の功勞者と言へば、杉本助七が第一に擧げられたのであるが、以上の経過よりすれば、田向十右衛門の功績は助七に並び、むしろそれ以上ともいへる。

十右衛門は別子開坑の難業を共にした助七の殉職を深く悼んで、さきにも述べたその手記（豫州別子銅山初發之書付）のなかに、「右出火ハ元祿七年戊四月廿五日享保九年迄三拾壹年ニ成ル、助七義家督相濟さりともし不便之死を致ス」と記してゐる。

ところで、此の度の損失は人命百三十二人の外、資材物資の方は、十右衛門の調査によると、銀三百二十三貫五百五十目即ち金にして約五千四百兩といふことであるから相當な額であつたことがわかるが、災害はこれに止まらず、翌八年七月二十一日の深夜より翌二十二日の早朝に亘つて、山は大風雨に襲はれ、死者六人、建造物・道・橋の倒壊破損といふ椿事があり、この時の損金は當座の大略の見積だけで銀百三十二貫八百四十目即ち金にして二千二百兩餘といふ譯で、前年の約五分の二であつた<sup>⑩</sup>。従つて住友の受けた打撃は甚だ大きかつた譯で、この八年七月の災害に關する代官への届書にも「依之初メ之新山ハ大分荒、去年四月火難之損、此度共兩度迄私身躰

立不申程損失仕、迷惑至極奉存候。」と見えてゐる。しかしこれにはもとより多少の誇張もあることと思はれる。前年の災害に對し僅か二箇月餘乃至三箇月で自力復興を敢行したやうに、今度も直ちに復興を企てた。右の届書に、前文に引續いて、「併御運上御山之義ニ御座候へハ、早速大分之金銀を差下し、少も無懈怠御銅山相續致候様ニ取立申候。」と述べてゐるのでも、その壯圖を察することが出来るのである。そしてこの壯んな言葉通り住友が早急に復興の實を擧げたことは、七年、八年の兩年度の産銅が何よりもよく之を示してゐる。今この兩年度の産銅を検すると、七年度に十四萬七千六百九十四貫三百目即ち九十二萬三千八十九斤餘となつてゐて、前年に比し、貫で一萬六千七百八十三貫、斤で十萬四千八百九十四斤餘も多く、<sup>⑫</sup>あれだけの甚大な被害にも拘らず、この成績を擧げ得たことは、その復興の迅速と生産意慾の旺盛とを示して餘りがある。このやうな次第であるから、八年の一層小さな被害に屈しなかつたのは當然で、この年の産銅は更<sup>⑬</sup>に上昇して十七萬五千三百貫八百目即ち百九萬五千六百三十斤と、遂に百萬斤臺を突破するに至つた。まことに壯んなりといふべきで、そこにはまた當銅山の富鑛たる實をいよいよ明瞭に顯はし來つたことが認められ、當事者の意氣込の程も察せられるといふものである。

かくて九年に入ると、五年の請負期間も早や残り少くなり、五月末日には期限が切れることに

なるので、住友は二月に稼行繼續願書を提出した。ところで、山は次第に盛山に赴くことゝて、當初の契約によると、運上を引き上げべきであり、又代官からもその要求があつたのであるが、何分開發に多大の經費を要し、又六年以來は年々の災害で更に莫大の失費があり、今後も同様の災害が豫想されるといふので、今度の運上其の他の條件も前回通りとしたのである。この間の消息はこの願書に對する平岡代官の末書に次のやうに見えてゐる。

御運上増候様ニと申付候處ニ、願書付ニ申上候通、兩年之大風并火事ニ而損銀仕候上ニ、大分金銀を入普請仕立申候。右銅山夥敷深山故、此以後共ニ度々破損物入多可有御座儀と奉存候ニ付、御運上増候義難仕由申候。委細吟味仕候處ニ右之者共申通り相違無御座候。縦外<sup>ハ</sup>御運上増御請仕度と望申者御座候而も、身代薄者山不案内之者抔御請仕候而者、山相續仕場所之様ニ不奉存候間、右之者共願之通被仰付可然奉存候。

右の最後に、縱令住友以上の運上で請負ひ出る者があつても、資力なき未経験者では當山の稼行覺束ないから、矢張り今まで通り住友にやらせるがよろしいと言つてゐるのは、注目すべきであらう。

かくて早くも三月には認可が下り、引續き稼行に精進したが、幸ひ災害がなかつた關係もあつ

て、この年の産銅は二十四萬七千八百二十三貫三百目即ち百五十四萬八千八百九十五斤餘といふやうに飛躍的な増進を示した<sup>⑭</sup>。次いで翌十年度は三十五萬九千二百九十七貫六百目即ち二百二十四萬五千六百十斤と更に一段の躍進を遂げて、二百萬斤を遙かに突破し、<sup>⑮</sup>翌十一年に至つて、四十萬五千六百二十七貫四百目即ち二百五十三萬五千七百七十一斤餘にまで上昇した<sup>⑯</sup>。その上昇率は前年度及び前々年度には及ばないが、この二百五十三萬五千餘斤といふ數値は、實に明治以前に於ける別子銅年産額の最高記録であると共に、本邦銅山の最高記録でもある。之より先、足尾銅山が延寶・貞享の頃二百五十萬斤の最高記録を作つたと言はれるが、二百五十萬斤以上如何程まで及んだか明らかでない<sup>⑰</sup>。そしてこゝに興味を惹かれるのは、二百萬斤臺を突破した前年の十年は、日本産銅が世界最優位を獲得したことで、<sup>⑱</sup>別子の産銅がこの點に重大な關係を持つたことが知られる。次いで翌十二年の産銅を見ると、四十萬五千五百十貫四百九十九匁二分即ち二百五十三萬四千四百四十斤餘で、<sup>⑲</sup>前年度より約七百三十斤の減少であるが、これはこの年二月に通算四日の大風雨の襲來があり、燒竈三百五十五箇其の他に損傷を受けたことが關係あるので、<sup>⑳</sup>若しこの災害がなければ、恐らく前年より更に何程かの増産を示し、別子産銅の最高記録を更に上昇せしめてゐた筈で、その點聊か惜しまれる譯である。

かういふ譯で、別子の隆盛振りは實に未曾有のものであつたから、世上にもこれが喧傳されたと見え、やがて大阪では「豫州銀ばこ白鼠」とか「別子長者三番つゞき」など、演劇の題材に取り入れられるやうになつた。これには住友でも大いに驚き、その差し留め方に一方ならず氣を遣つたもので、その間の消息は隠居友信より當主友芳に宛てた元祿十五年の正月十五日附と思はれる書簡に、次のやうに見えてゐる。

今度於大坂半四郎芝るニ与州銀はこ白鼠と申カンハンヲ出し、追而狂言出し申旨、此跡ニハ別子長者三番つゞきと申狂言いたし候と書付出し候よし申來をとろき入候。早速玄悦丈迄書通いたし、内證ニ而何とそ差留申様ニと申遣し候。人ノ能キ時分ハケ様ノ事申ものニて候へとも、能キニ付あしきニ付与州別子と出し候事、公儀躰并商人衆へ之手前身體めつほうニて候故、殊外難義ニ存候。神ほとけをいのりても、此義者やめ候様ニと存、心遣いたし候。

果してこの結果はどうなつたか、豫定通り上演されたか、それとも中止されたか、資料缺けてその間の事情は知るよしもない。

さて、別子銅山も元祿十二年には、開坑以來年を數へること既に九年になり、坑道を開くこと

七箇所、その坑道は次第に深くなつて、鑛水の排出には二間の樋六十挺を要する程になり、その經費は莫大で、今後採鑛の進行に比例して失費愈々嵩み、このまゝでは程なく稼行不能に陥るといふ状態に立ち至つた。そこで住友はこゝに銅山永續のため、この年九月尙年季中ではあるが、東山谷より三百十間の大水拔を、翌閏九月より向う六箇年間に經費金五千二百兩自前負擔の計畫で開鑿することにし、そのため稼行年季を豫定の期限十四年六月より更に向う六箇年間延長されたいと願ひ出た。そしてこの願書に對する代官の末書に、

銅山ニ付置申役人共御山鋪之内へ度々入候而吟味仕候處、深敷ニ罷成、水湛樋數大分罷

成、段々難稼様子紛無御座、此度山師願之通大水拔切立申候へ、成程宜御山ニ罷成、

銅も多出御運上も多上り申積り御座候。

と述べてゐることは、<sup>22)</sup>住友の申立が事實であることを確認させる譯であるが、このことによつて別子銅山の開發が内部的に既に一段落を告げ、これより第二期に入らうとしてゐることが觀取される。しかもこれは更に外部的にも同様な事情が認められるので、之より先五月二日附で助七の跡に元締(支配人)となつた平七から山役人へ差出した願書を見ると、當銅山坑内入用の留木は、今迄は證文通り不用の樅・梅の根返り立枯木等を以つて用立てゝ來たが、現在では既に近邊に残

り少くなつたから、今後は不用の樅・榎の曲木を坑内留木に申し請けたいと願つて居り、又翌十三年二月には、從來銅吹用の炭は日裏谷(浦)で焼かせてゐたが、近邊の雜木より次第に切り盡し、用木伐採地が最早餘程遠くなつて不便であるから、今年からは乙地口と枝立山で焼かせることにしたいと願ひ出てゐて、かうした坑内用木や炭木等の方面にも、相前後して新しい施設が要求されるに至つてゐる。そしてこの情勢を結果的に最も明確具體的に示すものは年々の産銅額で、十三年度は二百十五萬七千餘斤といふやうに、前年度に比し三十七萬七千餘もの非常な減少であり、爾後は次第に回復し、十六年度には幕府の増産獎勵策も多少の効果を現はしたか、二百四十三萬三千餘斤にまで至つたが、以後また振はず、四年後の寶永四年(西曆一七〇七年)には遂に二百萬斤臺を割ることゝなつたのである。<sup>(23)</sup>

註

- ① 別子銅山公用帳壹番。を見る、卷六の手跡の條に三人を擧げた中に北向雲竹が
- ② 「別子銅山公用帳壹番」元祿九年二月附別子銅山稼行繼續願 見える。
- ③ 十右衛門の手記「豫州別子銅山初發之書付」に「手跡ハ京ノ筆道雲竹ニ而御座候」とあるが、貞享二年の「京羽二重」 覺書類。(附録参照)
- ④ 「別子銅山公用帳壹番」四月二十五日の火災に關する諸調査
- ⑤ この山火事が放火でなく自火であつたことは、四月二十八

(利)日理右衛門手代勘右衛門・勘助の二人が山役人と立會調査の上書き上げた届書に、「火本之儀御吟味御座候。燒竈方出火ニ而御座候。尤付火杯ニ而も無御座候。右燒竈番人之儀御尋ニ御座候。此者之儀者何方へ參候も知レ不申候。定而燒死申候と奉存候。右之通自火之儀ニ而御座候へハ此以後如何様之御咎ニ被仰付候共、御恨無御座候」とあることで明らかである。又立川方の向火のことは、五月大坂町奉行所へ届出した「今度豫州方人上り咄申趣」と題する口上書に「山中ニ而ハ、畑杯爲可仕、刈干燒申時ハ、必向火なと致候物ニ御座候所、銅山出火ニ向火杯と申義、近頃不届成致様と奉存候」とあること、及び翌八年八月立川側との境界争論に就いて提出した訴狀にも同じことを述べてゐることによつて知られる。

尙從來立川側の惡意といふ點に就いては、當時の立川側の山師が金子源次郎であつたことを見落し、専ら別子の異常な隆盛といふことのみが考へられてゐたが、これには多少錯覺を伴うてゐるので、必ずしも全部が妥當とは言へない。何故なら火災發生の元祿七年四月當時に知られてゐた

別子の産銅は、未だ前年の八十一萬斤餘で、後に二百五十萬斤を突破するまでに至るなどは知られて居らず、又當時の立川山師源次郎の稼行開始は、元祿五年頃かと思はれ、その産銅は不明であるが、約二十年後の正徳五年の諸國銅山に對する長崎廻銅割付を見ると、七十萬斤となつてゐて、この元祿七年頃も可成り好成绩であつたのではないかと考へられるからである。今迄は立川銅山の開坑が別子より古いことから、そこへ住友が反對側へ後から手を着けて、比較にならぬ異常な繁榮をなしたかのやうに錯覺し、この點から立川側の嫉視を想像してゐたので、立川側放火説を明確に否定した「別子開坑二百五十年史話」でさへ、前に眞鍋氏の立川稼行を元祿五年(實は眞鍋氏の稼行はこの火災後と思はれる)と記しながら、「かうして兩山の業績が到底比較にならぬことを現實に見せつけられるにつれ、且つまた、峰の南側より稼行せる鑛床が、從來立川の請負へる鑛床の延長であることをだんだん覺るに伴うて、別子に對する立川側の反感は、新來者の成功に對する止み難き嫉視と共に日一日猛烈に湧き起つた。別子銅山が火を失したの

は、この時のことであつた。」といふやうに誤解してゐる。

註④の諸調査覺書類参照。

⑥ 今、墓碑は新居濱市角野瑞應寺に移されてゐる。

⑦ 第十一輯二八頁挿繪寫眞参照。

⑧ 實相寺の梵鐘は第二次大戰の際に供出された。

⑨ 田向十右衛門手記の豫州別子銅山初發之書付。尙「別子開

坑二百五十年史話」には泉屋理右衛門・田向十右衛門等を

急派したと、泉屋理右衛門も別子に赴いたやうに述べてゐ

るが、そのやうな史料は見當らない。察するにこれは四月

二十八日附の届書が泉屋理右衛門手代の勘右衛門・勘助二

人によつてなされてゐることから推測したものではあるま

いか。果してそれなれば、それは誤つた速断で、當時の便

では、二十五日の火災の報知が大坂へ來てから、別子へ行

つて二十八日に既に調査を終へることは出來ない。理右衛

門の手代は以前から助七と相並んで別子に居たので、これ

は例の三島村祇太夫の元祿六年正月の山米賣込訴狀に、別

子足谷銅山は泉屋利右衛門に元祿四年から仰せ付けられて

採掘中であると、この銅山は理右衛門の請負稼行であるや

うに言つてゐることからも察せられる。

⑩ 「別子銅山公用帳壹番」の中の「豫州重右衛門方閏五月六日

男作介上リニ申來扣」の戊四月二十五日出火ニ付手前諸色

正味損銀覺。(この覺書の日附が四月二十六日となつてゐ

るのは五月二十六日の誤記である)

⑪ 「別子銅山公用帳壹番」八月二日附の理右衛門より代官宛の

届書。

⑫ 同右、七年度の御運上高目録之覺。

⑬ 同右、八年度の御運上高目録之覺。

⑭⑮⑯ 各年度の御運上高目録之覺。

⑰ 「明治工業史」鑛業編・「日本鑛業發達史」。尙「日本鑛業

誌」には二百四十萬斤となつてゐる。又明治三十四年の足

尾銅山圖會には延寶四年より貞享四年に至る迄毎年三十五

萬貫乃至四十萬貫(二百五十萬斤)を出したとある。

⑱ 工學博士池田謙三氏著「銅製鍊」上卷第二節銅工業發達史。

⑲ 「別子銅山公用帳壹番」十二年度御運上銅目録之覺。

⑳ 五月二日附泉屋平七届書「豫州宇摩郡別子銅御山風雨ニて

破損之覺」。

- ⑲ 「別子開坑二百五十年史話」に元祿十年のころとしてゐるが、これは元祿十五年幕府當局の産銅振興策諮問の爲め東下した友芳に宛てたものと解すべきものである。尙こゝに引用した分の史話所引のものと相違するところは原文によつて訂正したもので、史話は「垂裕明鑑」に據つたのであるが、それは誤讀の外著しく原文字を變更してゐる。
- ⑳ 「別子銅山公用帳壹番」元祿十二年九月附願書及び代官末書。各年度の御運上目録之覺。尙十四年度十五年度はそれぞれ二百二十萬二千九百七十三斤餘、二百三十六萬八百五十五斤餘、又寶永三年度は二百二萬二千七十八斤餘、同四年度は百八十三萬四千六百九十五斤餘である。

## 四 第二次開發

### (一) 幕府の銅山振興策と別子銅山

別子銅山の開發が、開坑以來九年を経た元祿十二年(西曆一六九九年)で一時期を劃し、その後新たな段階に入つたことは、前に述べた通りであるが、この後の新時期も別子開發史上また甚だ注目すべき時であつた。それは日本の産銅がこの頃から次第に減退して、幕府が清蘭兩國商人に約した貿易定額八百九十萬二千斤の長崎廻送が逐年困難となり、事態を憂慮した當局が新たに積極的對策を講じ、これに關聯して別子の開發にも有力な支援の手が加へられることになつたからである。

そこで以下この第二次開發の經過を具體的に叙述し、その別子開發に占める意義を明らかにしたいと思ふ。

元祿十四年の三月、幕府は銀座加役として新たに大阪に銅座を設け、同地の銅吹屋を悉くその支配下に收めて、直接長崎廻銅に當らしめることとした。そして同月の末銅座から吹屋一同に對し産銅増加に關する意見を徵するところがあつた。<sup>①</sup>これに對し、吹屋からは當然何等かの意見を上申した筈であるが、どうしたにか、それについての資料は見當らない。ところが、恐らくこれとは別に、其の後また改めてその筋から同様な意見を求められたためであらう、この年十二月二十八日、泉屋から一通の意見書を提出した。<sup>②</sup>その意見書は全文五箇條からなり、

第一、諸國産銅の大阪廻送を確實にすべきこと。

第二、大阪銅吹屋の古銅買集めを確實にすべきこと。

第三、大阪廻着銅の吹屋買入れ方を確實にすべきこと。

第四、銅山の請負年季を撤廢すべきこと。

第五、諸國に於いて鉛山の發見があれば速かに開掘せしめらるべきこと。

を申述べてゐるが、この中今直接關係あるのは、言ふまでもなく第四條である。この條で泉屋は次のやうに陳述してゐる。

一御領私領ニ不限、惣而銅山御請負仕候儀ニ、年數限被仰付候ニ付、年賦之限近成候ニ付、普請も不相構、當分見懸之鉋所斗切取申様ニ仕候ニ付、無程山斷絶仕候。銅山と申もの、當分銅有之所斗ヲ切申様ニ仕候而も、鉋筋と申もの所ニ而競渡、又ハ鉋ときれ申所時ニ候。依之切場壹ヶ所不限、とこしなへニ仕掛、山寸切等、或ハ年數限無御座候得者、年來深鋪罷成水湛候而も、中絶不仕積リニ相考、縦ハ五年十年之考を以、谷底ハ水拔を仕掛、水を抜申時者、又山新ニ罷成候ニ付、能銅山ハ元ハ之儀、山可有たけハ中絶不仕積リニ御座候。又限無之時者、山師落着稼申、切貫仕當ニ逢申餘力を以、同鋪之内山鉋筋を見立、普請仕候内、不限多少掘出し、無程山ニ仕立候。此間ニ少宛ニ而も銅掘出し候得者、夫ほと銅出増申積、然者諸國銅山ニて纔之様ニ相見候而も、壹ヶ年ニ積リ候時ハ、此間ニ而之銅重サも出まし申候。

これは非常に注目すべき意見で、諸條目の中でも出色のものである。しかし泉屋としては、かういふ考へは今に始つたことではない。是れより先、元祿八年八月別子立川兩銅山の坑道拔合諍

論に際し、泉屋から提出した訴状の中に、自家の稼行方針として、年季を超越した遠大な永續稼行を陳述したことは、前述の通りである。そこで今度の意見といふのは、いはゞ年季請負制といふ窮屈な外的束縛を斷ち截ることにより、根本的な國益増進を圖らんとしたもので、久しい間の實際經驗に基き、よく鑛業經營の本質を把握し、從來一般の缺點を適切に指摘して、今後の我が國鑛業界の嚮ふべき方向を極めて明快に指示したものであつた。

ところが、この意見書を出した翌二十九日の夜四ツ(十時)前になつて、銅座支配役の深江庄左衛門から大坂屋を経て二通の書狀が届けられた。一通は本狀で江戸銀座の年寄中村九郎右衛門から泉屋吉左衛門と大坂屋久左衛門宛のもの、もう一通はこれに對する深江の添狀である。その添狀の趣旨は、中村九郎右衛門よりの書狀を届けるといふことゝ、御用のことで面談したいことがあるので、直ちに役所へ來るやうにといふことである。吉左衛門は大坂屋と同道で役所へ出向き、深江に面謁した。

支配役深江の話には「今度江戸からの話といふのは、近年銅拂底につき、幕府にて色々詮議の上、銅座を設置されたが、尙この上とも産銅増加の方法はないものか、調査の上官費で採掘を命じようといふことになり、さてその際は誰に命ずべきかと、秋元・松平・阿部其の他の老中列座

で勘定奉行萩原近江守を召し出して諮問があり、そこで銅座中村九郎右衛門より勘定奉行へ提出の意見書類が老中へ差出されたが、その結果、銅山採掘方を命ずべきものを九郎右衛門に尋ねよといふことになり、萩原近江守から下問があつた。九郎右衛門は泉屋吉左衛門が殊の外お上の御用を大切に勤め、豫州別子銅山を稼行し、特別銅山に熟練の者で、この外には大坂屋久左衛門が秋田によい銅山を稼行してゐると聞いてゐる旨答へた。そこでこの旨を萩原より老中へ上申したところ、早速兩人を呼び寄せるやうにといふことになつたわけである。また、九郎右衛門から二人への書狀にも右のことが認めてあることであらうし、萩原から大坂奉行への書狀も來てゐるので、明朝持參する。その上で明日二人を番所(奉行所)へ召し出されるであらうから、左様に心得るやうに。尙、江戸で勘定奉行から九郎右衛門への内意に、兩人の者一刻も早く下るやう急ぎ命じるやうにとのことであつた由、尤も大坂奉行所への書狀には正月中と言つて來たさうで、それでは奉行所からはあまり急がぬことのやうにも傳へられるかも知れぬが、右の内意であるから、油斷なく一日も早く下向されよ。長井藤右衛門(銅座掛役人)も公用で今晚出發する。兩人出立の日限きまり次第前以つて藤右衛門の手代まで通知するやうにせよ。」と、これが申渡しの大體である。<sup>③</sup>

右の申渡しに、九郎右衛門の言葉として、泉屋吉左衛門は殊の外お上の御用を大切に勤め、豫

州別子銅山を稼行して、特別銅山に熟練の者で、この外には大坂屋久左衛門が秋田によい銅山を稼行してゐると聞いてゐるとあることは、甚だ注目すべきである。大坂屋久左衛門は元祿十一年以來阿仁銅山を請負稼行してゐた。これによつて泉屋・大坂屋の當時の鑛業界における地位がよく窺はれると同時に、又大阪の日本鑛業界に於ける地位も知られるわけである。

かくて翌晦日の朝五ツ即ち八時といふのに、早くも奉行所から呼出しがあり、兩人が出頭して正式に出府の命を受けた。そして相談の上出立の豫定を正月十日と決めた。<sup>④</sup> 實は長井藤右衛門は出立に際し、別して泉屋は一刻も早く出立するやうにと言ひ残して行つたやうであつたが、泉屋としては、一緒に呼ばれたのであるから、一緒に行かうといふことになつたのである。<sup>⑤</sup> こゝにも當局者の泉屋に對する考へ方が窺はれて面白い。

さて、しかし泉屋の當主吉左衛門友榮(後、友芳)は豫定より早く八日の朝大阪を發つて京都へ上つた。<sup>⑥</sup> これは京都木屋町三條に隠居してゐる先主友信と打合せのためである。友信は先年分家友貞の店に公金爲替のことで不測の手違が起つて不納となり、保證人としての立場より連坐したらしく、早く貞享二年(西曆一六八五年)隠居の已むなきに至つてゐたが、内實は依然家業の實權を握つてゐたやうだし、元祿四年五月十二日附の田向十右衛門宛友信の書狀が<sup>⑦</sup>この間の消息を具體的に物

語つてゐる。又元祿九年には公邊の勘氣も解けてゐた。大坂屋は十日か十一日頃に出立し、大津で會ひ、一緒に下向する手筈であつたらしいが、いよいよ出立といふ十日になつて、急に延期したやうである。⑧ かくて友榮は十九日江戸に着いた。⑩ 附添は大坂本店支配人の五兵衛と別子銅山支配人の金右衛門とで、⑪ 金右衛門は山からの上京が遅れたため、二、三日遅れて十四日に出發した。その金右衛門の下向に託し、友信は特に友榮と五兵衛に一通の書狀を與へてゐるが、これが誠に興味深い内容のものである。次にその全文を紹介して見よう。

一 正月十四日

金右衛門下ス便

遠藤殿<sup>(カ)</sup>様 十八日御出立と申來候。

伏見へ罷出御<sup>(マ、)</sup>晦乞可申と存候。急之時分

早々以人御申上可被成候。以上

坂下<sup>カ</sup>之御返狀受取候。段々道中無

事ニ御着可有候。此方無異ニ候。金

右衛門事存之外順風早ク上着いたし、

大坂表本郷殿迄申入ル義ヲ申達、早速此方へ上り則差下し候。積り十五日ニ着と申來候ハ早ク、殊外仕合ニ候。段々手都合宜満足申事ニ候。其御地首尾彌よろしかるへしと存候。

大坂やも秋田へ早飛脚遣し、山功者ヲ早速江戸へ罷出候様ニと申遣候。其手筈ヲ合セ爲可申大坂にて發足延し申旨及承候。いつも大坂やハケ様之手廻し斗專ニ仕候。此方ハ何としてもぬるく候様ニ覺候。此跡御油斷被成ましく候。

一 第一申入ル義、度々申候通、御用中一寸も外へ出候事あしく候間、急度

相守可被申候。此度仕そこなひ候へハ、永々いつミヤノ外聞失被申候。

此義急度たしなミ可被申候。五兵衛金右衛門兩人へ急度申渡し候間、無遠慮急度御指留、外へ御出しあるましく候。兩人猶以之御事ニ候。

一 千萬ニ一ツ、唯今ノ公儀ニ御座候へハ、与州御山公儀ハ御もの入ヲ以可仰付候よしなと在之候時ハ、御返答大事ニ候。千萬左様ニ成行候へハ、此方はたと及難義候。此了簡も燒鳥ニへを御あんし候へく候。金右衛門ニハ了簡之通申渡し候。三人了簡いたし、とく御山此方へ永々被仰付、拜

借大分申受、且又近國近郷の人歩手

つかへなく御出し候様ニ御願可被成

候。新道之事并立川一所ニ成候様ニ御

申かけ可被成候。委細ハ急成事故不

及申候へとも如此候。以上

正月十四日

友信 花押

泉屋 友榮 丈

五兵衛 殿

冒頭の坂下といふのは、鈴鹿峠の麓の伊勢の坂下のことであらう。兎に角友榮の出立直後追ひかけて友信から更に何か言つて遣つたことがわかる。大阪表の本郷といふのは、別子銅山支配の代官遠藤新兵衛の手代で、銅山支配人の金右衛門は山功者の手代として俄かに呼び寄せられ、急遽江戸へ下つたわけである。又大坂屋の日頃の策謀性と泉屋の鈍重性が對象されてゐるのも面白い。次に「第一申入ル義、度々申候通、御用中一寸も外へ出候事あしく候間、急度相守可被申候。此度仕そこなひ候へハ、永々いつミヤノ外聞失被申候。云々」とあるあたり、泉屋が今度の出府を

如何に重大視したかゞわかる。それもその筈折角手がけた大事の別子を、今さら官營にされては大變だといふのである。「燒鳥にへを」とは、「燒鳥にへをを附けよ。」といふ諺から來たもので、(捉緒)要心の上にも要心をするといふ意味、従つて「燒鳥にへを御あんし候へく候。」とは、充分念を入れて、慎重の上にも慎重に考慮せよとの意味である。さて「金右衛門ニハ了簡之通申渡し候。」とあるから、友信の秘策は金右衛門が承つてゐる。目指すところは別子の永代請負と多額の拜借金獲得、人夫の確保、新道開設、別子立川兩銅山の一手稼行といふ點にある。しかも「急之時分早々以人御申上可被成候」と特に書添へてゐるところを見ても、あくまで友信が後から采配を振つてゐることが知られるであらう。

さて友榮等は出府早々勘定奉行萩原近江守の前へ出頭すると、長崎御用銅御差支につき、その方の稼行銅山並に諸山の産銅増加に關し、意見を申述べよ、とのことである。そこで退いて慎重協議の末、二十二日になつて意見書を提出した。<sup>12)</sup>それは單に別子銅山に限らず、諸國の公料私領の諸銅山の稼ぎ方につき數十箇條にも及ぶ意見書であつたといふが、今のところ別子と吉岡とに關するものだけしか見當らないのは誠に惜しいことである。このうち別子についての意見を簡單に箇條書にして見ると、大體次のやうなものである。

一、疏水坑道の短縮。開坑以來十年餘も坑底へ掘込み、湧水が強くなつたについて、銅山永續のためには、疏水坑道(水抜)を開く必要があり、四年以前から別子山内に場所を見立て、作業してゐるが、この遣り方では延長三百間餘もある上に、豫想外に岩石が堅く、なかなか急には開通の見込がない。ところが、峯續きの立川銅山は谷が深いので、この方へ切り抜けば簡便である。

二、輸送路の短縮便化。別子銅山の荷物積卸の舟場は天満村といふところで、道程九里餘もある上に、非常な峻道で、荷物の上げ下しは背負ひで三日を要し、且つ又道路の滞りが多く、難儀してゐる。ところが、立川銅山の舟場新居濱は、別子からは四里半ばかりなので、この使用を許されるならば、格別手廻しよく、荷物の上げ下しや大阪への銅廻送にも遅滞なく好都合である。尤もこの件は去年六月立川山御領主の役人まで願ひ出ているが、今以つて何の沙汰もない。

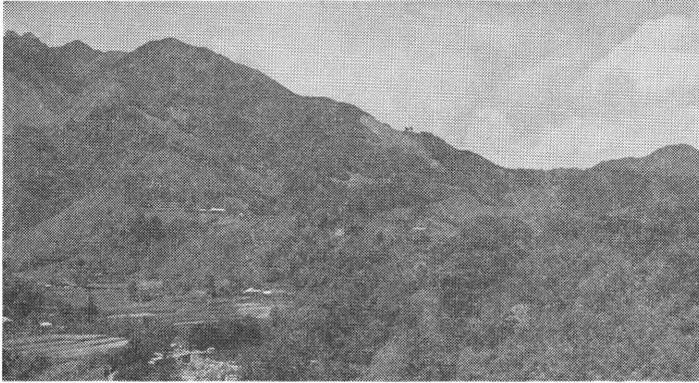
三、燃料の確保。銅吹用の炭や木は別子林山の雑木を使用してゐるが、産銅が次第に増加するやうになれば、自然炭木も不足する。就いては別子山續きの一柳權之丞知行所の林の雑木を銅山用に戴ければ、將來炭木に支障を來たすまいと思ふ。何分夥しい炭木を要す

るので、これを他所から買ひ集めるやうなことでは手廻し悪く、銅の吹き方に支障が多い。

四、永代請負。銅山といふものは、大體請負年季があつては、山師がその考へで普請などをしかけるものであるから、長い將來の用意といふ方には資金を入れず、そのため、坑内が早く損じ、また水が湛へて、山のためにならない。一體銅山といふものは、現在銅鉋あるところばかりを掘るものではない。山に取り掛つた時から、遠い將來を考へ、疏水坑道はもとよりのこと、坑道内の普請等まで費用を惜しまずに考へ、或は鉋氣のないところも、山色を考へて掘入り、豫め普請を仕掛けるやうにしないで、産銅差支へ、どんな山でも末永く榮えない。そこで今後末永く私へ別子請負を仰付け下さるならば、丈夫に仕入れなどもして稼ぎたい。

五、貧鑛處理。開坑以來長らく掘り込んだので、坑底に達して銅氣遠くなつた所とか、掘り掛けて置いた坑道などがあり、それに銅氣の少い下鉋を年々多量に掘上げて置いたが、此等は近來米其の他諸色共に高價の爲め費用がかさんで引合ひ兼ね、當分作業を止めてある。併し右の箇所へ人數を入れ増し、其上銅氣少ない鉋石等悉く銅に吹立てるやうに

すれば、四、五十萬斤は増産出来るかと考へる。



別子銅山の發見と開發

別子銅山の發見と開發

右の五項目の中、一・四・五の三項目は新たに見られる意見であるが、二と三との二項目は早くから問題になつてゐたものである。それといふのは、「別子銅山公用帳」を見ると、元祿七年正月附の銅山運上目録と同年四月二十八日附の銅山火災報告書との間に、「新居濱道駄賃直違覺」といふ覺書が収録されてゐて、天満道と新居濱道との駄賃の差違を計上してある。これは明らかに天満道の不利から、新たに道を立川を經て新居濱にとらんとして、調査したことを示すものに他ならない。それに更に同年四月二十五日の別子の大火災を大坂南組惣會所へ届出した翌五月附の口上書には、西條領内の通行が出来れば、別子稼行上甚だ便利で、幕府の爲めにもなり、西條領内の繁昌にもなることだけでも、許可して貰へない、といふ風なことも見えてゐて、其頃迄に既に西條藩へ出願し

たことも知られるから、旁々この新居濱道の通行といふことは早くからの宿願であつたことがわかる。

天満道といふのは、銅山から別子山村の乙地・保土野・芋野を經、おぼこ峠を越え、浦山村を經て天満浦に至る道で、全長九里、その間おぼこ峠北麓の浦山中宿より天満浦迄は牛馬を通ずるが、残る六里は嶮路である。しかも當初は人足によつて二繼で運搬したらしい。即ち別子山村の芋野に中宿を設けて、こゝで荷物を繼持したのである。元祿十二年六月元締平七より一柳權之丞の家臣芳賀辨次郎に願書を出して、浦山村の中ノ休場といふ場所に中宿を設けて、天満村よりこゝまでを馬道として銅山まで三繼にしたいから、中宿設置を許可いたゞきたく、地子として一箇年に三十五兩を差上げると述べてゐる。一柳權之丞直増は、宇摩郡のうち五千石を領して、津根村八日市に在つた。浦山村はおぼこ峠の北麓にあつて中ノ休場とは峠にかゝる登口を呼んだのである。ところで、この願書に、飯米諸色は天満村より一柳氏領を通り、人足にて銅山まで二繼にしてゐるが、冬は大雪降り續き、夏秋間は麥刈・田植・稻拵で中持人足が減り毎年支障が多いので、浦山村に中宿を設け天満村よりこゝまで馬道つまり駄送して、三繼にしたいといつてゐる。<sup>14</sup>中宿設置は間もなく許可されたので、元祿十四年十二月、吉左衛門名代理右衛門の名で、前年平七よ

り差上げた證文通りの條件を守り借地を相續してゐる一札を芳賀辨次郎宛に納れてゐる。これより先、元祿十年に芋野の中宿は勝手が悪いといふので、保土野の百姓の田地を借り、芋野の中宿の建物を移建しようとしたところ、芋野の舊中宿に借地した百姓でこれを妨害するものがあつた。その上に、芋野より中持人足の中に、我儘な行爲に出るものがあるといふので、<sup>15</sup>元祿十二年閏九月、平七より銅山役人に保土野に中持人足取締の高札を建てるやう願ひ出てゐる。<sup>16</sup>これに比し新居濱道或は立川道といふのは、銅山より立川村を経て新居濱に出る道で、全長四里、その内銅山より立川中宿まで二里半が山道であるに過ぎない。

其の後元祿八年に重ねて西條藩に願ひ出たことがあつたが、たまたま同年坑道抜合事件が起つて沙汰止みとなつたことがある。<sup>17</sup>しかも十年六月には又銅山から古道・新道―今度は種子川村經由の新道―の萬運送費を詳しく計算して隠居友信に報告してゐるところより見て、引續き運動してゐることがわかる。かくて翌元祿十一年十二月九日附で代官山木與惣左衛門から勘定奉行荻原近江守へ宛てた覺書を見ると、<sup>18</sup>昨十年春、近江守から代官に對し、西條領の立川銅山並に銅荷物運送道筋を收公し、その替地を豫州の山木代官支配地中より渡すことについて、調査すべき内意があり、山木より内密調査の結果意見を具申してゐる。これは勿論上記のやうな泉屋の意見に基

いてなされたものに相違ない。

ところで、その後元祿十三年になつて復々立川經由新居濱道使用の件を願ひ出ると、西條藩では立川銅山師の使用道と同一の道路を使用するのでは困るが、新道をつけかへて通行するのならば差支へない、との意向をもらしたので、代官の諒解を得た上で、元祿十四年六月、かうと谷と赤太郎尾との間から種子川村へ通る小徑があるからこれを造り擴げ、それから新須賀村濱へ出るやうにしたい旨西條藩へ願ひ出た。<sup>20</sup>そしてその許可がまだ下りないうちに、今度の出府となつたわけである。そこで前掲友信の書狀にもこの新道のことが見えてゐる。

次に銅吹用の炭木についても、早く前記元祿十一年十二月九日附の山木代官の上申書に、銅山用林山を確保するため、一柳權之丞知行所五千石餘を收公すべき旨申し立てゝゐるのは、是れ亦稼行人泉屋の意見に基いたものと解せられる。

尙、第四項の別子銅山永代請負といふことは、もとより今度始めて登場したもので、隱居友信が第一に目指したものであるが、これは畢竟舊臘二十八日に提出した前記増産意見に基き、取り敢へず別子に於いてこれを確立具現しようとしたものに他ならない。

次に備中吉岡銅山については、本銅山は西國第一の水山で、古來峯から谷底へ段々掘下つたた

め、非常な涌水で、稼行困難になつてゐたので、先年自分の請負中、八年掛りで二百間餘の大水拔を、經費自前負擔で切抜き、その結果爾後七箇年の間莫大な銅を掘り出したが、又々掘り下つて、稼行困難となつたので、水拔場所を見立てたけれども、延長三百間程あり、莫大の費用を要するやうに見え、中々自前負擔で切抜くことは出來ず、その爲め坑底には餘程銅鑛があることを知りながら、御山を返上したのである。そこで右の大水拔を切抜けば新山同様になり、以前のやうに銅が出て山が榮えると思はれるといふのである。

これに對し、當局からは更に具體的な増産見積を要求したのか、一月二十七日には更に具體的な意見書を差出した。その中、別子に就いては、現在の産銅一箇年に二百二、三十萬斤程であるが、休坑中の自在間符・天滿間符・同水拔間符・東山間符・同水拔間符の五間符を稼行すれば、一箇年に凡そ六十萬斤程の産銅があると思はれる。此等の間符の鉞は、下鉞の爲め近年の米炭木其の他の物價高では引合はず、作業を休止してゐるのであるが、十箇年賦一萬兩の拜借金を戴けるならば、その御蔭で損金をも埋合せ稼行して見たいと思ふ、といふのであり、吉岡の方は、坂本谷から八箇年計畫で延長三百間程の大水拔を切抜けば、一箇年に八、九十萬斤の産銅があると思はれるから、十箇年賦九千兩の拜借金を戴けるなら稼行して見たい。尙、右の水拔作業中に古

間符を採掘すれば、今年にも別に二十萬斤程も産銅があると思はれる。従つて兩銅山で總計百六、七十萬斤の増産見込であるといふのである。これはかなり耳よりな話と言へる。それと共に尙、立川道の使用、立川谷底への水抜開通、一柳家領林山の確保の三條をも重ねて申し入れた。

吉岡の方は水抜のために拜借金を願ひながら、別子の方ではこれを願はず、貧鑛處理について願つてゐるのは、もともと別子の水抜については、當初自前作業を願ひ出てあつたからである。

これで大體當局の諒解を得たらしく、二月二日には改めて右諸條に關する願書を差出した。ただ別子の拜借金一萬兩十箇年賦返納は、五千兩十箇年延べ返納に變更し、その代りに、年々六千石の飯米を、一石につき銀五十匁の割、即ち總額約三百貫目、金にして五千兩、代金十箇月延べ上納で買請けることにした點と、單なる立川谷筋への水抜開通願より進んで、別子立川兩銅山一手稼ぎを願ひ出た點、並に吉岡の拜借金九千兩十箇年賦返納も十箇年延べ返納に改めた點とが變つてゐる。

別子立川兩銅山一手稼ぎのことは、前掲友信の書狀に見えてゐるが、これより先、元祿十年の春、萩原近江守が立川銅山及び銅荷物運送道筋の收公につき、山木代官に調査を内示するところがあつたといふことから、是れ亦泉屋が早くから考へてゐたことがわかる。そして現に十三年に

は二回に亙りこれについて願ひ出るところがあつた。<sup>22)</sup>ところで、別子の拜借金一萬兩を俄かに五千兩に半減したことは、一見奇異なやうであるが、當時の米價は一石五十匁より遙かに高く八十八匁程もした位であるから、代金上納十箇月延べと相俟つて、一石五十匁の買請米の點に相當の利益があり、その上兩銅山の拜借金の返納も十箇年賦から十箇年延べになつてゐるから、これで差引實質的には寧ろ有利であつたかと思はれる。

尙、この願書には、當局の要求により、拜借金の家質として京・大阪・江戸の家屋敷を差出す旨を認めたが、別に取次役の長井藤右衛門に口上書を呈し、私が請負うてゐる銅山は公料であるから、他の銅山とは格別のことである。その上、大山のことゝて、山内・海上・大阪までの銅荷物並に飯米等諸色有物を常々所持してゐることであるから、折角この度特にお召出しに預り、産銅増加の仕方お取調べの上、拜借を相願ふことゝて、特に家質は御赦免戴けるやうお取次下されたいと願ふところがあつた。

さて、近江守はこれを見て、願意一々尤な次第だが、文言が長過ぎるから、出来るだけ短かくせよ、又拜借金一萬四千兩ではあまり嵩高いから、一萬兩にせよと指示したので、認め直して、手代の孫兵衛が長井のところへ持參し、拜借金はやはり一萬四千兩に願ひたいと申し出たところ、

長井はこれを一見して、まだ文言が長いから、自分が直してやらうと言つて、孫兵衛に書かせたといふ。この點非常に好意的であつたが、拜借金は結局一萬兩と書き入れた。その願書は次の通りで、これは五日に提出された。

乍恐以書付奉願候

一伊豫國別子村御銅山私御請負仕毎年銅貳百貳三拾萬斤程宛掘出し申候。

一同所ニ相止メ在之候間符五ヶ所并水拔貳ヶ所普請仕、下鉛等吹立申候ハ、銅各別出増可申様ニ奉存候。右普請入用下鉛吹損夥敷物入相掛申候。并備中國吹屋村先年私相稼申候。土底に掘下り大分水涌候ニ付相止メ置申候。此所普請仕候ハ、大分之銅出増可申

と奉存候。右兩所に拜借金壹萬兩、別子御銅山に毎年御米六千石宛、壹石ニ付銀五拾目之直段を以、代銀十ヶ月延ニ買請被爲 仰付被下候ハ、其御影を以銅出増申様に相働可申候。右拜借上納者中年十ヶ年後來辰年急度上納可仕候。

一別子銅山通路、松平左京大夫様御領分立川銅山道筋を往來仕候得者、殊之外勝手宜御座候。此段去ル已六月左京大夫様御役人衆迄願置候得共、未ニ被仰渡も無御座候。并別子御銅山水拔、立川山之谷に切拔候得者勝手宜奉存候。右立川道御通シ被下候様ニ奉願候。

一別子山銅吹入用之炭木、御林之雜木段々伐盡候ハ、末々手支可仕と奉存候。御山續一柳  
權之丞様御領分之御林御座候。銅山入用ニ被爲 仰付置候ハ、末々手支之間敷と奉存候。  
右之通被爲 仰付被下候ハ、難有可奉存候。以上。

午正月

泉屋吉左衛門

右書付二月五日 吉左衛門(友榮)持參

これを見ると、成る程至極簡略になつてゐるが、どうしたことか、別子永代請負のことも、立川銅山一手稼ぎのことも、少くも明確には表面に表はされてゐない。或は長井個人の判断で到底實現不可能として除かれたものであらうか。又家質のことも省かれてゐるが、これは特に前の願意を汲んだものであらうか。併しもとの願書も添へて差出したといふから、<sup>②</sup>右二項の願意は通ずるわけである。

さてこれに對し、どうしたことか、當局の決裁はなかなか下りない。そこで泉屋としては種々準備の都合があるからといふので度々催促した結果、三月八日になつて呼出しがあり、近江守から直接吉左衛門に對し、大體願出通り聞届ける旨の申渡しがあつた。大體といふのは、立川谷筋への水抜開通の許可が見合せられ、家質はやはり請求されたからである。今その際の覺書を轉載<sup>③</sup>

すると次の通りである。

一 三月八日御前に吉左衛門御召出被爲 仰聞候趣

一 与州備中銅山拜借金願之通壹萬兩被仰付候。御米六千石も十ヶ月延買請申様ニ被爲仰付候。拜借金家質入候間、江戸大坂ニ而調候ハ、早速當地ニ而も其家之町人に致相對、調次第此方に口々書付を以申來候へ。其上ニ而證文下書可遣候。扱家質改候儀、

江戸ニ而者町年寄改候例在之候。然共左様ニてハ隙入不勝手ニ可有之旨被爲仰出候ニ付、家質御改候儀、足尾五ヶ一御請負仕候節之通、御代官改ニて御濟メ奉願上度、江戸大坂ともニ遠藤新兵衛様ヨリ御改候様ニ奉願候旨申上候得者、

御聞届被爲 成下、其旨遠藤新兵衛様に可被 仰渡旨被 仰候。

一 買請米六千石之儀、西國筋御代官料只今時分不殘御廻米ニ成、所々有之間敷と存候。然共隨分代官中に申渡、可有程者其方に可相渡候。右之通ニ候間、今年者六千石之内不足可有之候。左様心得候様、來年ハ頭ヨリ代官中に申渡、六千石之都合買請させ可申候。一 拜借金壹萬兩者江戸御金藏ニ而請取申答。

一 西條領道願之儀、左京殿役人呼候而可申渡候。是以埒明申答、此外猶々其方致シ安キ品

も可有之候へ共、先夫ハ追而之事ニ候。

一 柳殿林山之儀も權之丞殿に可申渡候。

一 別子銅山年季之儀、願之通御免被仰付候。其外何ニ而も指支候事在之候ハ、其方逗留之内急々書付を以申來候得。不依何可成事ハ指支不申様ニ可相成候。

一 右拜借金願之儀、阿部豊後守様御取次之儀ニ候間、明朝御禮ニ罷出候様ニと被爲 仰出候。

右之通御 前ニ而被爲 仰渡候。

右の中で、西條領道願許可のところに、「此外猶々其方致シ安キ品も可有之候へ共、先夫ハ追而之事ニ候。」とあるのは、立川谷筋への水抜き若しくは更に立川一手稼ぎのことであるべきで、これで見ると、此度は聽許されなかつたにしても、尙將來見込あることが察せられよう。ところで、更に注目すべきは、「別子銅山年季之儀、願之通御免被仰付候。其外何ニ而も指支候事在之候ハ、其方逗留之内急々書付を以申來候得。不依何可成事ハ指支不申様ニ可相成候。」との申渡しがあつたといふことであらう。

この別子銅山年季之儀とは、即ち永代請負のことで、増産のためには年季制限の撤廢が必要であることは、舊臘以來泉屋が強く主張したところであるが、こゝに至つて遂に當局を動かし、別

子の實質上の永代稼行權確保の宿望を達することになつたのである。これは實に本邦鑛業史上劃期的な事實として大いに注目すべきであり、そこに當局の泉屋に對する信任が明瞭に觀取される。しかも近江守が尙「なんでも差支へることがあつたら、其方の逗留中早く書面で申し出よ。出来るだけの便宜を取り計はう。」と言つたといふのであるから、當局の増産に對する配慮もさることながら、また泉屋の上申意見を喜び、泉屋に對して如何に好意的であつたかゞ知られるであらう。そこで泉屋は早速翌九日次のことを願ひ出た。

第一、別子・吉岡の銅荷物を大阪まで海上輸送するにつき、難風のとぎとか、入港に船がこむ場合など、難儀するので、日の丸の船印を御赦免下されたい。

第二、銅山入用銀を大阪から差下すにつき、兩山とも遠方で不要心だから、御用銀と記した御紋付きの指札と御用提燈とを御赦免下されたい。

第三、拜借金は銀で御下渡し願ひたい。

第四、拜借金の半分は坑道内の諸經費に使ひ、残り半分は利廻りに使ひ、縦令預け先に如何なることがあらうとも、公金のことであるから、必要の際は他に關係なく取り立てが出来るやうに願ひたい。

第五、松平・一柳の兩家領は銅山と隣接し、兩家領の百姓が大勢銅山に働きに來てゐるが、不時の呼戻しのため、銅山の手支へになることがよくある。就いては諸事銅山稼行の障碍になるやうなことをしないやう兩藩へ下命されたい。

第六、立川新道のこと、早速往來出来るやう、領主御屋敷から國元役人衆へ書狀を申受け、山方手代よりいそぎ差出せるやうにして戴きたい。

第七、家質のことは、江戸・京・大阪とも遠藤代官改めとし、大阪の町奉行にもその旨通達されたい。

これは一應もつともなことで、第五の人夫確保の件は、是れ亦友信の書狀に見えてゐた。そして第三項の拜借金銀子渡しの件を除いては、いづれも聽許されたやうである。尙、別子の永代請負認可については、新證文の下附を願ひ出たが、近江守は自分が直接申し付けることで間違ひはないと言ひ切つたので、かしまつてお請けして引き退つたといふ。<sup>(20)</sup>

要するに、この度の江戸下向は泉屋にとつて大成功であつた。増産對策につき幕府から特に諮問を受けたといふその事が非常な名譽である上に、その上申意見が意にかなひ、友信が當初計畫した永代請負、多額の拜借金の獲得、人夫の確保、新居濱新道の開設、燃料・飯米の確保といふ

ことまで達成したのである。同時に出府した大坂屋の方は拜借金も得ず早々歸阪した。<sup>27)</sup>唯別子立川兩銅山一手稼ぎといふ一事だけは今直ちに達成出来なかつたけれども、兩銅山が領主を異にしてゐて、このまゝでは抜荷掘込の監督に不便があるから、<sup>28)</sup>これを早急に望むのは、當時としては無理で、これが成功しなかつたとしても已むを得ないであらう。しかもそれさへ將來には尙見込がないではないのである。

かくて同じく三月、泉屋より拜借金並に買請米につき請書を差出したが、この請書で見ると、其の後少し話合に變化があつたのか、一萬兩の拜借と米六千石の買請は、吉岡銅山の水拔工事と別子銅山の新道附替工事の爲めといふことになつて、別子の貧鑛處理のことは見えず、又買請米は別子一山に限らず吉岡にも用ひることになつてゐる。<sup>29)</sup>そしてその一萬兩の金は五月に請取り、<sup>30)</sup>友芳は同月の末に歸阪した。<sup>31)</sup>これで愈々改めて別子の開發に新手段が立てられた次第である。

## 註

① 元祿十四巳年ヨリ銅座留帳。

る。

② 元祿十四年 豫州御銅山覺・備中銅山元祿四未年方諸願扣。

④ 「元祿十四巳年ヨリ銅座留帳」十二月晦日の條・「元祿十五年銅座

③ 以上「元祿十四巳年ヨリ銅座留帳」の十二月二十九日の條によ

御用扣」正月二日附中村九郎右衛門宛並に井端小右衛門宛

泉屋大坂屋書狀・正月六日附奉行宛同人書狀。

⑤ 「元祿十五年銅座御用扣」正月六日附長井宛書狀。

⑥ 同右、正月八日の條。

⑦ 附録參照。

⑧ 註⑥に同じ。

⑨ 元祿十五年正月十四日附友榮・五兵衛宛友信書狀。

⑩ 備中銅山  
豫州銅山 元祿四未年方諸願扣・元祿十四年  
備中 豫州 御銅山覺。

⑪ 別子銅山公用帳壹番・自元祿十四年至同十六年別子立川兩銅山拔  
合記錄。

⑫ 豫州銅山  
備中銅山 元祿四未年方諸願扣・元祿十四年  
備中 御銅山覺。

⑬ 「元祿十四年備中御銅山覺」の別子銅山永代請負認可覺書の

張り紙。

⑭ 「別子銅山公用帳壹番」の元祿十二年卯六月泉屋平七願書。

⑮ 「公用留」元祿十二年閏九月泉屋平七願書。

⑯ 「別子銅山公用帳壹番」の元祿十二年卯閏九月泉屋平七願書。

⑰ 「鑛業諸用留」の元祿十三年五月附山木代官宛願書。

⑱ 備中銅山控。

⑲ 別子銅山公用帳。

別子銅山の發見と開發

⑳ 鑛業諸用留。

㉑ 「別子銅山公用帳」の元祿十三年十一月附山木代官宛願書、  
並に同十四年六月附西條藩役人宛願書。

㉒ 「鑛業諸用留」の元祿十三年五月附山木代官宛願書。

㉓ 買請米願が許されて差出した請手形に、買請米の直段は備  
中備後三分一直段が一石六十五匁より高直のうちは五十匁  
とし、それより下直のときは何ひの上きめて戴きたいと述  
べて居り、「別子銅山公用帳」の享保四年九月附願書に元  
祿十四年當時の備中備後三分一直段は八十八匁であつたこ  
とが見えてゐる。

㉔ 二月二日提出願書寫(備中銅山  
豫州銅山 元祿四未年方諸願扣・元祿十四  
年 備中 御銅山覺)の奥書。

㉕ 備中銅山  
豫州銅山 元祿四未年方諸願扣・元祿十四年  
備中 御銅山覺。

㉖ 友榮の江戸下向以來の經過は、當時の意見書願書類を輯録  
した「元祿十四年備中御銅山覺」(備中銅山  
豫州銅山 元祿四未年方諸願  
扣「これに同じ」)に據つて記述したのであるが、「垂裕明鑑」  
は同じくこれに據り乍ら、自由に私意を加へて創作的筆法  
を用ひ、時には別箇の資料に據つたかのやうな印象を與へ

るところがある。しかるに「住友物語」や「別子開坑二百五十年史話」はこれにそのまま據つて記述してゐるので、その敘述は妥當を缺いてゐるのである。

因に、右の日の丸の船印使用については、「二百五十年史話」に「請願の理由は難風湊入りの節難儀に付といふにあつたが、その頃全國津々浦々に葵の紋章を以つてして船が、りを難んずるところはないのであるから、畢竟こは長崎港への銅廻船が、不意の風浪に襲はれて、異邦の港灣に漂着すべき場合を豫想し、日の丸の旗に國家的意識を高揚せむとしたものであらうと想はれる。」と述べてゐるが、これは誤りである。葵の紋章で不十分だから日の丸を用ひたといふわけではなく、海上では日の丸が遠方からでもわかりやすいからであらう。少し後のことであるが、正徳二年に銅座が廢止されて銅吹屋が再び銅貿易を請負ふことになつたについて、初め銅廻船に御用の文字を記した小旗を立てたいと願ひ出て許されたが、翌三年には文字許りでは遠方から見分け難いから向後日の丸印の小旗に仕替へたいと願ひ出で、日の丸の上に長崎御用銅と書き記すやうに命ぜられた

といふことが「銅吹屋仲間由緒書」に見えてゐる。それに願書の原文には「豫州備中銅荷物大坂まで海上登せ申儀」とあつて、輸送は瀬戸内海上のことであるから、長崎港への廻送船と解して異邦の港灣に漂着すべき場合を豫想することは無理であり、また當時日の丸はまだ日本の國旗と認められてゐたわけでもないから、外國に對してこれを掲揚したと解することは當らず、従つてこれによつて國家意識の昂揚を想像することは妥當でない。

尙銅廻送船に日の丸の船印を用ひるといふこともこれが最初ではなく、文政四年の足尾銅山書上によると、延寶四年五ヶ一銅のはじまつたときから該銅山製鍊棹銅の長崎向け廻送に使用してゐたやうである。

⑳ 「銅座御用扣」の元祿十五年三月十八日の條を見ると大坂屋久左衛門は既に歸阪してゐる。次に翌十九日の條に銅座役人長井藤右衛門の言葉として「吉左衛門殿義ハ江戸表も首尾能拜借迄被仰候義又大坂や義迎も此度江戸迄御召被成候義ハ外聞旁之義ニ候」と見える。

㉑ 「鑛業諸用留」元祿十三年五月附山木代官宛願書。

②「覺」元祿十五年三月附請書。

③ 同右、元祿十五年五月附請書。

④ 銅座御用扣。

## (二) 別子銅山の増産策

そこで泉屋は早速新道の造設に着手したらしく、八月には立川村又右衛門の渡瀬畑を中宿屋敷として、又新居濱浦六左衛門の家並に土藏を恐らく口屋として借り受けてゐるし、閏八月には既に新道を使用するに至つた。<sup>②</sup>かくて十月には立川中宿前に制札が立てられたが、越えて十二月新居濱・立川間の道幅不足の爲め、金子村と新居濱村の百姓より道側の田地を借り受け、更に立川村三郎兵衛所有の渡瀬畑をも借り受けるなど、一層整備されて行つた。<sup>③</sup>

その道は立川・金子村や新居濱の土地家屋を購入してゐることから明らかなやうに、立川村を経由して新居濱浦に出たもので、前年西條藩に願ひ出た種子川村經由の新須賀道は廢棄された。これはこの道が不便なためで、此度幕府の後援によつてこの不便を免れ得たのである。

しかし足谷から立川村へ出るのには、現在のやうに銅山越を越える直路をとつたのではなかつたらしい。それでは立川側の作業を妨害することになるからである。それならどうしたかといふ

覺

一中持人足何事によらず徒黨がましき儀  
を企て我儘の致方仕間敷候事  
一於小屋場博奕之儀は不及申總てかけ勝  
負堅仕間敷事  
一中持人足諸商人に至迄、申分於有之は、  
銅山付置候役人方へ相斷差圖を請べし、  
我意にまかせ打合たくき合仕間敷事  
右之通堅相守、若相背候者有之は可爲曲  
事者也

元祿十五年午十月

遠藤新兵衛

立川中宿の制札

と、寶永元年(西曆一七〇四年)十二月、立川銅山中持の新道通行妨  
害について、別子銅山側から山役人に差出した一札に、  
立川御銅山道筋之義、長尾石ヶ休場の西裏へ通り  
來り申候ニ付、當御銅山にハ石ヶ休場の東裏へ新  
道作り通路仕候。然ル所ニ立川山師元之道通シ不  
申、此方の作り申新道せり撤割之上、橋際迄之内ヲ立  
川御銅山の通路仕候。

によると、銅山越の北斜面(寛永坑等立川の諸坑の所在地)に小字長尾があり、長尾は立川山村の  
小字である。従つて長尾石ヶ休場はおそらく銅山越に近く立川側にあつたものではなからうか。  
こゝより東裏に新道を作つたといふが、東裏は、西赤石山より石ヶ山丈に向つて枝脈が延びてをり、  
この稜線を以つて種子川村と立川山村の村境としてをり、この稜線の東側面を指すのであらう。

これに對し立川銅山の道筋は長尾石ヶ休場より西裏へ通つてゐると記されてをり、つまり西側面を通じたのであらう。元祿十四年六月の西條藩宛願書に、かうと谷・赤たら尾の兩山の間に種子川に通ずる小道あり、これを造り擴げる計畫を述べてゐるが、少くとも部分的にはこれに相當するのかも知れない。ところが立川の中持等は、本來の道を通らず、別子側で造つた新道撤割の上より橋際までを通るので、支障多く先年よりの道を通るやう仰付けられたいと役人へ訴へ、石ヶ休場境目に當分番人を置き立川中持を監視するといつてゐる。撤割といふのは、山を切割つたところで、そこより橋際までは「荷持候而中々行違も難成所」である。ところで寶永三年になつて、立川銅山では燒竈・床屋を上野山へ引越したので、鑛石運びの道筋は、立川方の請所内では勝手悪く、泉屋の請所内を通ることを代官へ願ひ出た。寶永元年に立川山村・種子川村等五箇村は幕領となり、さらに寶永三年になつて上野村等も幕領となつて別子山村と同代官の支配に屬したのである。上野山といふのは、上野村領の山と解する外はないやうである。上野村は寛文十年(西曆一六七〇年)に西條領となつたが、そのとき大庄屋天満村の九兵衛以下上野・別子山村等の村役人の連判した一札に、東は十郎ヶ淵より熊鷹・とや・大森の頭・權現岩、西は、かけさこの尾までの峯續きを以つて、水流の北は上野村山分、南より東へかけて別子村山分・浦山分と村境を確認してゐる。<sup>①</sup>

延寶五年(西曆一六七七年)別子山村等が代官支配となつたとき、幕領別子山村と西條領大永・立川・種子川・上野の諸村の境界近く、西條領諸村より別子山村御林へ通ずる道筋に建札を立てたことは、前にも觸れた。元祿八年(西曆一六九五年)二月の別子山村村役人の口上書には、このことを西條領の大永山・上野山等の境に立てたと見え、<sup>⑤</sup>また同年六月の西條藩役人の覺には「御札場御境ニ有之事、此所ニ不限大永山種川山上野山天満山所々ニ御札場御座候」とある。これによつて上野山は上野村領山のことであること明瞭である。<sup>⑥</sup>立川銅山の燒竈・床屋を上野村が幕領となつた際に、移建したことは考へうることであるが、距離的に見るとどうかと不審の感もするし、この點はなほ將來の史料の發見を俟ちたい。

立川の鏈運びの道といふのは「其御山東船窪東方々此方種川分峯打越迄凡貳拾四町餘新道付」とあるものである。代官よりは兩山山師が相對で取計ひ、別子の方で差支なき場所を通るやうに注意し、これを認めたので、同年十月立川山師より鏈持運びの道筋故に、燒木・柱その外何物も一切運ばぬといふ一札を別子の方へ納れた。船窪といふのは、今の銅山越の附近、郡界にある字地名である。元祿八年六月の別子山村庄屋・組頭口上書に、立川より船窪境といふ由であるが、別子山村ではそれは何處を指すか不明であり、當方では足谷峯と呼んでゐると見える。別子・立川

合併以前の状況を記した立川銅山繪圖に、東舟久保・西舟久保の記載がある。そして兩銅山の境界を劃した、一番より四十五番までの數字を記入した線に接して南側即ち別子側に位置してゐる。この數字は、元祿八年以來坑道拔合事件が繼起して、地上の境界を標示するため立てられた分杭の番號である。即ち峯水流通を境目と決定し、「西者三ノ森ノ東ノ窪より始り、東者船窪より三拾餘軒東之方ニ而納ル、此間直間ニシテ貳百拾七間有り、其間ニ壹番より四拾五番迄之御分杭御立被成」とある。別子より立川へ越える道は、東西の船窪の間を通つてゐる。立川より東船窪の東を通ることになると、當然に別子の地所を使用することになる。又、右の一札に「右之場所其元燒木場ニ而候」とあり、別子の燒木伐採の地所であることを示してゐる。當時では未だ別子の燒木・薪炭等の用益採取場は別子山村に限られ、寶永七年に入つて漸く東隣津根山村方面に擴がつて來たのであるから、この燒木伐採場も別子山村の地所である。そしてなほ右の一札に、東船窪東方より「此方種川分峯打越迄」とあつて、おそらく別子山村と種子川村境の尾根を越える所までの意味であらうから、西赤石より上兜山を連ねた稜線を越えるといふことらしい。

さて新道造設の方はこのやうに着々と進捗したが、肝心の増産そのものはどうかといふと、早速人夫の數を増して作業を勵み、多少成果が見られるやに思はれたところ、たまたま七月下旬と

八月下旬との兩度に互つて相當な風水禍を蒙り、遺憾ながら豫期の成果を擧げ得なかつた。<sup>⑧</sup>このことは遠藤代官の報告書によつて知られるので、事態に強い關心を寄せた幕府がその後の経過報告を求めたのに對し、同年十一月代官より次のやうな報告をしてゐるのである。<sup>⑩</sup>

拙者儀御代官所伊豫國別子銅山之儀、無懈怠掘候哉、山之様子書付記差上可申旨被仰下奉得其意候。山師泉屋吉左衛門儀當夏拜借等をも被仰付候ニ付、山内働人數増候而、銅多出候様ニ可仕旨、拙者方々も度々申付候ニ付、隨分無油斷相稼、前々銅も出増候様ニ存候處、當七月廿七日々同廿八日、同八月廿八日々晦日迄兩度銅山床屋六拾七軒燒釜六百餘其外下財小屋等不殘吹被潰、普請仕立申候内、暫銅吹立候儀不罷成、早速普請仕吹立申候へ共、兩度之懈怠ニ而銅重サ兼而存候程ニハ出不申候。後ノ八月中段々普請仕立、其上立川新道造立候而、銅荷物後ノ八月々立川新道へ出シ申ニ付、銅山勝手罷罷成候間、此節段々と銅重サも多出申積りニ御座候。

今これを更に實際の産銅額について見ると、十五年度は二百三十六萬八百五十五斤餘となつてゐる。<sup>⑪</sup>一見前年度より十五萬七千八百八十二斤餘の増産のやうであるが、この年は閏年で八月が二回あり、都合十三箇月である點を考慮すると、反對に前年度より不成績となる。何故なら前年

度の平均月産額は十八萬三千五百八十一斤餘で、本年度の増加分よりも更に多いからである。それだけに七、八月の風水害が禍したことが察せられる。しかしその後暫くはさうした災害もなかつたので、翌十六年度は相當好成绩を擧げることが出來た。このことは又十七年（寶永元年）の春、遠藤代官が參府するにつき、泉屋から二月十七日に差出した覺書によつて具體的に知られる。即ちそれには次のやうに見える。

遠藤様御參府ニ付申二月十七日ニ指出シ申書付之扣

覺

一銅貳百三拾六萬八百五拾五斤餘

但是ハ午年中別子山銅出來高

一銅百四拾六萬八千八百六拾四斤餘

但是ハ午正月々閏八月迄九ヶ月分出來高

一銅百九拾萬三千拾六斤餘

但是ハ未正月々九月迄九ヶ月分出來高

午未兩年九ヶ月分引合未年出增銅

四拾三萬四千百五拾壹斤餘

未年人數普請相加へ、七月迄段々鉑石多掘出シ、出増申所右之通ニ御座候。其後立川

銅山境分杭相立、鉑石掘場少ク罷成、七月已後出方減少仕候。掘場差支無御座候へ、

未年八九拾萬斤も出増可申積りと奉存候。

これで見ると、初め九箇月間は相當な好成績で、前年度に比し四十三萬四千百五十一斤餘の増産となつたが、其の後立川銅山との境界に分れ杭を立てたため採掘不自由となり、減産の已むなきに至つたといふのである。この立川銅山との分れ杭とは足掛三年越しの懸案であつた兩銅山の抜合部に、この年(元祿十  
六年)七月六日から八日に互り關係者立合の上境界を設定し、その標示の杭を立てたことを意味してゐる。その上十月には又本鋪第一の稼行場所に大涌水を生じ、良鑛の場所が水底に沈んで、採掘不能になつてしまつた。<sup>⑬</sup>それでも當年の全産額は二百四十三萬三千八十二斤餘で、十三箇月の前年度よりは七萬二千二百二十七斤餘、前々年度よりは二十三萬百八斤の増産である。従つて境界部の採掘や涌水といふやうな障礙がなければ、言ふやうに八、九十萬斤の増産とまでは行かなくとも、相當な成績を挙げ得たに相違ない。そこが鑛山事業のむつかしいところである。

ところで、かうなると、折角の努力にもかゝはらず、今度豫期通りの増産は自ら望み薄とならざるを得ないであらう。それに翌十七年(寶永元年)には六月と七月とにそれぞれ二回、八月に一回、風水禍があつた。そこで同年の産銅を見ると、二百二十三萬百六十三斤餘となつて、前年度よりは二十萬斤餘も減つてゐる。それでも尙それ以前より多少多いのは、今度の増産策實施の結果であらう。

しかし、その折角の増産策も特殊な悪條件の前には次第に無力となつて行つた。是より先、元祿十二年十一月より經費自前負擔で開始した豫定三百十間の東山谷大水抜は意外の大岩石に逢着し、工事の進捗遅々として捗らず、五年四箇月を経て掘鑿全長未だ四十七間五尺二寸といふ有様であつたので、寶永二年の初め遂に作業を中止することとなり、<sup>⑭</sup>排水による良鑛獲得の望は絶えてしまつた。これは何としても泉屋の失敗である。その上炭山が次第に遠くなつて、運搬に人夫を要すること多く、その人夫の不足のため炭不足となり、自然、銅製鍊に支障を來すといふやうな事態にもなつて來た。<sup>⑮</sup>そのため寶永二年の産銅は閏年に拘らず、尙前年よりも減つて二百二萬二千七百二十二斤となり、その割合には翌三年度は普通の年で、二百二萬二千七十八斤といふ風に多少成績の向上を示したが、翌四年度に至つては百八十三萬四千六百九十五斤餘と、遂に二百萬

斤臺を割つてしまつたのである。尤もこの年には八月と九月とに風水害があつたので、その影響もあつたであらう。しかし翌五年度は特別災害がなかつたやうであり、且つ閏年でもあつたのに、百七十四萬七十一斤餘で更に減少して居り、其の後も六年度は百四十一萬五千六百十二斤餘、七年度は百五十一萬六千四百二十六斤餘、そして翌正徳元年(西曆一七一一年)は百二十三萬六千六百九十一斤餘といふやうに次第に減退してゐる。尤も七年度は前年度より多いやうだが、是れ亦閏年で實質的には少いのである。

これでは折角の増産策もあまり功がなかつたかのやうであるが、實際の施策について見ると、新居濱新道を造設すると共に、稼人を相當増加して下鉞まで採掘し、従つて吹床・鏈燒竈・下財小屋・藏等を増築することがあり、此等に經費を要するところへ、次第に深鋪となるにつれて、稼行困難となり、失費は多く、爲めに一萬兩の拜借金は主として「七分通」この方へ注入するといふ有様であつたし、又稼人が多くなれば、それだけ飯米の需要が多く、従つて六千石の買請米は悉く別子の方に振り當てるといふ有様であつた。これは吉岡銅山の方の水抜工事が豫想と違ひ甚しく困難で、七年を経過した寶永五年の九月迄で未だ二十六間五尺餘しか切抜き得ない状態であり、従つてこの方は作業の性質上多人數を要せず、金穀の需要が僅少であつたから、自然

拜借金と買請米の振當がこのやうになつたのであつた。<sup>17)</sup> それだけに別子の方には随分力が注がれたことになる。そこで寶永六年別子と吉岡とが別支配となつたにつき、この拜借金と買請米の配分を如何にすべきやが問題になつたので、泉屋は兩者とも別子に配當されたいと願ひ出た。これに對する當局の裁決は、別子分として拜借金五千兩買請米六千石といふのであつて、泉屋の希望通りにはならなかつたが、<sup>18)</sup> 兎に角これで別子の開發には非常な努力が拂はれたことがわかる。

とかくする中に、最も不成績な正徳元年も暮れて、翌二年の春を迎へた。この年は實に元祿十五年から滿十年目で、拜借金の返納、買請米の終止といふ困つた年である。そこで幕府の方では今後の増産見込について代官に調査を命じた。今までの成績がもう一つ豫想程でもなかつたので、見込次第で適宜の處置を取らうといふのであらう。これに對する代官の報告は、泉屋自身の見立にそのまゝ従つてなされたもので、それによると、現在の採掘坑十箇所のうち、二、三箇所良好な鉑所があるから、水抜普請をしつかりやれば増産の見込があるといふのである。<sup>19)</sup> 一方泉屋の方では、この失費の多い經營難の際に拜借金と買請米との恩恵がなくなつたのでは、折角の良好な鉑所の採掘も充分出來ず、到底増産覺束ないといふので、吉岡銅山分と一緒に拜借金の返納をもう十箇年延長し、別子分の買請米六千石も今後別子稼行中は同一條件で繼續してもらひたいと願

ひ出た。<sup>20)</sup>

これに對し、當局の方ではなかなか裁決を下さず、取り敢へず必要な飯米だけは、一年一年例年通りの買請を許可するといふ仕方では三年を経過した。これは暫く狀況を見た上でとの意圖でもあつたのであらうか。ところが、その間の産銅成績は正徳三年度は前年より少しばかりよいが、翌四年度は大分悪くなつた。そこで當局は翌五年になつて又も將來の増産見込について調査を命じた。これに對する報告書が八月附で差出されてゐるが、それは次のやうなものである。

一、近年の減産は稼人が減つたためかとお尋ねであるが、決してさうではない。鋪内が遠くなり、鉑石も堅くて、以前は一日に一人掘出した分量の鉑は、現在では一人半も二人もかゝるのである。

二、鉑石の歩附が少いための減産かとお尋ねであるが、概してさういふことは言へる。

三、稼人を増せば増産出来るかとお尋ねであるが、狭い坑内での作業の性質上、差當りそれは望めない。

四、今後どんな稼ぎ方をすれば増産出来るか、少々官費をかけても増産の見込があるならば上申せよとのことであるが、鉑吹粕のうち少しでも銅氣あるものを拾ひ集めて吹かせた

ならば、一箇年に凡そ三、四千貫目も増産出来るかとも思ふが、畢竟官費が多くかゝる程の増産は望めず、費用倒れになるまでのことである。

五、現在の稼行場以外新規に良い鉷筋も差當り見當らない。

このやうな状態であるから官費をかけて増産出来るといふ目當も差當り考へつかない。次に参考のためその原文を掲げて置かう。

豫州別子銅山銅出方之儀御尋ニ付役人衆を被仰上候書付之寫

覺

銅山稼方之儀ニ付銅出増申筋可有之哉相考申上候様ニと被仰下承知仕候。毎度御吟味被遊候ニ付、其趣を以隨分改方諸事吟味大切ニ仕、近年ハ下鉷等迄吹セ申候。猶又鋪内仕替等も山師色々勘辨仕候上、拙者共承届、存寄之儀も申聞、隨分無油斷銅出方減少不仕候様ニ兼々申付候。

一近年銅出方減候者、稼人減シ候故おのつから銅も無數候哉と御尋被遊候。全人數減シ不申候。毎度出増候様ニ被仰下候ニ付、無油斷山師ニ申付候得共、鋪内遠ク罷成、其上鉷石も堅ク、前々一日ニ壹人して掘上候鉷重サ、只今ニ而ハ壹人半も貳人も懸り申様ニ相

見へ申候。

一稼人ハ不減候得共、歩付無數故銅出方少ク成候かと被仰下候。惣而銅山之義、初年之間ハ鉛石亘敷歩付も能御座候得共、次第ニ深鋪ニ成水湛候故、亘敷鉛斗切取かたく候ニ付、歩付少ク御座候。自然ニ歩付亘敷鉛も出申候得共、右之通故歩付ニ應シ出銅減シ申積リニ御座候。

一只今人數格別相増候者、銅出増可申哉と被仰下候得共、惣而間符之内狹キ所御座候故、鉛掘場ニ應シ、人數入候積有之ものニ御座候故、此後人數増候而も銅出増可申積者差當り相見へ不申候。

一此後稼方之品々いか様ニ仕候者、銅出増可申哉、少々御入用掛り候共、出嵩可申存寄有之候者申上候様ニと被仰下候。鉛吹粕之内少ニ而も銅氣有之を拾ひ集吹セ候者、大積り壹ケ年ニ凡銅三四千貫目も出來増可申哉と奉存候。ケ様成義ニ而少々も銅重サ出可申哉。畢竟御入用ハ多懸りさのミ出來銅多御座候と申上候程之義ニ而も無御座候。只今山師ハ賣候銅直段ハ一倍餘も高直ニ出來可申哉。左候而ハ御入用金掛り候迄ニ而曾而御爲ニ不罷成候。

一別子銅山之中新規ニ亘敷鉸筋等有候者、御入用掛ケ問掘等仕セ可申候得共、只今相稼候外、鉸筋見へ候所ハ差當り無御座候。

右之通人數相増候而も、鋪内狹キ所故、鉋掘場所ニ應シ、鉋壹丁前四人と極り有之、晝夜八替りニ仕、凡人數入候而働候積りニ御座候故、前々之人數減シ申事無御座候。次第二鋪内遠ク罷成候故、前々一日ニ壹人して掘上候鉋石只今ニ而ハ壹人半貳人も掛り可申候。炭木等ハ遠方ヲ取越申ニ付、殊外高直ニ相當り、第一銅山ニ可入鐵油其外諸色夥數高直ニ罷成候故、仕當テ難合由、然とも買請米御影を山稼ニ差加エ申ニ付、此節迄も取續、さのミ出劣不申様ニ相稼申段、山士共每度吟味仕候節申出候。御入用掛り候而銅出増可申考差當り存付不申候。此上猶又勘辨仕存寄御座候者以書付可申上候。以上。

未八月

鈴木理太夫印

大村兵太夫印

この報告書で見ると、先年の報告書とも違つて、さすがの別子も最早増産の見込がなくなつたことが知られる。かうなると當局としても自ら對策が定まつて來るわけで、同年十二月になり、漸く裁決を下し、年季は願の通りは聞届け難く、先づ正徳二年より六年(即ち享保元年)迄五箇年と

し、後は又吟味の上と達した。<sup>(21)</sup>これではその期限は最早來年一年限りのことであるから、忽ちその後が問題となる。かくて翌六年の八月頃、當局は先づ買請米について、最初聽許したときとは事情も變つてゐることであるから、明年より何時までと年數を切り、又直段を増して願ひ出よと達した。これに對し、泉屋からの歎願は、當節諸式高直の上、炭薪山が遠くなり、又坑道が深くなつて、經費を要することが多く、買請米の低廉によつて損銀の足しとし、物價の下落を待ちつゝ、御用銅に支障を來さないやうに稼行してゐる有様であるから、米價を増してはとも引合はなくなつて、稼行の繼續が困難となるし、又稼行しても、資金難から仕入不充分となり、著しい生産減を來すから、從來通り一石五十匁替十箇月延納で年季は來年より十箇年として戴きたいといふのである。<sup>(22)</sup>

又拜借金については、享保二年になつて、前の契約通り返納すべき旨達しがあつたので、四月、經營難の折からこれも當年より十箇年延納にしてみらひたいと願ひ出た。これに對し、九月になつて、幕府の方から、正徳二年返納のところを既に五箇年延期したことであるから、この上の延期はなり難い。しかし吉左衛門は京都銀座の銀銅吹分場の用務をも務めてゐることであるから、特別の取計ひを以つて、今年より三箇年、一箇年に千六百六十六兩貳分宛、三年目に千六百六十

七兩、都合五千兩といふことで返納方を命じたのである。<sup>23)</sup>これに對し泉屋の方では、十一月になつて、三箇年賦返納では困るから五箇年延納といふことに改めて戴きたいと再度歎願し、翌月聽許された。<sup>24)</sup>

爾後この拜借金の返納と飯米の買請については、尙、長期にわたつて種々の経緯があるが、當局は最早泉屋の歎願通りには聽許せず、拜借金は結局享保七年以後年賦返納となり、買請米は一年一年の聽許の上に享保四年分から値上を餘儀なくされるといふわけで、幕府の保護政策に變調を來したことが觀取される。

今これを實際の産銅額について見ると、前記正徳四年以後年々減少し、享保二年には辛うじて百萬斤を保つたが、翌三年は八十八萬斤、翌々四年は七十九萬四千餘斤となり、爾後多少の上下はあるものゝ、百萬斤に達せない状態であつたから、當局のかうした態度も又已むを得なかつたのである。

註

① 「文化貳年 正月吉日 證文控」のうち。

② 「豫州御銅山覺」の元祿十五年十一月附遠藤代官報告書。

③ 「文化貳年 正月吉日 證文控」のうち。

④ 「元祿八年亥四月 別子立川銅山拔ヶ合出入之覺 泉屋平七

別子銅山の發見と開發

控」のうち、寛文十年戊辰四月六日附大庄屋九兵衛等連判一札。

山役人宛泉屋金右衛門報告書。

⑭ 同右、寶永二年三月附遠藤代官宛願書。

⑮ 「別子銅山公用帳壹番」元祿八年亥三月十日附別子山村庄屋

⑮ 同右、寶永二年十二月附代官宛泉屋吉左衛門口上書。

組頭口書。

⑯ 別子銅山公用帳貳番。

⑯ 元祿八年七月吉日「書札寫」の中。

⑰ 同右、寶永六年八月附口上書及び同年九月附覺書並に十月

⑰ 新居濱市立郷土館所藏。この繪圖に泉屋道筋とある道路が、大體元祿十五年開設の新道に當るやうである。

附口上書。

⑱ 「備中銅山控」の正徳二年二月附願書。

⑱ 「覺」鋪内抜合論所峯道境目之事。

⑲ 「別子銅山公用帳貳番」の正徳二年三月附覺書、同日附泉屋

⑲ 別子銅山公用帳壹番。

吉左衛門口上書。

⑲ 豫州備中御銅山覺。

⑳ 正徳二年三月附泉屋吉左衛門願書。

⑲ 「別子銅山公用帳」、以下各年度の産銅額これに同じ。

㉑ 前記願書の付箋。

⑲ 別子銅山公用帳壹番。

㉒ 「別子銅山公用帳參番」享保元年八月附願。

⑲ 同右、寶永元年七月附金右衛門口上書。「未三月抜合之儀ニ

㉓ 同右、享保二年四月附願書。

付大坂ニ而覺書」収録の元祿十六年十月二十一日附別子銅

㉔ 同右、享保二年十一月附願書。

## 五 初期の別子銅山の經營

### (一) 支配と運上

別子山村は延寶五年より備中・伊豫の幕領を支配した代官の管下にあり、銅山開坑の時の代官は後藤覺右衛門で、以後平岡吉左衛門・山木與惣右衛門を経て、元祿十四年(西曆一七〇一年)より寶永にかけて遠藤新兵衛と續いた。しかし別子は直接には、川之江の陣屋に詰めた代官配下の豫州元締が支配してゐる。銅山には四箇所の御番所が設けられて、上役二人、下役二人がこれへ出役として出張勤務した。御銅山役人と記されるものがこれである。元祿四年五月後藤代官の考へでは手代二人、これは一人につき一年に扶持方共に米十五石四斗づゝを給與し、足輕三人、これは同じく一年に米七石づゝを給與するといふことであつた。手代が上役、足輕が下役に該當する。上役は吹銅・炭を改め、それに對する運上を確實に取立てることが主要な任務であり、下役は上役を補助し、又山内を見廻ることが勤めであつた。開坑當時の上役は河野又兵衛・澤田新助で、下役は三原文右衛門・石田茂右衛門である。元祿十年になつて上役二人、下役二人を増して、合計八

人になつた。これは、炭運上を貫目改に切替へたため、炭山に炭改の役所を建て、銅山より上役一人、下役一人づゝが出張して毎日の出來炭の貫目を改めるやうにした結果である。元祿十五年に炭運上を出來銅高に應じて定めるやうになり、貫目改の必要が無くなり、銅山より増加分の役人の減員を願ひ出てゐたが、容易に許可されなかつた。

さて銅山の稼行に對し、經營者即ち銅山師より銅・炭竈の運上と、又年額金子五十兩を山の善惡に拘らず五月に上納することを契約したことは、前に述べた。これらの運上の性質について、さらに解説しておきたい。

運上銅に就いては出來銅千貫目に付百三十貫目宛、但し銅百貫目に付代銀五百目宛の定銀で納めることになつてゐる。出來銅といふのは普通は生産高のことであるが、こゝでは實は山師取分の銅を指してゐる。別子の銅運上を説明した記録に、運上の割合を外一割三步(をと)の法とよび、出來銅(生産高)千貫目これを一・二三で割り、八百八十四貫九百五十五匁七分五厘となるが、これが山師取分となり、山師取分に〇・一三を掛けた百十五貫四十四匁二分五厘が運上銅となる。運上銅を六十で割つた一貫九百七匁四分が口銅であつて、口銅は銅の現物で納めることになつてゐる。口銅は元祿七年御運上方目録に始めて見える。運上銅より口銅を控除した残りの銅を銀納するの

で、代銀五百六十五匁六分三厘となる。寶永二年（西曆一七〇五年）に代官より口銅を山師取分中より差出すやうに達せられたので、住友より從來通り運上銅の内より召上げられることを願つて、これは認許された<sup>②</sup>。別子の運上銅は、最初より他山に比して少し高直に召上げられ、これは競願になつた結果であるといはれる。いかにも、當時銅山の運上は出來銅（生産高）の十分一、又は山師取分の十分一が普通に行はれてゐる。吉岡銅山の場合も、「掘出し候銅千貫目に付御運上銅百貫目」とされるが、これも實は山師取分千貫目に付運上銅百貫目であつた。これも代銀納で、運上銅百貫目につき五百三十匁であつたが、元祿二年以後二十匁増銀したのである。別子では五百匁を定代銀としたから、山師取分千貫目に付、運上代銀六百五十匁となり、吉岡に比して百匁高くなる。但し元祿七年より運上銅の内一部が口銅として現物納となつたことは前に述べた。

吹銅の監視、貫目改は、運上銅算定の基本となるものであり、上下の銅山役人の最も重要な役目である。元祿十二年八月、銅山役人より床屋従業人一同に申渡した規定は、従前より觸れられた趣意のものであるが、更にこれを嚴重に繰返したものである。

一、床屋の惣廻りに柵が結ばれて、木戸の開閉は銅山役人よりの指示によつて行はれ、吹大工以下の床屋従業人以外のものゝ出入を禁ずる。

一、木戸は暮六つ(午後六時)限りに戸を閉ぢ、錠をおろす。なほ、本木戸口の外に、燒鏈・炭を入れる木戸があるが、こゝは燒鏈持人足・炭燒以外のものは出入させない。

一、夜中に吹立が行はれた時は眞吹・鉋吹ともに銅敷を吟味し覺帳に書留め、同様に銅にも附札し、貫目改の場所まで出して保管しておく。

一、運上銅貫目改に使用する秤は、他に使用してはならぬ。

一、運上銅は毎朝貫目を改める。風袋・繩は六百目づゝに定められてゐる。以前より風袋六百目を差引いてゐたが、今回山師よりの願により、二十五貫目一秤に付、風袋六百目と銅減分一貫目合計一貫六百目を差引くことにする。若し風袋・繩を新らしく換へたときは、豫め斷つて改を受けるやうにする。<sup>③</sup>

この最後の箇條についてこれまでの經緯を述べると、風袋・繩の目方として最初は一秤に五百目を引いてゐたが、元祿十一年四月、六百匁を引くことにした。但し、これは直掛けした眞吹銅に對してであつて、床尻銅には風袋は無かつたのである。ところが翌年五月元締平七より眞吹銅・床尻銅ともに直掛けを命ぜられたに就いて、銅の減代として一秤につき一貫二百目を差引いてもらひたいと願ひ出た。これに對して、風袋として眞吹銅・床尻銅ともに六百目、銅減代として一

貫目、合せて一秤に付一貫六百目を差引くことになつたのである。<sup>④</sup>

銅減代を考慮する理由は、銅吹場で出来銅を秤量し、即ち運上銅貫目改を実施し、これによつて出来銅と運上銅が計量決定されるわけであるが、平七が陳情するやうに眞吹銅は水で冷却し濡れてをり、床尻銅には素灰等が附着してをり、これを干かし附着物等を打拂つて數日を経て秤量すると、かなり貫目が減るといふのである。平七の計算では眞吹銅は六十八貫目に付五貫八百匁減り、床尻銅は十二貫百目に付六百匁減るとある。

一秤二十五貫目に付、風袋・減代とも一貫六百目を差引くといふ法は、一貫目に付六十四匁を差引く計算になるので、六四引の算法とよび、吉岡銅山で銅吹場所<sup>⑤</sup>で運上銅貫目改をするやうになつたときに實施され、これが別子・立川にも施行されたといはれる。

元祿十二年以來、銅吹場においての運上貫目改に一秤二十五貫目に付、銅減目として一貫目を差引くやうになつたことは記録されてゐるが、それ以前の運上貫目改に關しては明白でないので、なほ研究する必要がある。しかし吹銅・床尻銅ともに時日が経過するにつれて、貫目に相當の變動があることが記されてゐる。又、運上貫目改の秤は、他には一切使用が禁止されてゐるので、そこにも實は貫目の上に問題があるやうにも察せられる。これらの點を考慮に入れながら、元祿

八年八月に別子銅山に赴いた金右衛門の記録した元祿八年正月より七月迄の改覺及び元祿七年中銅改の覺は注意を要するものと考へる。<sup>⑥</sup>

亥年正月より七月迄改覺

公儀改掛ヶ

銅 八四八七七貫八〇〇目 正月より七月十四日迄 出來銅辻

山本手前掛直シ

銅 一〇九三一五貫四〇〇目 出目 二四四三七貫六〇〇目

出來銅一〇〇貫目に付二八貫七六〇匁に當る

天満にて大坂へ上す掛直シ

銅 九九六二一貫一〇〇目

又 五九六一貫 (増)のび

計 一〇五五八二貫一〇〇目 斤にして六五九八八斤一二五

箇數 五九七五丸 一丸は一〇斤四八に當る

戊年中銅改覺 五月より極月迄

公儀改掛ヶ

銅 一〇〇七〇五貫一〇〇目 出來銅辻

山本手前掛直シ

銅 一二三一〇貫五〇〇目 出目 一二四〇五貫四〇〇目

出来銅一〇〇貫目に付二二貫二四〇目に當る

天満にて大坂へ上す掛直シ

銅 一二五六四三貫六〇〇目

内 一一貫六〇〇目 有目引、總勘定高に端數が出たため引捨

残 一二五六三二貫目 斤にして七八五二〇〇斤、

箇數 七一〇八九 一九は一一〇斤四六七に當る

公儀改掛けとは運上貫目改のことであり、山本手前掛直しとは銅山側で、別に秤量したものである。さらに天満で銅を大阪へ積出すとき秤量してゐる。元祿八年の場合は山本掛直しが公儀改掛けに對し、二八・七六パーセントを増し、同七年には二二・二四パーセントを増してゐる。天満の秤量では山本に比し元祿八年には減少してゐるが、同七年には却つて増してゐる。即ち公儀改掛けに對し、天満では元祿七年には約二四・七パーセント、同八年には二四・五パーセントの増加である。そして大阪においての銅(荒銅)の受入は、天満においての秤量、百十斤餘入れの箇數を以つて基準とすることはいふまでもない。別子銅山の公用帳に登載された御運上高目録の毎歲の出来銅<sup>(合計)</sup>、

それに對する山師取分、運上銅等は、すべて公儀改掛け即ち運上貫目改に基いてゐることは明瞭である。金右衛門の前述の記録に、元祿七年五月より極月迄の銅改において、公儀改掛けを銅十萬七百五貫百目出來銅辻とすることはすでに揭示した通りであるが、これに對する運上銅一萬一千五百八十五貫五百四十二匁八分、此銀五十七貫九百二十七匁六分八厘とし、さらに同年正月より四月迄の運上銅代銀二十七貫二十九匁一分八厘を加へて、元祿七年中の銅運上代銀八十四貫九百五十六匁八分六厘と記してゐる。公用帳の元祿七年御運上高目録之覺によると、運上銅は一萬六千九百九十一貫三百七十九匁七分とし、その内二百八十三貫百八十九匁六分が口銅で、運上銅代銀は八十三貫五百四十目九分五厘となつてゐる。金右衛門の記録は、この年より始めて記録されてゐる口銅を含めた、運上銅代銀に正しく該當するのである。

このやうに考へて來ると、元祿十一年に出來銅二百五十三萬五千百七十一斤餘の最高記録を作つたといつても、これは公儀改掛け言はば公的發表であつて、實際の斤高はかなりそれを上廻つたことが想像されるのである。これ等の問題は、なほ後の輯において検討を加へるつもりである。炭竈役として始めに一箇年に炭竈十口に付銀三十枚宛を納めることになつてゐた。それに關して一日に銅百貫目を吹立てるため炭竈十口程度の炭焼が必要であると説明されてゐる。

この點を少しく詳細に述べると、竈一口を以つて一竈で炭百貫目を焼き、一箇月に十竈焼出し、千貫目となるが、竈十口で一萬貫目となる。一萬貫目の炭で銅三千貫目を吹出すから、一日に吹立銅百貫目となるといふのである。炭竈には大小がある。大竈で焼いて一竈の炭量が多ければ稼行人には有利であるが、炭性が悪くなる。そこで小竈で一竈六十貫目程度を一箇月に十五竈も焼くやうに努めると、一口の炭量も多くなり炭質は良くなるが、それだと炭焼人夫數が増して募集するに容易でない。十日間も焼くと一箇月焼いた勘定で運上を取られるので、助七の元締時代にその軽減を願ひ出たことがあつたが許可されなかつた<sup>⑦</sup>。そこで當局は一箇月に平均八百貫目を焼くとして運上竈一口と算定してゐる。大竈の場合は一箇月に九百貫、千貫目、小竈の場合は五百貫目程度であり、中竈で八百貫目程度であるため、中竈の量を以つて平均としたのである。元祿十年閏二月に平均七百貫目竈一口とすることを命ぜられたが、これは從來の平均八百貫目一口の計算に比して運上増加を意味することになるので、三月、元締の平七より近時小竈使用が多くなり、しかも當年よりは炭竈場所が遠山となり經費が多くかゝる事情を述べ、開坑のとき炭竈運上を算定した基礎は一箇月炭一萬貫目で銅三千貫目を吹出す見積より出で、これは竈一口に付炭千貫目の計算であるから、千貫目竈一口の運上に定められるやうに請願した<sup>⑧</sup>。

しかし、この年より十貫目入百俵に付、銀十三匁四分四厘の運上と改め、炭の目方による課税と變更されたのである。さうして元祿十二年よりは鍛冶炭について三貫目入百俵に付一匁三分四厘四毛の運上が始まつてゐる。鍛冶炭は、鑿等の鑛山用鐵道具の修理に使用したのである。このやうに炭の貫目改が必要となつたため番所の新設と役人の増加が行はれ、番所は日浦口と弟地口に置かれた。元祿十三年に入ると、これまでの炭焼は日浦谷附近で行はれてゐたのが、遠山へ移り、弟地口や枝立山方面で主に焼くやうになり、弟地口番所一箇所では改が手支へとなるといふので、同年二月に平七より日浦口番所を撤去し、便宜な移建場所を指圖されることを役人宛に申出てゐる。<sup>④</sup>しかし炭山はいよいよ遠くなるのみでなく、廣い範圍に分散して三里四里を隔てるものがあり、これを番所へ持集めることに不便が増して來た。元祿十四年九月に吉左衛門の名で、遠藤代官宛て、元祿四年の開坑以來五箇年間の炭運上を同期間の出來銅に割付、銅千貫目に付炭運上銀の平均を計出して、以來は出來銅に應じて炭運上を定めることを願ひ出た。これに對し、代官よりは五箇年でなく、十箇年の計算によるべきことを注意し、これに従つた願書は代官の奥書を以つて御勘定所に届けられて、十二月にこれが許可せられた。

炭竈運上或は炭運上は、炭の搬入や賣買に對する税ではなく、炭木の用益、炭焼に對する領主

への役である。従つて、寶永以來炭山が他領にも擴がつて行くが、この場合役は該炭山の領主へ納められて幕府への運上は無い。また製品としての炭を他領より購入する場合も同様である。

運上の一として山入用金として山の善惡に拘らず金子五十兩を毎年五月に上納する箇條がある。吉岡銅山では役人衆給米百九石二斗の代銀を備中の物成米(年貢米)三分一直段を以つて差上げるといふ一條がある。これに該當するものが別子には見えない。番所の建設修覆等を稼行者の負擔とする點は、吉岡・別子ともに同様である。吉岡の役人衆給米は番所入用とも記してゐる。別子の金子五十兩は多分、吉岡の番所入用の百九石二斗の代銀に相當するものであらう。豫州別子村足谷銅山之事と題する記録に「御番人御役料壹ヶ年ニ金五十兩宛ニ而仕切申候」とあるのが、これを證明してゐる。<sup>⑩</sup>

## 註

- ① 「覺」銅御運上之事。
- ② 「別子銅山公用帳壹番」寶永二年十一月二日附泉屋吉左衛門
- ③ 「公用留」元祿十二年七月泉屋平七一札。
- ④ 「別子銅山公用帳壹番」元祿十二年五月二日附泉屋平七願、
- ⑤ 享保四年三月泉屋吉左衛門御運上銅算法覺、並に「覺」のうち御運上銅算法之事。
- ⑥ 元祿八年亥八月の「覺留帳」。
- ⑦ 丑(元祿十年)二月二十五日炭釜之儀御尋ニ付申分書付。
- ⑧ 「公用留」元祿十二年卯八月矢部城介等覺。
- ⑨ 「別子銅山公用帳壹番」元祿十二年五月二日附泉屋平七願、

⑧ 元祿十年三月十九日泉屋平七願書。

⑨ 「別子銅山公用帳壹番」辰年二月十四日附泉屋平七口上之覺。

⑩ 年々帳無番。

## (二) 經 營

別子銅山の經營狀況を主として人的構成より見ることにする。

開坑より三年後、元祿七年(西曆一六九四年)五月に大坂町奉行所へ届けた「右御銅山へ集申人數凡書」に次の通りに記されてゐる。

一 銅掘

一 得歩引えぶ (坑内の普請手傳)

一 碎女

一 銅吹大工并吹子指

一 日用手傳

一 中持

一 炭燒

一木伐

一燒竈

一鍛冶屋

一家大工并左官

一桶屋

一手代并男

一子共

一諸色買物役人(掛)

一山留大工

ノ五千入程、此外諸色賣物ニカゝハリ候者妻子等共ニ、右五人共ニ都合壹萬四五百人程、此山一山ニ而渡世仕候。此内別紙目錄之通百四拾貳人燒死仕候。以上。

元祿七年戊五月

泉屋吉左衛門

同 如 元

これは銅山において稼働するもの約五千人、銅山で使用消費する諸物貨の賣買に關係するもの、及びこれ等兩者の妻子を合はせると合計一萬四、五千人にもなり、これだけが銅山により渡世してゐるといふ意味である。これを稍々後のものであるが、享保年間の報告に、惣人數男女五千人餘とあり、この内妻子持又は獨身者であつて家持が千百四十五人、小屋住居の獨身者が二千五百五人あり、殘千八百人餘は、「是者働人之親類炭山并里方へ散居申候得共銅山之影にて渡世致候」とあつて、銅山の地元以外に居住するものである。そして銅山内になほ老若男女千六百人程あると記すのは、家持の家族員であつて老人小兒を指すのであらう。元祿七年の届書に「五千人程とあるのは、享保の報告の惣人數男女五千人餘とあるものとその内容を等しくするが、これは銅山稼行に直接關與してゐる稼働者であり、後者では銅山内居住者の家族員數を擧げてゐるが、前者ではそのみでなく、銅山で消費される諸物貨の賣買の關係者等、範圍を擴げて數を示してゐるわけである。

元祿八年に記された「覺留帳」の「十一月中比外財人數改覺」によると、

一掘　子　一四二人

一山　留　　四人

一得歩引	一五四人
一木 伐	九一人
一床大工	三十六人
一床手子	七八人
一床す灰	二〇人
一土 持	三五人
一碎 女	一五八人
一焼出し持	二六人
一碎 鏈 持	六〇人
一炭 焼	六人
一日用方	二二二人
合	一〇三二人
一弟地中持	一八〇人
一天満中持	二〇〇人

此外

一夏方炭燒 六五〇人

一右の手子 六五〇人

一日 用 一五〇人斗

とあり、この合計は二千八百六十二人程となるが、この内には明らかに元祿七年の届書の内譯に比較すると抜けたものがある。即ち手代并男・子共(供)とあるものがそれで、これ等は當時は山師家内と記され、住友の奉公人であり、いはゆる下財ではない。

銅山の従業人・稼働人を二種に分けることが出来る。一は前述の山師家内であつて、後になると奉公人としての職務地位上から、支配人・元締・役頭・手代・前髪・子供といふ階層に分かれ、この外に醫師が置かれてゐる。<sup>①</sup>しかし初期には元締・手代・子供の區分が普通に行はれたらしい。一は採鑛・選鑛・精鍊をはじめ、炭燒・木伐或は荷物の運搬等の現業に従事する稼働人であつて、これらは一様に下財などと呼ぶ場合もあることは前述の通りである。

山師家内は、支配人を頂點としてこれを補佐し諸務を分擔し、銅山經營に當る人的組織といへる。但し支配人或は惣支配の稱はかなり後になつて行はれたらしく、初めは請負人・山師・元締

或は吉左衛門代といふやうに代人と呼んでゐる。

銅山經營の諸務は、稍々後になると、次のやうな諸役所において分擔されてゐる。享保十年(西曆一七二五)二月元締卯兵衛の別子銅山下代名前覺(上段)と元文二年(西曆一七三七年)十一月松山藩役人登山のとき提出した覺(下段)、當時別子は松山藩の預り領であつた)によつて役所名と手代人數を擧げる。

一勘場	一五人	一五人
一鋪方	五人	五人
一床屋	六人	八人
一木方	五人	五人
一炭方	七人	七人
一立川中宿	六人	五人
一新居濱口屋	四人	四人

當時山師家内の總人數は約九十人であるが、右の人數には元締及び子供は省略されてゐる。

勘場は稼働人に米諸色を販賣するところであるが、山師居小屋ともいひ、即ち元締の本據である。床屋役所は吹銅の改を行ひ、木方役所は燒木買入及び燒竈焚方を支配する。鋪方役所は採掘

した鉋をこゝで買取る。又鋪内のこと一切を支配する。炭方役所は炭の出入を扱ふ。立川中宿は銅山へ送る諸荷物の中持を支配し、新居濱口屋は諸色の買入や銅の津出し(船積)を扱ふ。山師家内といはれたものが、後になつて支配人・元締・役頭・手代・前髪・子供と整序されたことを前に述べたが、支配人は勿論一人で、元締が三、四人、役頭が十人程、手代は三十人程、前髪は四、五人、子供は十人程であり、年により多少増減があつた。元締・役頭は諸役所の主任の地位にある。諸役所内の事務が細分化されてきて、手代がそれぞれの事務に當り、前髪はこれを補助し、子供はそれ等に分屬してゐる。参考のため明和六年(西曆一七六九年)に泉屋半兵衛より書出した「御銅山師下代人數并役附覺」によつてこれを示す。<sup>②</sup>半兵衛は銅山惣支配とも記されてゐる。

## 勘場 詰

銅山惣支配	一
元締	一
勘定役	一
銀役	一
荷物方	二

頭役、帳面方 一

帳面方 五

入目方 一

銅藏役 二

間符役所詰 (鋪方役所に當る)

頭役 一

鉛買 一

水引方 一

得歩引方 一

帳面方 三

鉛碎方 一

床屋役所詰

頭役 一

吹方改役 四

別子銅山の發見と開發

燒釜方 二

炭役 一

弟地炭宿詰

炭役方 二

床鍋炭宿詰

頭役 一

炭役所 三

帳面方 三

立川中宿詰

頭役 一

銀役 一

荷物方 三

銅藏役 一

新居濱口屋詰

元	締	一
銀	役	一
帳	面	方
荷	物	方
買	物	方
		一
		二
		三

これによると、勘場・新居濱口屋に元締がをり、その他諸役所にはそれぞれ頭役がをり、勘場の帳面方にも頭役がゐる。しかし、これは時代により多少變化し、文化五年(西曆一八〇八年)には床屋元締が見える。役所内の諸事務方の掛りは普通は手代で、三人もゐるところでは前髪③の加はつたとこ  
ろもあるらしく思はれる。以上の外に別に子供九人がゐるのである。

さて、別子の初期では、以上のやうな組織はどうであつたらうか。貞享二年(西曆一六八五年)九月の吉岡銅山の報告では、

山師家内人數 三五人

内

一、一六人 間符四ヶ所鍵番人

一、五人 床屋役人

一、二人 鏈くだき場役人

一、三人 炭焼木支配人

一、九人 賣物方手代中間共

とあつて、順次に鋪役、床役、炭・木方役、勘場の諸掛を指してゐるやうであるが、小人数で簡單なものである。元祿八年の「豫州手代覺」によれば別子について次のやうなことが分る。

一、賣場 孫七等三人 男三人 子供一人

一、臺所 一四人 子供二人

内

入目方 萬右衛門一人

銀拂 傳右衛門一人

明手ニ 八郎兵衛一人

山廻 源左衛門等二人

賄人 彌兵衛一人

夫男 作介等八人

一、銅藏方 十兵衛等二人

一、上床屋 勘右衛門等三人 夫男一人

一、下床屋 善六等二人 夫男一人

一、炭方 清介等四人 日用方一人

一、上座 勘介等四人 男一人 子供二人

一、木方 七兵衛等四人

一、乙地 彦兵衛等四人

一、天満 庄右衛門等四人

一、日用廻し 庄兵衛等二人

賣場・臺所は勘場に屬し、銅藏も勘場の所管である。元祿七年の火災に桁十三間梁三間に一間づゝの下庇のある勘場建物が焼けてをり、勘場の組織のあつたことはいふまでもないことで、賣場・臺所は機能によつて手代等の所屬を記したものである。上座とは四つ留口の番小屋で山小屋ともいひ、掘子の採掘した鉑石を買取るところであつて、鋪方役所のことである。天満は口屋又

は中宿役所で、諸色の買入發送や銅の津出しを行ふ。乙地は炭役所らしくも考へられるが、多分さうでなくて、こゝでは中宿の支配であらう。このやうに見ると、殆んど後の記録に見える諸役所がすでに設置されてゐて、開坑後間もなく諸事務の分擔處理の組織も整備されてゐたのである。元祿八年の別子の元締は殉職した助七に替つた平七で、これを補佐した勘助は上座を擔當したことも注意される。手代と並んで男又は夫男と記されてゐるものがあり、給銀等の所遇より見ても手代と變らない。元祿七年五月大阪で町奉行所へ提出した人數凡書にも手代並に男・子供とあり、焼死人の名簿中、勘場の者として元締助七以下七人を擧げた中にも男吉兵衛がある。

これら山師家内には、大阪その他上方の出身者で現地へ派遣されたものは、もとより少くないが、豫州他阿波等の地元出身者も多い。元祿八年の記録でも明白に豫州出と知られる者は十人近くあるし、元文二年の覺では四十四人の手代中で伊豫人が十六人を占めてゐる。

現業従事の稼働人の種別の大要は前文にも引用されてゐるが、この中に採鑛・精鍊において、掘子や吹大工のやうに熟練・技術を必要として專業化したものと、炭焼・木伐或は運送や道路普請のやうな農民等の日用労働によるものがある。

掘子の稱は他の鑛山では手子を指す場合が多い。一般に掘大工と呼ばれるものが、別子や吉岡

では掘子に該當する。掘子には鉛切と銀切があつて、前者は鉛石を採掘するをいひ、後者は「鉷搜切せ申」とも説明されてゐるが、採鑛に至るまでの坑道掘であり、水抜普請もやはり銀切である。銀切の掘子を寸切鎚掘子とも呼んでゐる。<sup>④</sup>鉛切の収入は買鑛により、銀切は賃銀拂となる。得歩引は坑内へ支柱等を運び又坑内の工事の手傳をし、これら工事の擔當者は山留である。

元祿七年の火災に遭難したものの報告には、勘場と掘子・床屋者・日雇に大別して、名前・人数が記されてゐる。掘子としては、掘子及びその家族の外に鋪關係のものをも含めてゐるであらう。六十一人の焼死者中で女房が十七人、子供が十人にも達してをり、彼等には妻帯者が多かつたことが推量される。床屋者としては床大工の外に同手子も含まれるであらうが、ほゞ同様である。彼等の出身地は山陽・四國・畿内その他の地方に及んでゐる。殊に掘子では石見の銅丸・大森、攝津の多田等明らかに鑛山より移つたことを推定される者がある。彼等は專業化した稼働人であること申すまでもない。

寶永四年(西曆一七〇七年)四月、遠藤代官へ對して、近國より豫め雇用を契約した諸働人が、諸藩の出稼指留め等のため銅山へ集まらず、出銅に支障を與へる旨を報告してゐる。その報告書によると、下財・木伐・炭燒・日用人足は、前年中に諸所へ下代を差遣し、相對で前銀を渡し雇用の約束を

し、春になつて登山し働くことになつてをり、これは「御山初入<sup>ら</sup>」の慣行であり、雇用の範圍は阿州領、讚州丸龜領、豫州では幕領・小松・西條・今治・松山の諸領及び藝州領であるとしてゐる。右の下財といふのは、水引・得歩引或は床屋の手子等の手傳人を指すものと思はれる。ところが、報告書には、當春に至つて西條・今治・松山・丸龜の諸藩では領民の出稼ぎを指留め、すでに登山し稼働中の者でも呼戻しを命じ、銅山よりは下代が出張して交渉請願したが埒明かず、困却してゐると述べてゐる。その不參者の情況は次の通りである。

三五〇人 西條領分雇不參 雇高五四〇人の内、中村組一九〇人指留めなく登山

五六人 今治領分雇不參 不殘指留め

二一七人 松山領分雇不參 右同

二四五人 丸龜領分雇不參 右同

合八六八人 不參人數

右の外雇付段々登山仕候分

一三八人 小松領分雇 指留めなく段々登山、此内少々不參

一六〇人 幕領分雇 右同

八一八人 阿州領分雇 指留めなし、内二〇〇人餘不參に付下代を遣し催促

一二五人 藝州領分雇 指留めなし、内九〇人斗不參に付下代を遣し催促

惣雇人數高

二二九九人

内八六八人 御給所方指留め不參分

三〇〇人 指留めなきも未登山分

銅山役人、川之江役人の添狀を以つて、丸龜・西條兩藩へ願ひ出たに對し、與へられた返狀は川之江役人より在府の遠藤代官へ届けられた。代官より住友に對し、五月七日に告げて、兩藩の返事は百姓共他國へ出て田地が荒廢する故に指留めたといふ趣意であり、代官としても此上に申送ることも出来ないから、住友の方で諸所に手配して支障なきやうにせよ、又銅出方の減少する場合の理由を述べた書付(前述の四月の代官あて報告書を指す)は勘定所へ提出したと言つてゐる。<sup>⑤</sup>

働人募集の経過はどうなつたか、不明であるが、諸藩の指留めのため生じた手違から産銅に多少の影響を與へたことも想像される。<sup>⑥</sup>それはともかく、銅山經營において農民の雇用勞働が重要な部分を占めてゐたことが知られよう。

註

① たとへば、「諸用記」の友聞様文化五年戊辰三月御相續被仰

⑤ 「別子銅山公用帳貳番」寶永四年亥四月泉屋吉左衛門注進書。

蒙御弘控、並に住友家古過去帳。

⑥ 御運上目録によれば、

② 豫州別子御公用帳七番。

寶永二年 銅高 三二二・三六三・五七二貫

③ 木方が省略されてゐる。文化五年の報告でも勘庭・鋪方・吹

寶永三年 銅高 三二二・五三二、六一二

方(床屋)・兩炭方・濱方(新居濱)・立川とあつて同様である。

寶永四年 銅高 二九三・五五一、三一五・二

④ 元祿四未年方享保六丑年迄豫州別子銅山之覺書。

寶永五年 銅高 二七八・四一一、四二一・六

(三) 稼 行

こゝでは初期の別子の採鑛・選鑛・精鍊の實態を主として述べておくことにする。

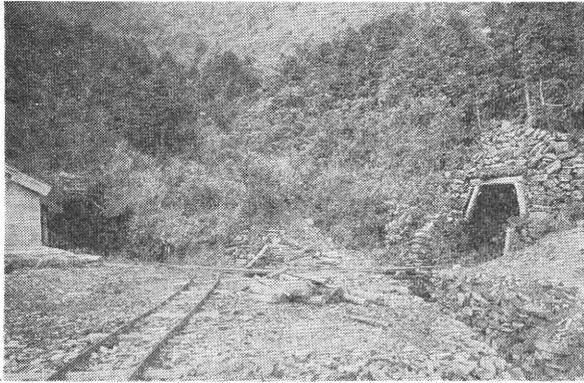
元祿十五年(西曆一七〇二年)正月江戸幕府勘定奉行萩原重秀の命により住友は別子はじめ諸國銅山の増

産策を呈出したが、そのうちの別子銅山について述べたものゝ中に、

一伊豫國別子御銅山拾壹ヶ年已前未年私新山見立御請負仕於于今相稼銅大分掘出シ申候。

則間符口々書付申候御事。

一歡喜間符 東西貳百九拾七間餘切渡り申候



別子銅山の發見と開發

符間兩東歡・(左)喜歡

一床屋間符 土底にハ百六拾五間餘掘下り申候  
 一中西山間符  
 右三口土中ニ而抜合申候。

一水貫間符

但是ハ右三ヶ所水貫ニ而御座候

一大和間符

東西九拾五間餘切渡り申候  
 土底にハ百貳拾間餘切下り申候

一水貫間符

但是ハ大和間符之水貫ニ而御座候

一鉸さかし間符

但是ハ銅鉸見立切掛申間符ニ而御座候

一歡東間符

東西貳拾五間切渡り申候  
 土底にハ百四拾間餘切下り申候

右之間符ニ而只今銅掘申候。

一自在間符

東西三拾五間餘切渡り申候  
 土底にハいまた切下り不申候

一天滿間符

東西百四拾三間餘切渡り申候  
 土底にハ所々貳拾間或ハ三拾間餘掘下り申候

一水貫間符

但是ハ天滿間符之水抜ニ而御座候

一東山間符

東西四拾間餘切渡り申候  
 土底にハ三拾間餘掘下申候

一水貫間符

但是ハ東山間符之水抜ニ而御座候

右之間符只今相止メ置掘不申候。

一 東山新口間符

東西三拾間餘切渡り申候  
土底にハ貳拾間餘切下り申候

但是ハ下鉦大分御座候ニ付、掘入候ハ、上鉦ニ直り可申と、不絶鉦さかし掘居申候

一 大水貫間符

但是ハ惣山之大水拔ニ而四五年已前ハ掘掛居申候、鉦掘申候場所ハ間數三百間餘御座候

とあり、元祿四年(西曆一六九一年)閏八月一日の開坑以來十年餘の間に急速に開發が進み、間符も十を數へたことがわかる。

享保九年(西曆一七二四年)正月住友家五代當主吉左衛門友昌がはじめて別子を視察するに當り、その參

考にと田向十右衛門が認めた覺(別子銅山初發之書付)に「山見立之間符ハ只今之歡喜ニ而御座候夫ハ順々掘入夥敷鏈ニ成ル」と見え、最初に開かれたものは歡喜間符であつたことがわかる。そして五年目の元祿八年にはこの間符のほかに東山の天滿間符・自在間符・床屋間符、西山では西山間符・大和間符があり、同十二年にはさらに一箇所を加へ七箇所が開かれてゐた。

次に元祿期の採鑛より精鍊に至る情況を知り得るものとしては直接別子のものではないが、元祿九年、住友が大阪で代官所へ提出した「備中銅御山仕様之覺」<sup>①</sup>があり、別子に於けるそれも凡そ類推し得よう。これについては既に泉屋叢考第十二輯三十二頁に掲げたところである。改めて

述べると、先づ生鏈五十荷（これを床壹枚吹といふ）即ち六百貫目を碎女が粉碎し選鑛して、残り正味鏈は四十荷、五百貫目となる。生鏈はこれをナマクサリとよみ、鏈は鉑と同じく原鑛のことである。正味鏈を碎女場より鏈持が燒竈へ運び燒鑛する。燒鑛は燒大工が之に當り竈手子が手傳ひ、燒木三百貫目、炭五貫目程を用ひ、日數凡そ二十一、二日程かゝるといふ。燒竈は「鼓銅圖録」には石組になつてゐるが、元祿初期には土竈であつた。<sup>②</sup>燒鑛は燒出しとよぶ人夫の手で床（爐）に運ばれる。燒鑛四十荷は床一間で一吹に八荷づゝ五回に分けて一晝夜で吹かれる。これが五つ吹である。吹くものは鉑大工一人で、吹子二挺に吹子差（鉑手子ともいふ）二人を要し、吹床を作るに用ひる炭灰すはひを作る炭灰一人が付く。これが荒吹であるが、木炭凡そ百六十貫目を費し、剝ぎとつた鉑かはは七十貫目程で、その跡に床尻銅が合計八貫目程出来る。鉑七十貫目は眞吹床一間で一夜一吹にし、吹銅三十五貫目程を得る。眞吹大工一人、手子二人、炭灰一人が之に當り、木炭凡そ六十貫目程を使用した。従つて生鏈六百貫目、正味鏈五百貫目より正味銅は床尻銅と眞吹銅を合計した四十三貫目を得るわけである。

これらの吹床の容量について諸國銅山記の「山のいかさら」に元祿・寶永間のものと思はれる別子の記載がある。即ち、

豫州別子

一床屋五吹地升

但

五尺四方  
深サ貳尺壹寸五步

此坪五萬三千七百五拾坪

但壹寸四方

升八石貳斗九升

但備中五吹榊六石七斗六升八合

殘テ壹石五斗貳升貳合多候

一同壹吹榊

但

貳尺六寸七步四方  
深サ壹尺五寸〇八

壹寸四方

此坪壹萬七百五拾

但右同斷

升壹石六斗五升八合

とあり、五つ吹の量は備中吉岡銅山のものより二割二、三分容量が大きかつたことが知れる。稍々後であるが、正徳二年(西曆一七一二年)十一月御勘定所より別子銅山の來歴を尋ねられて、代官石原新十郎宛提出した書類中に、別子の精鍊の次第が記されてゐる。それによると、採掘した鉛石を選分け、又碎いて上中下を仕分け、燒竈で三十日ほど蒸焼にする。燒鉛五百貫目を床一軒にて一晝夜かゝつて吹き、鉞を剥取るが、この床が素吹床(荒床)で、炭四十俵餘を費消し、床一軒に吹大

工一人、吹子指二人、炭灰役一人が付く。當時は素吹床二十二軒あつたといふ。吉岡では正味鍾五百貫目を焼いたので、焼鉛は二、三割減るから、四百貫内外となる。従つて別子に比較すると、床一軒前が二、三割少量といふことになる。右の鉾百貫目を眞吹床一軒にて炭十二俵餘を使用して一晝夜で吹き荒銅を採る。當時眞吹床が十六軒あつたといふ。<sup>③</sup>

元祿八年に鉛吹(素吹)、眞吹賃銀を改定し、

鉛一吹に付

大工 六分二厘

手子 四分二厘

炭灰 三分

眞吹鉾十貫目に付

大工 四分七厘

手子 四分二厘

炭灰 一分五厘

とした。<sup>④</sup>寶永元年(西曆一七〇四年)夏以後、眞吹賃銀は鉾百貫目を吹かせて、實際は鉾九十貫目分の賃銀

を支給し、残り鉾十貫目の吹賃銀は鉾吹賃銀の増給分へ廻すこととした。即ち鉾百貫目の吹賃銀は十四匁六分、この内鉾十貫目吹賃銀一匁四分六厘を控除した十三匁一分四厘が眞吹床一軒前の賃銀となるから、

大工 四匁二分三厘

手子 三匁七分八厘 (手子は二人、これは一人分)

炭灰 一匁三分五厘

の賃銀である。鉾吹は増給されて、一吹に付、

大工 六分九厘 七厘増

手子 四分八厘 六厘増

炭灰 四分二厘 二厘増

となり、手子は二人であるから、一吹賃銀二匁七厘となり、従来より二分一厘の増給である。これは眞吹賃銀一匁四分六厘を、鉾百貫目が平均鉾吹六吹で出来るものとして、六で割り、鉾吹一吹について増加したものである。<sup>⑤</sup>元祿八年の記録に「七ツ吹平ならにして」改定の大工賃銀四匁三分四厘、手子二匁九分四厘となるとあり、これは鉾吹床一軒前の賃銀を稱したものであるから、

元祿・寶永間は別子の鉞吹は、五つ吹でなくて實際は七つ或は六つ吹であつたらしい。従つて一吹の焼鉞量は吉岡と餘り差がなかつたであらう。

銅鑛の採掘・精鍊に必需のものとして坑木・焼木・木炭があげられる。前にも掲げた元祿四年四月の別子稼行願書の中に、

一 銅吹申炭之義銅御山近邊ニ雜木多ク御座候。是を炭ニ燒遣申様奉願候。一日ニ銅百貫目仕立申ニ者、炭竈拾口程ニ而炭燒申候。壹ケ年ニ御運上炭竈拾口ニ付銀卅枚宛差上ケ可申候。御山榮申候へ、炭竈増、右之積リヲ以炭御運上指上ケ可申候。御運上銀ハ毎月指上ケ可申候御事。

一 山小屋留木薪等者、御用ニ立不申候雜木或者立枯朽木多ク御座候。是を遣申様ニ奉願候。此所大難所奥山ニ而、炭薪里迄出シ候得者、壹駄分ニ銀拾四五匁程掛り申ニ付、商賣ニ者成不申、年々朽捨り申御事。

とあり、五月稼行許可と共に願の通り周邊の御林山利用を認められた。杉・檜・槻・樅・榎等は御用木であり、その伐採は禁止されてゐる。それ以外の雜木、又は御用木であつても、立枯・朽木を使用することを許したのである。しかし銅山の開發がすゝむにつれ次第に周圍手近な御林山

のものは伐り盡され、新たに林山を求めなくてはならなくなつてきた。元祿十一年十二月代官山木與惣左衛門の幕府に提出した「覺」にも、

一 豫州別子山銅山附炭山段、炭木伐盡候ニ付外ニ炭山無御座候間、先年伏見屋四郎兵衛御

請負仕候御材木殘木山之内ニ而雜木を以當年々炭爲燒申候。近年之内右山之内杉檜御留

木も炭燒不申候へハ手支可仕と存候間、同國之内一柳權之丞知行所五千石餘所替被 仰

付候得ハ別子山近所ニ而山林多御座候間、炭山手支仕間敷候間權之丞知行所ハ所替被

仰付可然と奉存候。

と、銅山に近く豊富な山林を持つ一柳家領の領地替を進言してゐる。なほ伏見屋は別子山村の御用木伐出を請負つたのであらう。

さて炭即ち木炭は銅精鍊には缺くことの出来ぬものであり、また銅に次いで重要な運上の對象となつた。開坑當初には一年の運上は炭竈十口について銀三十枚宛の定めであつたが、元祿十年正月よりは木炭の貫目によることゝし、炭十貫目入百俵につき銀十三匁四分四厘宛となつた。また同十二年二月より鍛冶炭運上が加へられ三貫目入百俵につき銀一匁三分四厘四毛宛と定められた。次に元祿四年より十四年上期に至る各年の炭出來高と運上とを掲げよう。

年次	炭出	來高	運上	銀	備考
元祿四年	一七、六〇〇	貫	貫	二三六、五	竈數 二二口 一〇口ニ付一ヶ年銀三〇枚
五年	三六一、六〇〇		四、八五九		竈數 四五二口
六年	四三九、二〇〇		五、九〇一、七五		竈數 五四九口
七年	四〇〇、八〇〇		五、三八五、七五		竈數 五〇一口
八年	五九二、八〇〇		七、九六五、七五		竈數 七四一口
九年	九八八、〇〇〇		一三、二七六、二五		竈數 一二三五口
十年	一、四四三、六一一、六〇〇		一九、四〇二、一四		此年より貫目改
十一年	一、六四八、五九五、九〇〇		二二、一五七、一四		
十二年	一、六六二、五七八、六〇〇		二二、三四五、〇五六		鍛冶炭運上(此年より付加) 一一四匁九九九
十三年	一、三九二、五四八、七〇〇		一八、七一五、八五五		鍛冶炭運上九七匁九三三
十四年	五二五、九三七、六〇〇		七、〇六八、六〇一		鍛冶炭運上 五九匁七二六 此年の運上は一月〜五月分

註 備考欄の元祿四年より九年までの各竈數は、その年の月々の竈數の合計を示す。

元祿十三年まで炭山は日浦谷が中心であつたが、同十四年より弟地口・枝立山で焼くことゝし、炭の貫目改の番所として從來の弟地口一箇所の外に日裏口番所を弟地口へ移轉してゐる。又、同年九月には、他領より炭を調達する計畫を述べ、その炭に對しては炭運上銀の免除を申請した。寶永三年に、一柳領で別子山村の西に隣接した津根山村・野田村を上知せしめ、同七年よりは津根山村の折宇山・寺野山の山林四百七十五町歩餘の用益が認められた。又、この年には、土州領小麥畝近邊の燒炭の買請を届け出てゐるが、この頃より炭山がいよいよ擴がり、他領燒炭の購入も多くなるのである。

鋪内用の留木には、御用木としては役立たぬ立枯木や根廻を使用したか、元祿十二年五月には樅・梅の曲木、これも御用木としては不資格であるから申請したいと願ひ出た。同十四年九月には、更に檜・樅・梅の曲木節木の使用許可を求めてゐる。

さて元祿四年開坑のとき、炭燒・留木・燒木・小屋木として銅山近邊の御林山の伐採用益を認められたが、銅山近邊といふ意味は、銅山周邊よりはじまり、時とともにしだいに伐採用益する地域が擴がることは豫想されてをり、實は別子山村御林山の全域についてこれを認可してゐるのである。即ち東は津根山境、西は立川山峯境、南は土州境、北は種子川村境といふ、當時は一

柳領、西條領、土州領に圍まれた幕領別子山村の御林山である。別子山御林の谷々は、

足谷銅山 七番山 日浦谷 新山 瀨庭谷 十ヶ谷 大野谷 一ノ谷 床鍋谷 葛籠山

泉谷 谷山 殿ヶ關 大野山 長門山

で、一萬七千七百五十二町一反歩と記録されてゐる。<sup>⑥</sup>これは、別子山村に傳へられる享保十七子  
年十一月の免定狀にも、

別子山

一御林 壹萬七千七百五拾貳町壹反五畝歩

是ハ元祿十五年別子銅山師泉屋吉左衛門ニ被下伐採候跡

とあるに對比せられる。<sup>⑦</sup>

しかし炭木・焼木・留木等を無計畫に伐採したわけではない。たとへば七番山では、銅山の非常の備として、これを圍置いたといはれてゐるし、近山では焼木及び鍛冶炭用の木を残すやうにしたといふ。寶永元年に別子山村庄屋が銅山近所の御林山の内、炭焼の跡を畑とし見取場に仰付けられたいと願ひ出したことがある。見取場といふのは石高には數へられず、反別に應じて見取年貢を納めた耕地である。これに對して住友より代官宛に庄屋の出願した土地は、炭木を採つた跡であるが焼木を伐る場所であり、見取場とすると銅山稼行に支障となると訴へてゐる。つまり焼

木といふものは遠山より取寄せるやうでは銅山の仕當にならぬ。殊に別子の如く駄送が出来ず、全部背負つて運ぶところでは、なほさらのことである。それで炭を焼いた跡も、切残しをはかり、下代を見廻らして炭木・薪等には採らせないやうにし、銅山近所に焼木を圍置くのである。以前は近山で生木を炭に焼き、枯木は焼木に伐つたが、近年炭山が遠くなり、遠山の枯木も炭木にしないやうにしてゐる。又炭木・焼木の伐跡、伐株・木の根より柴木となるものが生えて、これを吹床用のほせり棒や稼働人の薪として伐出すのであると述べてゐる。代官は、その理由をもつともであると認めて、銅山に支障を與へることは、村民より出願しても取上げぬ旨を下役をして通達させた。<sup>⑧</sup>しかし銅山の用益跡は、すべて村民の利用を禁じたのではなく、餘り支障とならぬ場所の開作は許されたやうである。寶永二年には、せは(瀬庭)の谷で見取畑二反歩を「銅山伐跡願上被爲仰付、毎年御見取米上納」と見えてをり、<sup>⑨</sup>芋野においては元祿十五年新居濱道が開かれて村民の稼ぎに異變を生じたため、願ひ出て「御林銅山伐採候跡」を一町五反九畝十五歩見取畑とすることを許されてゐる。<sup>⑩</sup>

坑内に於ける最も重要な普請の中に水拔工事がある。坑間の作業が進むにつれ含水層にあたるのが自然の數である。涌水を除くには普通樋が用ひられる。樋は木又は竹でつくられ長さ二間

(一丈許ともいふ)ある。坑道の深さによつて所要の樋と水桶とを交互に連ね、引き上げた坑水を水抜坑道に流す。

別子に於いても元祿四年開坑より數へて九年目には間符數七、ほとんど各間符とも土底に掘り下り、涌水を除くため樋合計六十挺を入れてゐた<sup>⑪</sup>。當時すくなくとも床屋間符・大和間符・歡東間符などはそれぞれ百間餘も土底に掘り下つてゐたと思はれる<sup>⑫</sup>。このやうなことから先にもふれた通り、ついに元祿十二年九月、未だ年期のうちではあつたが、このまゝでは深鋪となり樋數が増え經費が嵩むので、新たに東山谷より三百十間の大水抜を自費凡そ五千二百兩をもつて掘鑿方を願ひ出で、當局の許可を得た。しかしこの大水抜の工事は思ひの外岩石かたく、掘進は遅々として捗らなかつた。この様なことから、元祿十五年正月幕府につぎのやうに上申してゐる。

一 右御山段々土底に切下銅有所に深く成候ニ付次第ニ水強涌出候故、末々御山相續之儀を相考水拔場所見立申候所ニ、立川銅山ハ別子御山之鉉先ニ而谷深く御座候故立川之方に水切拔申候者間近切抜可申様ニ奉存候得共、他領之御儀ニ御座候故別子山内にて場所見立四年已前々切掛申候。然共此間數三百間餘御座候上ニ存知之外山石堅ク御座候而未纔ならてハ切不申候。只今之積ニ而ハ近年之内切届かたき様ニ奉存候。右立川之方に別子

御山之水切落申様ニ罷成候得者間數近ク銅鉞御座候所に切抜申積御座候。依之銅出方も増御山稼方勝手能罷成申候事。

と水抜施工の比較的容易な立川側への切替へを願ひ出てゐる。これは今日考へれば至極當然のことであつたが、所領關係の複雑な當時としては幾多の障礙があり、ついに實現出來なかつた。

註

- ① 泉屋叢考第十二輯附録。
- ② 元祿七年五月別子銅山火災報告書のうち「別子銅山公用帳壹番」所收。附録參照。
- ③ 「別子銅山公用帳貳番」正徳二年辰十一月四日泉屋吉左衛門上書控。  
從來、床七十軒二箇所にあり、寶永三年一箇所に集め五十三軒に整理したいと述べてゐる。鉞吹・眞吹の兩床を合せた數である。（「別子銅山公用帳壹番」寶永三年戌六月十二日 泉屋金右衛門口上書）
- ④ 元祿八年亥八月「覺留帳」。
- ⑤ 附録のうち「山のいかさら」參照。
- ⑥ 「豫州別子御公用帳七番」天明七未年九月御銅山御林覺書之扣。御銅山御公用帳七番
- ⑦ 近藤光明氏文書。
- ⑧ 「別子銅山公用帳壹番」寶永元年申八月泉屋吉左衛門口上書。
- ⑨ 「近藤光明氏文書」寛延三年別子山村庄屋隱居善左衛門口上。
- ⑩ 「近藤光明氏文書」寛延三年別子山村庄屋隱居善左衛門御見取畑反步付ケ。
- ⑪ 「別子銅山公用帳壹番」元祿十二年九月附願書。
- ⑫ 元祿十五年正月幕府上申の別子銅山存知寄書。

## 六 結 語

本論に於いては別子銅山の發見と開發の經緯を從來の誤謬を正しつゝ述べた。

先づ發見については切上り長兵衛の別子銅鑛發見のことが年月を經るに従ひ次第に潤色美化され、徒らに長兵衛の功のみを強調する結果となつたこと、杉本助七の別子踏査行は事實として認め難いこと、そして田向十右衛門の永年に互る經驗より出た周到な心配りが見落されてゐたことを強調した。なほ、こゝに別子開發に當つて忘れられぬことは、これら有能の人々をよく用ひた當主友芳とその背後にあつて重要適切な指示を與へたその父友信のあつたことである。

また開發の次第についてもこれを從來知られてゐたものと比較すると、多くの且つ又重要な點で異なるものであることが知られる。今迄は第一にその出願より認可に至る經過に於いて既にいろいろの誤解があり、真相が正しく認識されてゐなかつた。次に開坑の點に至つてはその誤解が甚しく最も重要な開坑日が三通りに考へられ、しかもその悉くが誤りであるなどのがあつた。また第一年の産銅が當初數字一桁誤算されたため、そのことから後に思はぬ誤解を諸方面に生ぜしめたことも述べた。

しかして、こゝに一つの喜びは、從來別子銅山開發の功勞者と言へば常に杉本助七のみが擧げられて、田向十右衛門は殆んど認められなかつたのに、今や發見時の功と共に田向十右衛門は助七と並び、或はむしろそれ以上に大なる別子開發の功勞者たることが認められるのである。

それにしても、この別子開發の經過を通じて最も注意を要することは、これが非常な勞苦と犠牲によつて始めて成し遂げられたものであることである。その天滿浦より長途の嶮岨な深山中を経て道路を通じ開坑に至るまでの勞苦は今日からは蓋し想像の外であつたらう。稼行漸く軌道に乗つたと思ふ間もなく、元祿の六・七・八年と引續き風水火の難があつた。殊に七年の火災に至つてはその慘害殆んど言語に絶するものがある。別子の開發は實にかやうな幾多の苦難を乗り越えつゝ敢行されたものであつた。別子銅鑛の稀有な資源は事實は既往の長期に亙る不斷の營爲によつて自ら修得された豊富な經驗と確乎たる資力とが根柢にあつてよく開發の道を見出し偉大な成果を收め得ることになつたのである。しかもその華やかな極盛に到達するや否や、直ちに將來を洞見して、銅山永遠の繁榮のため三百間餘に及ぶ大水抜の掘鑿を企圖し、それも願書に「大水抜切申儀ハ、何國ニ而も御拜借被仰付候得共、手前入金ニ而切立申儀御座候。」と言つてゐるやうに、當時一般に水抜の掘鑿は補助金を得てなされるのが通例であつたなかに、敢然と自前

負擔を申し出たのである。

幕府の強力な銅山開發振興策に裏付けられた別子の第二次開發は當初の華々しい意氣込にも拘らず、結果的にはさほどの成果を挙げ得なかつたかに見受けられる。誰にもわかる増産らしいものは施策の翌年即ち元祿十六年度の産銅が閏年である前年十五年度よりも七萬二千二百二十六斤餘多く、十三年度以來の好成績であり、また翌寶永元年の産銅が夏秋五回の風水害にも拘らず、尙これに次ぐ好成績であつたことくらゐであらう。さういふ意味ではこれは餘り成功とは言へない。しかしながら觀點をかへて言へば、それは既に限界點を過ぎた別子銅山は今度の施策によつて始めてあれだけの産額を挙げ得たので、若しあの施策がなかつたならば、十三年以降はもつと減産したであらう。さういふ意味でやはりあの施策は有効であつたといへるのである。實際住友が提出した拜借金延納願書や買請米願書には常に「御影ヲ以銅出劣不申様ニ無恙相務難有奉存候。」とか「買請御米又ハ御拜借等被 仰付被下置候御影を以、無怠り御銅山稼來り、御用銅御定數無不足指上來候。」など、陳述して居り、當局も又これを認めたればこそ、或る程度その歎願を聽許したのであつた。

それにしても、この第二次開發で注目すべきは、當時の本邦鑛業界に於いて、住友が明確に第

一人者と認められ、また實際それに相應しい優れた具體的意見と實力とを持ち、その意見に基いて別子銅山の將來にわたつて重要な意義を持つ幾つかの劃期的な施策がなされたことである。即ちその第一は實質上の永代稼行權の獲得、第二は新居濱新道の造設、第三は買請米制度の創始で、此等は以後の別子稼行上に至大の影響を與へ、鑛業史上類例のない住友の長期に亙る不斷永續的稼行は、實にこれによつて始めて維持され得たと言へるのである。この意味に於いてこの第二次開發の別子銅山史上に占める意義は誠に大なりと言はねばならない。

しかも更に住友の意見に基く増産策が、單に別子銅山のみならず、これに倣つて他の銅山にも及ぼされるに至つたことも特筆すべきで、一例へば現在知られるところでは、出羽の猪澤（横澤ともいふ）銅山に元祿十五年より拜借金一萬兩と買請米五千俵、下野の足尾銅山、會津の蒲生銅山に元祿十六年よりそれぞれ三千兩の拜借金、伊豫の立川銅山に寶永二年より買請米六千石が認められた―この點本邦近世鑛業史上にも特異な意義を持つものと言ひ得るであらう。

最後に元祿より寶永初期にかけて、別子初期の銅山の經營稼行の實態を、出來得る限り解明しようとした。これによると、資本家的單一經營として、企畫性・合理性において、當時の鑛山經營では最も前進した大規模な業態であつたことが知られる。そして今後の輯篇において、これ

らの諸問題はさらに詳細に具體的に検討を加へたいと考へる。

—  
終  
—

# 附 錄

別子銅山發見開發關係資料

## 解題

### 田向十右衛門宛友信書狀

友信と吉岡銅山駐在の十右衛門との往復事務書簡の一つ、はじめに「五月 拾壹番 拾三番之筈」と記されてゐる。内容から元祿四年(西曆一六九一年)のものであることがわかる。仕拂用銀差下しのこと、稼行上の指示並に連絡事項が列記されてゐる。この書狀の末尾に別子銅山稼行出願について觸れてゐるが、別子創業に關する重要な史料である。

### 元祿七年四月別子銅山火災關係資料

元祿七年四月二十五日の別子大火は異常乾燥と烈風の中に突發した不幸な出來事であつた。巳の中刻から未の下刻(午前十時頃から午後三時頃)まで燃えつゞけ、全山の施設のほとんどを燒きはらつた。そして百三十二人(最初百四十人、二人と誤報)の犠牲者を出すといふ別子の歴史上稀有の事故となつた。この一連の關係資料の前半は、四月二十八日、別子詰の手代から取敢へず送られた報告書で、

大火の顛末、犠牲者並に損害の状況などを記してゐる。五月二十三日、大坂町奉行所に今一つの豫州より上阪したものの、聞書を添へて提出された。後半は大火の善後措置のため別子に下つた十右衛門が使に托したもので、代官所へ提出の損失覺・復舊費見積書の控と犠牲者詳報である。  
(重)  
〔別子銅山公用帳壹番〕所收)

### 別子銅山賃銀計量等大概

元祿末年から寶永年間にかけての別子銅山に於ける吹床(和式熔鑛爐)の寸法・容量、選鑛・精錬に用ひる計量器具の寸法・容量、板材の直段、鉑吹賃・眞吹賃の推移、吹床用土運搬賃、鋪庄屋・山留・手傳・手子・得歩引・水引・鉑番等の賃銀その他、鉑石・燒鉑・諸物品の別子山内横持賃規定並に運搬路規定などが記されてゐる。別子初期の具體的稼行を知る上に貴重な資料である。(諸國銅山記の中「山のいかさら」所收)

自元祿十二年  
至寶永四年

### 別子銅山各期銅生產費一覽

上記九年間の上下各期(但し元祿十二年は期別なし)の銅生產費を表はしたもので、元祿十六年

よりは細かに費目毎の経費（鍾十荷分を基準として）をあげてゐる。別子初期の銅生産費を知り得る貴重な記録である。（諸國銅山記の中「香をとむる袖」所收）

### 豫州別子銅山初發之書付

この書付は踏查人田向十右衛門が、老後、當主友昌（別子銅山發見時の當主友芳の子）の別子視察参考にと自ら開坑當初の思ひ出を綴つて呈したものである。十二項目から成る。一は別子の見立てから開發の經緯、二、三は元祿七年四月の別子大火、四は大火殉職者の墓所、五は山神社・觀音堂、六は舊銅山道の天満道のこと、七は歡喜間符、八は別子立川境ぐひのこと、九は金刀比羅宮の住友寄進の繪馬・金燈籠<sup>かな</sup>、十、銅山用炭木のこと、十一、歸阪の道案内、十二、吉岡銅山道順などが記されて當主への心遣ひが見える。なほ、最初の別子銅山見立てが元祿四年とあるのは十右衛門の記憶違ひで實は三年である。

### 豫州別子立川兩銅山開發覺書

裏表紙の内側に、寶曆八年（西曆一七五八年）住友家五代の友昌死去の際、銅山を後繼者友紀に讓與する

に就き、友昌の弟で、事業の實質的管理者であつた友俊が、往阿坊なる者に銅山開基の由來を認めさせたものであることが記されてゐる。

内容は五項目に分れ、第一は別子銅山の發見から稼行出願までの經緯、尤も本文中に指摘したやうに、別子發見時の立川銅山師名並に助七の別子下見分のことなど誤傳も混つてゐる。第二は稼行許可から初期開發の概略、第三は別子銅山支配代官一覽、第四は拜借金並に買請米の由來、第五に立川銅山稼行略記などが記されてゐる。

### 伊豫國宇摩郡別子山村足谷御銅山新見立之覺

銅山執務上の參考として、別子銅山支配代官次第書並に立川銅山沿革覺書と別子銅山銅吹炭運上銀、燒木・板・鋪内留木・柱用の樹木の伐採、銅山附林山等の發端に關する文書を集録一綴としたものがあり、この新見立之覺はその卷首に記されたものである。この一綴の小冊子は寶曆九年に出來たものらしく、この覺もこの時始めて出來たものと思はれる。別子の發見から稼行出願に至るまでを略記したものであるが、この覺に初めて長兵衛の名が見える。本文中に觸れたやうに長兵衛案内による助七の下見分といふ誤傳が記されてゐる。

## 豫州別子御銅山未來記

明和三年(西曆一七六六年)六月に記録されたもので、切上り長兵衛が、親友源四郎に遺言として、別子銅山の將來に對する見解を語つたものを、源四郎の孫金十郎が傳へてゐて、偶々豫州より上阪の節物語つたもので、友俊が將來のためにとて直接の聽取者傳右衛門に手記させたものである。これにも長兵衛が十右衛門を別子見分に案内したことになつてゐる。(元祿十四、豫州備中御銅山覺」所收)

右諸資料の印刷に當つては、底本の原形を存するに勉め、當字・誤字等はなるべく舊に據つた。又場合により側傍に( )を附して適宜註記を加へた。

田向十右衛門宛友信書狀

五月

拾壹番

拾三番之筭

其元の四月廿四日出シ拾貳番之御狀同廿九日ニ相届致披見候、彌無事御勤被成候由珍重ニ候、當地替義無之候、然ハ此度下し申銀子之覺

一銀貳拾貫目

かゝや包

内

右之通此度差下し候、改御受取可被成候、先達而貳拾貫匁下し申銀子ニ而節句前仕拂首尾能可被成よし、此度下し申銀ニ而いつ迄之拂銀可有之候哉、此以後銀子之積り此

附録 田向十右衛門宛友信書狀

返事ニ御申上せ可有候

一千枚山樋拾四丁下り申處根戸堅ク罷成候ニ付、十三丁目ニて東西へ寸法立かへ御切せ候處ニ、和キニ罷成地物鉋出候由、定而段々競よろしく此所を御下り可有と存事ニ候、當分大邊ニ候共大鋪之事ニ候間、切場ハ澤山ニ可有と存候、千枚下り申ニ隨ひ關東峯山水千申由、關東今とゐ三四丁ニて大根戸御稼可有よし、先日ハ千枚之内最早餘程切下り可申故、左候ハ、關東千水ニ罷成根戸樋なしニ御稼可被成と存事ニ候、其内千枚關東切貫なと被成候ハ、彌勝手宜罷成末

と幾久大榮可致と頼母敷存事ニ候、頃日ハ  
打續キ雨天ニテ鋪之水強可罷成と無心元存  
候、いつも只今<sup>の</sup>六七月迄水強難義申と存  
候、申迄無之候へ共、前方ニ水引御雇差當  
り手間不申様ニ可被成候

一 漆山彌競能先頃横番鉛付キ九丁御切せ候由、  
荷數餘程出太慶ニ存候、此山之義水貫キ成  
就いたし候共是程迄榮可申様ニハ兼而不存  
寄候所、水貫之影ニ而不慮之能山出來いた  
し一入満足申事候、其後競替事無之鉛出候  
哉、此返事ニ具成様子承度候

一 龜井山火燈りかね早速風廻し調不申ニ付御  
止メ置被成候よし、其後風廻シ御切せ候  
哉、無左候ハ、此以後彌風おろかニ罷成候

間、火燈り申ましくと存候、新山殊足り銀  
よろしく當春之様子ニ候へハ、天晴成山ニ  
可罷成様ニ被存候、然ハ捨置申義殘念ニ存  
候、尤御油斷有ましく候へ共、風廻し早ク  
いたし稼申度候

一 千荷山寸法壹丁不絶御切せ候へ共先頃迄競  
出不申よし、最早山向へ大分切込可申と存  
候、いかなれ今一競有間布物ニテ無之候、  
去年<sup>の</sup>之寸法ニテ候へハ競遅ク待かね申事  
ニ候、寸法壹丁ニテ候へハ、さのミ物入大  
分ニても有ましくと存候、是非今一競御見  
届可被成候

一 種竹京都ニ而相調先達而拾八本差下し候、  
最早相届可申と存候、其後貳拾本御申上せ

則調置候へ共、頃日舟無之夫故得積不申候、近日出船聞立積可申候

一後藤様御用紙四固相届則京都へ差上せ候、

先日紙之義ニ付平川介左衛門殿を預書狀候

ニ付、此度返事差下し候、御届可被成候

一當春を此度差下し候銀子迄渡シ目錄別紙ニ

差下し申候、其元帳面御引合自然相違有之

候ハ、此返事ニ承度候、其元を上り銀渡目

録之奥ニ書付申候、是又御引合可被成候、

此以後渡し方ハ御盆前後可申入候、尤此度

之目錄用重而下し申目錄ハ此度之後ヲ書付

可申候間左様ニ御心得、其元帳面是迄渡し

目錄下ルと御印シ置可被成候

一銅吹口并入津外ニ注文差下し候、頃日ハ銅

上り延引待かね申候、道中油斷不申様ニ御申付可被成候

一銅相場次第ニ景氣よわく、頃日ハ鍔八拾六

匁くらひニ罷成候、北國銅最中入込候ニ付

毎日入札有之、夫故相場も毎日少宛よわき

様ニ相見へ申候、今月すへ方迄ニハ今壹貳

匁下直ニ可成と存候、夫故手前北國銅頃日

入札にて少々賣拂申候、直段能内ニ賣拂す

へにて下り口ヲ買込可申と存事ニ候、貳番

刻迄餘日有之故棹之買手も志かゝ無之、

當分ニ而ハ棹八拾九匁ニハ賣手有之候へ

共、志かと買手無之候、何様今五分切も買

下ケ可申心入相見へ申候

一長崎を追々書狀上り候、五右衛門其外無事

ニ下着いたし候、唐船商賣被仰付今月七日迄ニすぎと仕廻則出船申筈之由、當年間吹銅さや貫大分下り候へ共、商賣銀高千六百貫目被仰付候間棹銅百萬斤ハ慥ニ買可申由、扱銅直段去年ニ八分賣上ケ百九匁三分宛ニ極り候由申來候

一買物注文御上せ注文之通相調跡ハ段々差下し可申候、將又其元賣残り帷子拾八端舟便ニ御上せ受取申候、其元好之通染直し下し可申候

一如此認候跡へ山廿七番迄之銅、藏鋪五月四日出シ六拾貳丸上着申候

右之通當地かへる義無之候間氣遣被成間敷候、其許御山之様子承知申度ノミ候、水貫拔

合大競ニ候處、此中ニ至り前々ほとノ義無之千萬氣毒ニ存候、水時分何かと御苦勞押量候、被入御情段々きほひの様承度候

江戸介七無事ニ毎度狀來候、別子銅山願も首尾ハ殘所なく候へとも、あまり十分過もち／＼いたし候故、又那須善五郎方ハ尾張留右衛門と申者を訴訟ニ出候故、是ニ而未差つかへ落着無之候、金子源四ハ公儀へ出候事成かたく、此方斗ニ而候處ニ留右衛門と申者出候故妨ニ罷成候

猶跡ハ可申入候、其元ノ様子承度待申斗ニ候、水時ニ而心つかひ止事もあるましきと推量申候、以上

同

甚兵衛 (花押)

五月十二日

泉屋

重右衛門殿

附錄 田向十右衛門宛友信書狀

## 元祿七年四月別子銅山火災關係資料

元祿七年戊ノ四月廿五日豫州銅山燒失ニ付申來候

### 差上ケ申一札之事

一 豫州宇摩郡別子山足谷銅山、當廿五日巳之中刻(上イ)出火ニ而未之下刻迄御銅山不殘燒失仕候、風烈其上五六日打續日照之以後ニ而御座候故、少之間ニ飛火仕大火ニ罷成防可申様無御座候、右之通ニ御座候、火本之儀御吟味御座候、燒竈カ出火ニ而御座候、尤付火様ニ而も無御座候、右燒竈番人之儀御尋ニ御座候、此者之儀者何方へ參候も知レ不申候、定而燒死申候と奉存候、右之通自火之儀ニ而御座候へ、此以後如何様之御咎ニ被仰付候共御恨無御座候、且又右火事之砌大風ニ而御座候故、大火ニ罷成候へ共御林へハ入火無御座候事

一 銅山元ノ役泉屋介七義、右之通之大火ニ而御座候故、立退可申様も無御座燒死申候、死骸も澤田新助殿御下役中私共御立會御改被成候所、疵も無御座燒死申候ニ紛無御座候、其外山師手代五人并下財日用人足別紙ニ差上候目錄之通(イ、ウ、)百四拾貳人燒死申候、助七初死骸之義ハ夫々ニ片付

申候、自然死人之親類縁者自今以後右之死人之義ニ付出入ケ間敷事御座候共、少も御苦身ニ懸ケ不申拙者共相さハき可申候、尤助七并手代之義も不慮ニ相果申義ニ候ヘハ、何方へも御恨無御座候事

一相殘手代共義も、何ニ而も諸道具出し不申着の儘ニ而罷出候躰ニ御座候、凡者着替等も不殘燒失仕候、別紙目錄ニ書付差上ケ候外ニ、燒失仕候諸道具衣類等之義ハ數知不申候、且又助七着類諸道具も不殘燒失仕候、其外手代五人之着類諸道具共右同前ニ燒失仕候、惣而諸道具着類之義者親類等出入ケ間敷義申來候共、是又私共相さハき可申候事

右之通少も相違無御座候、爲後日仍如件

元祿七戌年四月廿八日

泉屋利右衛門手代

勘 右 衛 門

勘 介

豫州宇摩郡別子山足谷銅山燒失之覺

一御番所

四軒内

貳間 御上役御番所  
貳間 御下役御番所

一 勘場

壹軒

桁 拾三間  
梁 三間ニ壹間ツ、ノ下屋有

外ニ賣場角屋ニ壹軒

一 銅藏

壹軒

一 米藏

壹軒

一 雜物入藏

壹軒

一 床屋

貳拾三軒

一 銅御改所

壹ヶ所

一 燒竈

四百口

此上屋棟數六拾八軒

一 炭藏

拾壹ヶ所

但内ニ入置候炭五千五百俵程、壹俵ニ付拾貫目入

一 下財小屋

貳百貳拾五軒

一 上坐

五ヶ所

是者四ツ留口番小屋ニ而御座候

一 碎女小屋

三ヶ所

一 大工小屋

壹ヶ所

附録 元祿七年四月別子銅山火災關係資料

一 鍛冶小屋

三軒

一米

三百五拾石

一 燒木

三拾五萬貫目

但鏈燒木ニ而御座候、木之貫目ニ而木伐賃相渡シ申候故  
如此御座候、賃銀之義銀子壹匁ニ付燒木五拾貫目之積

一 燒死人

百三拾貳人

(内譯合計は百四十二、上記數と相違あり)

内 河野又兵衛殿

泉屋助七

同 手代

同 役人

床屋者 男

同 女

同 土持

掘 子

同 女房

同 子共

燒釜方

同 女房

日 用

五人

四人

拾四人

貳人

貳人

貳拾三人

貳拾貳人

拾貳人

三人

三人

四拾九人

燒釜方子共 壹人

ノ

右之通當四月廿五日大火事ニ燒失仕候、此外下財へ賣渡シ塩味(脱カ)噌酒酢醬油木綿端物并諸道具銀子等燒失仕候へ共、元ノ介七相果其上仕拂帳面も燒失仕候ニ付、員數難知御座候故記不申上候、以上

泉屋理右衛門手代

勘右衛門

元祿七年戊四月廿八日

〃

勘介

差上ケ申一札之事

一此度戊四月廿五日与州銅山燒釜ノ出火仕候、別紙ニ委申上候通不殘燒失仕候、死人數多有之候  
内澤田新助殿御同役河野又兵衛殿御事、火本へ御かけつけ可被成と御番所御出被成候へ共、御番所風上ニ而兼成事ニ而御退場あしき所故御燒死被成候、火しめり候而御死骸御改ニ御出候節、私共迄罷出候様ニ被仰付候故罷出候、尤御下役中御立會被成候所ニ、疵も無之御燒死被成候ニ紛無御座候故、御下役中被仰合御片付被成候事

一又兵衛殿御荷物之儀、委細御家來忠左衛門申候通口書御取被成候趣相違無御座候、殘諸道具并衣類燒残り之道具別紙ニ御書付候通相違無御座候、私共義とくと見届候様ニと被仰付候故、見申所ニ相違無御座奉存候事

一又兵衛殿當正月の之御買物代銀、當春御切米御請取候節御濟シ少シも御買掛り無御座候、尤前々之御買掛りも少も無御座候事

右之通少も相違無御座候、爲後日仍如件

泉屋理右衛門手代

勘右衛門

元祿七年戊四月廿八日

〃

勘介

差上ケ申一札之事

一當戊四月廿五日迄之御改銅之儀、御帳面之通相違無御座候、當月分御運上銀無滯差上ケ可申候、炭竈之儀も御改之通無相違、是又御運上銀差上ケ可申候事

右者今度豫州銅山當四月廿五日大火ニ而銅山燒失仕候ニ付、爲後日證文仍如件

元祿七年戊四月廿八日

泉屋理右衛門手代

勘右衛門

勘助

差上ケ申一札之事

一与州銅山當四月廿五日燒釜<sup>カ</sup>出火仕銅山不殘燒失之段、本書ニ委申上候通ニ御座候、火事場へ御出之儀、早速澤田新介殿三原文右衛門殿御かけつけ被成候へ共、風つよく候故四方へ飛火仕一同ニ燒立申候故、御油斷之様ニ不奉存候、火本新介殿御番所近所ニ候得共、御用箱御出し銅御帳面燒失不仕候故、當月分銅高分明ニ御座候、御運上銀無相違上納可仕候、以上

泉屋利右衛門手代

勘右衛門

元祿七年戊四月廿八日

勘介

戊五月廿三日大坂町御奉行加藤大和守様へ与州出火之義申上候覺

一 右豫州<sup>の</sup>差上せ候五通之證文寫之其奥書ニ

右五通御代官平岡吉左衛門様御家來豫州惣元<sup>ノ</sup>林彦八郎殿、次銅山御役人澤田新助殿、同下役石田茂右衛門殿、三原文右衛門殿、御材木御役人赤木直右衛門殿、是五人戊四月廿八日ニ御立合御吟味之上、手代共<sup>の</sup>書上ケ申扣与州<sup>の</sup>差上せ申候通寫、如此少も相違無御座候、然共元<sup>ノ</sup>手代相果候ニ付曉と仕候義ハ私不奉存候ニ付、手代共指下申候、然共未有無之様子ハ不申參候、  
已上

右御銅山へ集申人數凡書

- 一 銅掘
- 一 得歩引
- 一 碎女
- 一 銅吹大工并吹子指
- 一 日用手傳
- 一 中持

- 一 炭燒
- 一 木伐
- 一 燒竈
- 一 鍛冶屋
- 一 家大工并左官
- 一 桶屋
- 一 手代并男
- 一 子共
- 一 諸色買物役人
- 一 山留大工

ノ五千人程、此外諸色賣物ニかゝり候者妻子等共ニ右五千人共ニ、都合壹萬四五千入程此山  
 一山ニ而渡世仕候、此内別紙目錄之通百四拾貳人燒死仕候、以上

元祿七年戊五月

但此書付上ケ候節、吉左衛門印京都へ清右衛門持上り、兩人共ニ無判ニ而罷出、若御尋候ハ、吉左衛門印御代官御用ニ付、京へ昨朝上せ候と御斷可申上合點之處、御尋無之候

泉屋吉左衛門  
 同 如 元

乍恐口上書

今度豫州の人上り咄申趣

一 豫州別子村足谷御銅山殊外大難所ニ而御座候、然所ニ燒竈を四月廿五日巳ノ中刻ニ出火仕候、此所南ハ乙地村と申候、又松平左京様御領内立川と申銅山は戌亥、是兩方ならてハ道無御座候、火本南口ニ而御座候、自分之義ハ捨置先御林御用木を大切ニ奉存是ハ隨分防留メ候ヘ共、下草殊外生茂り大惡風ニ而四方ヘ火廻り御銅山之義防申事成不申故、風下ハ松平左京様御領内立川之方ヘ何も逃申候、然所ニ左京様銅山師金子源次郎と申者ニ而御座候、此方山内出火其儘向火とて山ニ火をかけ申ニ付、此方之者共立川之方ヘ逃延申所ニ、此向火ニ包れ過半此所ニ而相果申由、然處ニ風替り立川山師共自身付申火ニ而立川銅山家小屋不殘燒申由、尤山中ニ而ハ畑杯爲可仕苅干燒申時ハ必向火なと致候物ニ御座候所、銅山出火ニ向火杯と申義近頃不届成致様と奉存候、此方御銅山乙地口ヘ通ひ候ヘハ、殊外大難所上道拾貳里餘御座候故、雨雪降申時分ハ五日七日通路難成手間ニ罷成、數千人之者及謁命難義仕候ニ付、左京様御領内御通シ被下候得ハ上道貳里程、殊道能各別夕御座候故、雨風雪杯之時分も數千人之者及謁命不申且ハ御公

儀之御爲、左京様御領内百性人馬船持町人等迄殊外繁昌仕義ニ御座候へ共、御免シ不被成候故  
ケ様之時節も通路仕義成不申千萬迷惑至極仕候、尤此度之出火ニ御材木役人衆も加勢坏致給候  
一燒竈と申ハ瓦坏燒申様成土竈を作り、山ハ掘出シ申銅之石を細ニくたき候而、炭木竈底ニ詰火  
を付、其上ニ銅ニ成申石をくだき五拾荷百荷或ハ三百荷迄も竈之大小ニハくべ、廿日三十日も  
其儘置石之性燒貫キ、其跡を吹子ニ而吹申夏ニ御座候、依之幾度燒候而も少も是ニ者損失無之  
物ニ御座候、以上

元祿七年戊五月

泉屋吉左衛門 無判

同 如 元同

如此兩通認四月廿三日如元吉左衛門持參仕候、惣代南組安右衛門御廣間當番松井與五右衛門殿何  
も披見、其後羽田藤左衛門殿御出披見被仰候ハ、町横目衆ハ燒死人千人餘と書上ケ被申候ニ付、  
夫ハ少ク先ハ珍重大分之損銀可有と笑止ニ候、此方ハ凡八九百兩之損金と如元被申候、羽田氏松  
井氏御申候ハ、損金ハ八九百兩ノ上何程有之共苦有間敷候へ共、元ノ助七相果候事大分其方共も  
力落、金銀失墜ハ第一是氣毒ニ可有候不便千萬可申様無之候、立川銅山ハ向火致候故足谷之者

共多ク相果申と相ミへ候、立川ニ不入事ヲ致候と被仰、此方ハ御用之次手ニ惣代ニ參尋候へと申付候處、持參念入たる事ニ候置歸り候へと御申成ほと首尾能候

豫州重右衛門ハ閏五月六日男作介上リニ申來扣

戌四月廿五日出火ニ付手前諸色正味損銀覺

一木拾八萬貫目 代銀三貫六百目

一炭拾萬貫目 代銀拾五貫目

但書上ケニハ少ク候も炭竈改之相違有之ニ付此通ヲ扣申候

一米貳百八拾石 代銀拾四貫三百目

但五一かへ□□懸之

一銀貳貫八百目

一酒壹石斗 代八拾目

一油三拾樽 代六百目

一塩三拾五俵 代七拾目

一たはこ千斤餘 代八百目

一 茶百五拾斤 代百目

一 薄緣百枚 代百貳拾目

一 大豆小豆五石斗 代貳百目

一 鍋貳百枚 代四百目

一 一からかさ五拾本 代八拾目

一 印刷 代五拾目

一 櫃 代三百目

ノミ之醬油ハ其時分山ニ無之と覺候

一 銀六貫六拾目

一 端物貳百四拾反 代壹貫貳百目

一 木綿百六拾反 代六百四拾目

一 帶類八拾筋 代百貳拾目

一 絹物類 代五百目斗

一 帷子類七拾反 代六百目

一 なわむしろ 代五百目斗

一 綿古手 代五百目斗

一 一こざく 代貳貫目斗

ノ

一 丁銀貳貫目 但三貫五百目餘之内壹貫八百目燒銀大坂へ上ス

一 銀拾貫目 諸道具

但吹子世帯道具燒失可申候

ノ銀五拾三貫七百六拾目

是ノ普請入用

一 六拾四貫貳百目

一 勘場 壹ヶ所 (但五間梁ニ拾六間角屋三間梁ニ六間)

此代拾貫目

一 銅藏 壹ヶ所

但三間梁ニ拾三間

なわむしろ

此代壹貫目

一 大工小屋 壹ヶ所

此代五百目

一 御番所 四ヶ所

此代三貫目

一 床屋 拾九軒

此代拾五貫貳百目 但壹軒ニ八百匁ツ、ノ積り  
但銅改所へ床屋へ付申候

一 燒竈

四百枚

此代七貫目 但壹枚ニ付拾七八匁ノ積り

一 炭藏

拾壹ヶ所

此代五貫五百目

一 山小屋碎女小屋

拾貳軒

此代四貫目

一 下財小屋

貳百軒

此代拾六貫目 但壹軒ハ拾匁ツ、ノ積り

ノ如此 但床屋ハ今少安クモ付可申候へ共、炭藏五百目并シ

ニ而ハ出來兼可申候、間合長ク有之候

一 銀貳拾貫目

下財合力

但人數高八百人ほど拾匁カ五拾匁迄了簡可仕と存候、不殘じばん一ツニ而居候ニ付、兎角了簡不仕候へてハ中ノ得勤申間敷候

一 銀拾五貫目

鏈捨り

但竈ニくべ置候ハ雨ニぬれ、生鏈ハ燒ケ其上土まぜり候ニ付、段々撰分ケ候積りニ御座候、荷數有鏈積り如此

一 銀八貫目

下財かしスタリ

但死失たる下財、尤右下財合力之外妻子ニ別レ又親兄弟相果候も有之故、是ハ頃日斷申ニ付弔分ニ段々銀子取遣申候

一 銀四百貳拾目

河野又兵衛殿取替

是ハとられ申ましく候

ノ銀百七貫六百貳拾目

貳口合銀百六拾壹貫四百目

右損失之譯澤田新助殿へ書出シ候覺

一米六百五拾石

代銀三拾五貫七百五拾目

但先達而林彦八郎様御登山之節米三百五拾石ト書付上ケ候へ共、急ニ帳  
面吟味難仕御座候故大積リニ而申上候、其後段々吟味仕如此御座候

一味噌七百貫目

代銀九百目

一 酒貳拾石

代銀貳貫目

一 油貳拾石

代銀七貫目

一 反物類

代銀貳拾九貫六百五拾目

但木綿類、しま類、帷子類、帶地絹物類、品々

一 細物類

代銀三拾貫目

但薄縁、からかさ、椀、折敷、葉たはこ、塩、醬油、綿、蕨、鍋、やくわん、かミの油、脇指、大豆、小豆、櫃、品々

一 鐵道具

代銀五貫目

一 炭五千五百俵 代銀八貫貳百五拾目

一 燒木三拾五萬貫目 代銀八貫目

一 臺所山方諸道具燒捨 代銀貳拾貳貫目

但山入が段々相調候道具代銀貳拾八貫目と帳面ニ御座候へ共、其内損シ不申用ニ立候も有之候、此度新規ニ調申入目如此御座候

一 丁銀拾三貫五百目

但此外ニ燒銀壹貫目餘大坂へ上ス

一 下財かしスタリ銀貳拾八貫目

此度相果候人數と又生残り申下財も通ひ無之故、此未かし方仕入ニ成申候

一 鏈スタリ銀三拾五貫目

但かまにくべ置候と又生鏈火事以後雨ニ相、山はせこみ不殘土ませりニ成申故、ゑりわけ申手間歩付少ク成申積り如此御座候

一 銀貳拾五貫目 下財合力銀

但ほりこ、得歩引、かち、床屋、碎女、手數八百人餘

一 銀七拾三貫五百目

但山内普請入用

一 御番所

四ヶ所

- 一 勘場 一ヶ所  
但五間梁ニ十六間、角屋三間梁ニ六間
- 一 米雜物藏 一ヶ所  
但三間梁ニ十三間
- 一 大工小屋 一ヶ所
- 一 床屋 拾九軒  
但八軒ハ燒残り今度新規ニ如此建申候
- 一 炭藏 拾一ヶ所
- 一 ヤきかま 四百口
- 一 山小屋碎女小屋 八ヶ所
- 一 下財小屋 貳百軒
- 一 銅藏 壹ヶ所  
但三間梁ニ六間
- 一 銅御改所 壹ヶ所

合銀三百貳拾三貫五百五拾目

右之通此度損銀ニ相ミヘ申候、先達而申上候通常座ノ支拂帳共燒失仕候へとも、本帳ニ而段々吟味仕如斯御座候、右之外勘場若キ者子とも役人四拾人之内五人ハ天滿乙地ニ罷有候、残り三拾五

人ハ山ニ居リ漸命助り申迄ニ而、着替脇指等焼スタリ只今着の儘ノ仕合ニ御座候、以上

元祿七年戊四月廿六日

(五ノ誤)

泉屋重右衛門印

同 平 七印

澤田新介様

如此したゝめ新介殿へ書出し候、則新介殿を京都平岡吉左衛門様へ上ル由

右出火之節死人銘々名書人數高改申來覺

一 七人

勘場

一 助七 藤九郎 宇右衛門 善兵衛

一 四人ハ大坂が下ル者共

一 次郎太夫 与州河江之者

一 彌五平 備中銅山が參候者

一 男吉兵衛 備中松山之者

一 七人

一 壹人

河野又兵衛殿

一 六拾壹人

掘子

一 貳人

多田茂兵衛、同女房

附録 元祿七年四月別子銅山火災關係資料

附錄 元祿七年四月別子銅山火災關係資料

- 一 貳人 石見惣兵衛、同女房
- 一 壹人 銅丸仁右衛門
- 一 四人 東儀十兵衛、同女房、同男子二人
- 一 壹人 高山小左衛門
- 一 壹人 廣嶋七郎右衛門女房
- 一 壹人 阿波庄三郎
- 一 貳人 金川八右衛門母、同子虎之介
- 一 壹人 百合長右衛門女房
- 一 壹人 讚岐善四郎
- 一 壹人 大森太兵衛女房
- 一 壹人 阿波仁右衛門母
- 一 壹人 尾道金兵衛
- 一 貳人 阿波一郎右衛門親孫兵衛、同堂右衛門女房
- 一 貳人 大坂六兵衛母、同女房
- 一 貳人 阿波左市右衛門女房、同親太郎右衛門
- 一 四人 さくら庄三郎、同女房、同子一人、娘一人
- 一 壹人 阿波源右衛門
- 一 貳人 同庄八、同母
- 一 壹人 備中市太夫

- 一 貳人 同仁右衛門、同女房
- 一 三人 吉田加兵衛、同女房、同男子一人
- 一 壹人 廣しま平左衛門
- 一 三人 多田七郎兵衛女房、同男子二人
- 一 壹人 吉田久三郎
- 一 三人 三原安右衛門、同女房、同母
- 一 貳人 丹波勘三郎女房、同娘一人
- 一 壹人 岩見三平母
- 一 壹人 鍛冶長右衛門娘
- 一 壹人 蕪崎吉介
- 一 壹人 阿波喜兵衛女房
- 一 壹人 熊野四右衛門
- 一 壹人 小松市兵衛
- 一 壹人 讃岐市兵衛
- 一 壹人 蕪崎清八
- 一 壹人 鍛冶金兵衛
- 一 壹人 銀山與平次
- 一 壹人 阿波權介
- 一 壹人 蕪崎七介

一 壹人

かべ仁兵衛母

如此

一 貳拾人

床屋者

一 壹人

日向六兵衛娘

一 壹人

萩生市右衛門

一 壹人

三原八兵衛

一 壹人

備中太兵衛

一 貳人

阿波新吉、同女房

一 壹人

熊野傳三郎

一 貳人

阿波與兵衛、同女房

一 壹人

同唯之丞

一 壹人

吉田平八

一 壹人

同 久七

一 壹人

山形兵右衛門

一 壹人

寒川勘七

一 壹人

河江太郎兵衛

一 三人

阿波萬兵衛、同女房、同男子

一 貳人

備中半左衛門女房、同娘

如此

一 拾壹人

日雇

一 貳人 江村利兵衛、同女房

一 壹人 小松松右衛門

一 壹人 江村茂左衛門

一 壹人 同 吉兵衛

一 壹人 小松三四郎

一 壹人 燒大工利兵衛女房

一 壹人 同市右衛門女房

一 壹人 上分八郎兵衛

一 壹人 永田介兵衛

一 壹人 上野佐右衛門

一 三拾貳人

死人

是ハ名所知不申候

合百三拾貳人 但死骸數改如此之由申來ル

但先達而百四拾貳人と申來候、此度百三拾貳人と申來ル、拾人違有リ

# 別子銅山貨銀計量等大概

豫州別子

一 床屋五吹地升

但

五尺四方  
深サ貳尺壹寸五步

此坪五萬三千七百五拾坪

但壹寸四方

一 升八石貳斗九升

但備中五吹榑六石七斗六升八合

殘テ壹石五斗貳升貳合多候

一 同壹吹榑

但

貳尺六寸七步四方  
深サ壹尺五寸〇八

壹寸四方

此坪壹萬七百五拾

但右同斷

一 升壹石六斗五升八合

一 床屋計り榑

但

壹尺貳寸四方  
深サ七寸

壹寸四方

此坪千八坪

附錄 別子銅山貨銀計量等大概

一 升壹斗五升五合五夕(合)

但備中壹斗五升三夕五才

殘テ五合壹夕五才多シ

一 上座碎女榑

但

壹尺貳寸五步四方  
深七寸五分

一 升壹斗八升七夕七才

但床屋計り榑ヲ貳升五合貳夕七才太シ

一 鉛壹荷榑

但

壹尺壹寸四方  
深サ七寸貳步五

一 升壹斗三升五合四夕

(紅)  
べん皿鉛貫

同碎女鉛貫

銅鉛貫

同碎女鉛貫

右之榑前ハ壹尺壹寸四方

深サ七寸

升壹斗三升六夕五才入ル也

殘テ四合七夕五才太クイタス

一 鉞貳荷榭

但 壹尺三寸七步四方  
深サ九寸三歩五

升貳斗七升八夕

紅皿鉞貫

同碎女鉞貫

銅鉞貫

同碎女鉞貫

右之榭ハ 壹尺三寸七步四方  
深サ九寸五歩

升貳斗八升九合五夕

殘テ壹升八合七夕小ク也

一 鉞三荷榭

但 壹尺五寸貳步四方  
深サ壹尺壹寸四歩

升四斗六合貳夕

紅皿鉞貫

同碎女貫

銅鉞貫

同碎女貫

右之榭ハ 壹尺五寸貳步四方  
深サ壹尺壹寸三歩

升四斗貳合七夕

殘テ三合五夕太クイタス

一 鉞五荷榭

但 壹尺九寸貳步四方  
深サ壹尺壹寸九分〇五

升六斗七升七合

紅皿銅貫

同碎女貫

銅鉞貫

同碎女貫

右之榭ハ 壹尺九寸貳步四方  
深サ壹尺壹寸五歩

升六斗五升三合九夕

殘テ貳升三合壹夕太クイタス

一 鉞拾荷榭

但 長三尺  
横貳尺貳寸  
深サ壹尺三寸三歩

榭壹石三斗五升四合

紅皿鉋貫

同碎女貫

銅鉋貫

同碎女貫

荒堅上鉋貫

荒銅鉋貫

一 木方拾荷榭

但

長三尺  
横貳尺貳寸  
深壹尺貳寸

升壹石貳斗貳升壹合七夕

申冬迄、長三尺、横貳尺貳寸、深壹尺壹寸五分

升壹石壹斗七升

殘テ五升壹合七夕、申冬カ太クイタス

申冬迄、升ニテ凡壹ケ年貳拾貳萬荷

ト見テ九千七百七拾七荷持賃徳用

一 板直段事

一 壹寸板壹間

代三匁五分

元祿申迄

附録 別子銅山賃銀計量等大概

一 五步板壹間

同斷  
代貳匁五分

夫カ段、ニ直段上ケ

一 壹寸板壹丈ニ付

代五匁九分

一 五步板壹丈ニ付

代四匁五分

ノ

又弟地着ニ而ハ

一 壹寸板壹丈 代四匁七分

一 五步板壹丈 代四匁

ノ

一 鉋吹賃

一 大工

但壹吹六分貳厘

一 手子

但同斷四分貳厘

一 ス灰

但同斷四分

是ハ元祿寅迄ハ三分ニ日役一日

賃壹匁貳分ツヽ遣シ申候、寅カ

ハ大工手子ノ致方ヲ直シス灰四

附録 別子銅山賃銀計量等大概

分ニテ壹人ツ、ニ可仕と相談致

候所、平七時分床屋勘右衛門思

様ニ相談濟不申、ス灰四分ニシ

テ本前之者ニ半役ノ賃六分ヲ合

力仕候様ニ成申候

一眞吹鉾拾貫匁ニ付

一大工 但四分七厘

一手子 但四分貳厘

一ス灰 但壹分五

ノ

右之通寶永元夏勘定迄夫<sub>ハ</sub>眞

吹者鉾百貫匁爲吹九拾貫目之

賃遣之右内壹割吹賃ヲ鉾吹之

方へ増シ遣し申候、則差引之覺

一鉾百貫目 吹賃ノ拾四匁六分

内鉾拾貫匁吹賃壹匁四分六厘鉾へ合力

殘テ鉾九拾貫目、吹賃拾三匁壹分四

依之百貫匁之吹賃定

(申カ)  
甲ノ年カ

一大工 賃四匁貳分三厘

一手子 賃三匁七分八厘ツ、貳人

一ス灰 賃壹匁三分五厘

ノ

鉾吹賃壹吹ニ付

一大工 賃六分九厘

但七厘増

一手子 賃四分八厘ツ、

但六厘ツ、増

一ス灰 賃四分貳厘

但貳厘増

ノ壹吹賃貳匁七リン

内壹匁八分六厘先規ノ賃

殘テ貳分壹リン申ノ年カ増

一 鉞眞吹賃増減之目當鉞百貫匁者鉞六吹ニ

而平シ出來可申と積リテ

一 六吹ニ而増賃壹匁貳分六厘

一 鉞拾貫匁古方ノ吹賃壹匁四分六厘

差引殘テ貳分德用

但六吹割、壹吹ニ付三厘三毛三ツ、

一 土拾貫匁ニ付壹分五

古シ下床事

上床

但土場カ床屋迄凡

一 同拾貫匁ニ付壹分ツ、新床

但土場カ床屋迄

寶永四亥カ

一 土拾貫匁ニ付

上床迄

但土場カ上床迄

一 鋪庄屋吉郎兵衛甚右衛門

但朝夕役所ニ而鋪油わた役所カ

附録 別子銅山賃銀計量等大概

給銀壹ケ月五拾匁外ニ大四拾貳匁

小四拾目六分

一 山留拾貳人

(コノ行朱子)

寶永五年正月カ熊野八郎迄入ル

一 給銀五拾目外ニ大之月四拾貳匁  
小之月四拾目六分

鋪油わた寶永四年迄銘カ匁子カ役

所カ是ハ薪高直ニ成食喰置候而も損

方、夫故萬不勝手之斷證文取之如此

但欠日有之候得ハ四拾貳匁之日別引申也

且亦他國へ遣候時ハ本給銀斗増ハ飯代ノ

心ニテ遣し不申候

一 手傳山留壹ケ月八拾四匁之積リ以

勤日貳匁八分ツ、油わた右同斷

一 山留手子壹月四拾八匁積リ以

勤日壹匁六分増ハ壹匁ツ、也

且亦右之者共増カ鉞切候へハ、和がりハ

有貫匁外并カ十貫之内ニ三貫匁引也、是

ハ本番鑽遣候故也

一 得歩引六分ハ壹匁三分木引ハ

壹匁四五分迄

一 山切壹ツ九分ツ、

但寶永四年迄ハ七分ツ、ニテ候へとも

先年と違堅がり成七分ニテハ山切不仕

切場相續難成候故如此

一 種銀

一 甲冬(申カ)

一 六拾目 一 五拾四匁 一 四拾八匁

一 酉

一 六拾目 一 七拾五匁  
是ハ金左衛門坪(申カ)  
拾番引捨迄

一 五拾四匁

一 六拾目冬 一 四拾八匁冬

一 戌

一 六拾三匁 一 五拾四匁

一 六拾六匁八月カ 一 五拾七匁八月カ

上一六拾九匁九月カ 中一六拾三匁九月カ

下一六拾目九月カ

右之上り平九郎坪取込候節錢座山へ雇たがり申ニ

付

一 亥極月カ

上一六拾六匁 中一六拾目

下一五拾四匁

ノ

亥極月十五日カ正月十日迄寶永取込之間

此坪斗六拾九匁ニ致取込過候 而亦候右之通ニ下ル

一 種引仕道得歩並ニ詰メ壹匁五分

一 鉞番 二月カ七月迄六ヶ月壹匁貳分  
八月カ正月迄六ヶ月壹匁ツ、

一 種之寸法 釘壹挺ニ

一 大角口ニ而三寸五歩 尻ニ而三寸

一 小角口ニ而貳寸六歩 尻ニ而貳寸壹歩

ノ

丸金持三尺三寸五歩カ上ニ而是カ下ニ而

ノリ付ケ申ニ付

一 ぶち升形かん柄共ニ長三尺

一 もつかう百ニ付 賃六匁五分

一 道具栖壹本ニ付 代壹分六厘六毛

但晝夜二日賃四匁ニ貳拾四本ツ、

一 碎女升ノ緒繩拾筋 代七分ツ、

但此方々明俵遣し候而

一 金庭小炭焼薪日役ニ四束ツ、

但長サ三尺廻り三尺

一 上座焼木役所着壹匁ニ貳拾貫匁ツ、

一 竹樋并角之小ぶた大工松山庄右衛門

但一日壹匁七分食自分々給候而

一 西山小屋番一ヶ月四拾目松山九平次

外油壹ヶ月五合ツ、

一 上座着茅五尺繩 生茅 三分ツ、  
干茅 三分五ツ、

附録 別子銅山賃銀計量等大概

一 西山の鉞拾荷

一 上ノ柱藏迄 九分

一 金庭迄 壹匁

一 古上床炭藏迄 壹匁貳分五ツ、

一 西山の焼拾荷

一 上座迄 八分

一 上座の床前迄 八分

ノ

一 同所のにがい土上座迄貳拾貫匁ニ付壹分

五厘ツ、

一 金庭の鉞拾荷

一 喧嘩谷炭藏迄 八分ツ、

但道法

一 天満山へ 八分ツ、

但道法

一 金庭者ス灰本前ニ半役六分ツ、遣ス

一上座の西山へ 但道法

- 一 大小柱壹本 壹分ツ、
- 一 矢木四拾枚 壹分ツ、
- 一 板八枚 壹分ツ、
- 一 六本持さな見合

一ス灰手子ニ出候日ハ

- 一 夜鉞朝上り迄 五分ツ、
- 一 木方柱壹本 四分ツ、
- 但 貳本持貳本 四分ツ、
- 右ハ五分ニて候へとも

一床屋へ出不申日ハ

- 一 生板八枚 四分ツ、
- 一 右之通賃持朝一度ツ、
- 一 夜鉞取朝上り迄 三分ツ、
- 但 前々貳分ニて候へとも床屋出申候
- 内 壹分引此方ニ増シ申候

一勘場の上座迄 但道法

- 一 木方柱矢木四拾枚 貳分ツ、
- 一 木方柱貳本持貳本 貳分ツ、
- 一 同所柱壹本 貳分ツ、
- 一 生板八枚 貳分ツ、
- 一 六本持さなハ見合

一床屋の上座迄 但道法

- 一 壹本持柱 壹分ツ、
- 一 貳本持柱貳本 壹分ツ、
- 一 矢木四拾枚 壹分ツ、
- 一 生板八枚 壹分ツ、
- 一 炭貳俵 壹分ツ、
- 一 一ふぜう棟壹つ 壹分ツ、

一天満山の金場鉞拾荷 九分ツ、

- 但 道法
- 右 上り多有之ニ付

一金庭手子日役壹匁貳分ハ壹分迄

夜番八分ハ七分迄

一同中手子八九分ハ壹匁迄

一同小共貳分ハ七分迄

一鍛冶壹ヶ月給銀百目

但手子壹人給銀共

右之外鑽幅子壹ヶ月平シ

此代

但燒子

一炭山下邊道法

一銅山炭方役所ハ弟地餘ヶ役所迄

道法四拾八町

一弟地役所ハ葛尾迄

道法拾七町

一弟地役所ハちよぎ迄

道法四拾四町 馬返路

附録 別子銅山賃銀計量等大概

一弟地役所ハ一谷上ハ道迄

道法拾七町

一弟地役所ハ床鍋迄

道法三拾三町

一床鍋ハ程野迄

道法拾五町

貳口分弟地ハ程野迄四拾八町

一程野ハ二ツ立ノ下迄

道法貳拾七町

一程野ハ白尾谷迄

道法貳拾七町

一銅山炭方ハつゝら尾迄

道法六拾五挺

一銅山炭方ハちよぎ迄

道法九拾貳町

一銅山炭方ハ二ツ立下作右衛門釜迄

道法百貳拾三町

一 銅山炭方の白尾谷迄

道法百貳拾三町

一 銅山炭方の床鍋迄

道法八拾壹町

一 銅山炭方の瀬庭迄

道法九拾町

一 銅山炭方の程野迄

道法九拾六町

一 銅山炭方の松尾迄

道法百九町

又炭燒釜迄九町

一 銅山の谷山迄凡見分ニテ百八丁

一 同斷の殿ヶ關迄見分ニテ百貳拾八丁

一 同斷の三九郎釜迄百壹町

一 弟地の三九郎釜迄五拾三町

但松尾ノおく

一 銅山勘庭の諸役所へ道法

一 西山迄

一 觀喜役所迄

一 大切自在役所迄

一 上床屋迄

一 新木方役所迄

一 下床屋迄

ノ

一 觀喜役所の

一 西山役所迄

一 古大切自在迄

一 天満山迄

一 木場新口迄

一 東山本口迄

一 上床役所迄

一 新木方役所迄

但自在之谷かハ

一炭方役所迄

一新床役所迄

ノ

附録 別子銅山賃銀計量等大概

自元祿十二年  
至寶永四年

別子銅山各期銅生產費一覽

元祿十二卯正分極迄

一 貳千六百五拾壹貫三百六拾六匁壹分

出來銅貳百八拾萬四千六百斤

但九四五三六三

內

但百斤

殘百斤ニ付

辰正分七迄

一 千三百三拾六貫九拾三匁五分九厘

出來銅百三拾七萬三千三百五拾斤

但九七貳八七壹九

內

但百斤

殘百斤ニ付

附錄 別子銅山各期銅生產費一覽

辰七分極迄

一 千百拾貫貳百五拾三匁貳分六厘

銅百拾九萬七百六拾斤

但九三貳三九

內

百斤

殘百斤ニ付

巳正分七迄

一 千百七拾貳貫百貳拾七匁壹分七厘

銅百三拾萬貳百斤

但九〇壹五 外藏層貳拾貳丸上又

內貳百三拾壹貫三百五拾貳匁壹厘 萬利

百斤

附録 別子銅山各期銅生產費一覽

殘百斤ニ付

巳七<sup>〆</sup>極迄

一千百貳拾壹貫拾壹匁貳分四厘

銅百貳拾貳萬四千五百斤

但九壹五四八ツ、

内百七拾八貫六百卅貳匁 萬利

百斤

殘百斤ニ付

午正<sup>〆</sup>七迄

一千貳百五拾貫五百五拾七匁四分五

銅百貳拾八萬九千貳百五拾斤

但九九九八三

内貳百七拾三<sup>〆</sup>百五拾四匁壹分七厘 萬利

百斤

殘百斤ニ付

午七<sup>〆</sup>極迄

一千五百九貫四拾七匁七分五厘

銅百四拾三萬四千六百斤

但百五匁壹分八厘九毛四四三

内貳百貳拾貫六百九拾壹匁四分四 萬利

百斤

殘テ百斤ニ付

右之節ハ八月<sup>〆</sup>立川道ニカ<sup>レ</sup>リ九月<sup>〆</sup>大形

立川道へ上下仕候

未正<sup>〆</sup>七迄

一 拾七匁五厘〇壹〇五 鉞代

一 六匁五分八厘六毛八九五 敷入目

一 八匁九分壹厘壹毛四六 床屋

一 拾貳匁九分七厘八毛壹 萬日用

一 八匁五分壹厘貳毛壹四 運上

一 拾八匁六分七厘七毛九五 炭代

但十ノ匁ニ付貳匁五分貳厘九毛四六ツ、

鉛五カニ炭百拾壹ノ五百六拾壹匁宛

皮百ノニ六拾貳貫四百五十四匁

(カ) 五ツ皮四拾壹ノ七百廿四匁七五

鉛百荷ニ炭拾五ノ五百八拾壹上ス

外ニ床燒有之

一 四匁六分八厘〇六八 燒木

一 貳匁壹厘六毛貳五 銅

一 五匁三厘八毛八九 萬駄

一 壹匁八分〇〇三 小買

一 壹匁八分三厘三三七 世

一 壹匁七分八厘貳毛六七 山木

一 壹匁壹分五厘九毛九四

一 三貫百四匁壹分八厘 番所

一 貳貫六拾貳匁六分壹 公

一 六貫百四拾四匁七分壹 銀

一 五貫五拾七匁三分四厘 給

一 三貫三百四拾六匁壹分壹 手

附錄 別子銅山各期銅生產費一覽

吹鏈分拾六萬九千九百六拾五カ 但九拾壹匁貳厘九毛四六

合銀千五百四拾七貫百八拾貳匁壹分五

銅百六拾壹萬千四百斤

但九六〇壹四八

內貳百六拾三貫四百七匁貳分八 萬利

百斤

殘百斤ニ付

未七ノ極迄

一 拾五匁七分七厘八毛五貳 鉞代

一 五匁三分七厘壹毛七九八 鋪入目

一 九匁八厘貳毛九〇六 萬日用

一 八匁貳分四厘五毛七六六 床屋

一 七匁五分一厘八毛九四貳 運上

內炭ハ出來銅千貫匁ニ付銀五十貳匁貳分七厘六毛ツ、

一 拾八匁六分壹厘〇八 炭

炭十~~ノ~~ニ付貳匁五分五厘九毛五六

鉛五かニ炭百七拾貳匁七百五拾七匁

皮百貫ニ炭六拾貳貫五十三匁八分

五つ皮ニ炭四拾四貫六百四十九匁九分

鉛百かニ十三貫三百四拾五匁七分

右之外床燒有之

一 四匁四分貳厘八毛貳 燒木

一 壹匁八分壹厘貳毛壹三 銅太

一 四匁八分〇五毛四〇四 萬荷

一 壹匁九分貳厘八毛七三 小買

一 壹匁五分八厘四毛〇六壹 世

一 壹匁八分八厘九毛八壹 山木

一 壹匁壹分四厘三毛八五

一 壹~~ノ~~九百六拾三匁貳分壹 番所

一 貳~~ノ~~八百八拾四匁六分六 公

一 三~~ノ~~百七拾五匁九厘 銀太

一 四~~ノ~~五百七拾三匁貳分貳 給

一 貳~~ノ~~八百拾貳匁六分貳厘 手

~~ノ~~

吹鑪拾三萬四千七百拾荷 但十か八拾貳匁九分貳厘

合千百拾七貫拾五匁三分五

吹數貳萬貳千百九か六吹 五か卅荷三步四六

內三千四百五拾壹吹 増引 銅貳百五十斤半

~~ノ~~テ壹萬八千七百四拾五吹 五か銅貳百九十六斤六五壹

銅百拾壹萬貳千貳拾斤 但百匁四分四厘九毛貳壹

內貳百貳拾壹貫五百五拾五匁四分壹厘 萬利

百斤

殘百斤ニ付

申正~~ノ~~七迄

一 拾五匁九分貳厘九毛貳四四 鑪代

一 四匁九分三厘三毛九壹 鋪入目

一 八匁八分三厘七毛七 日用

- 一 八匁八厘壹毛七八九 床屋
- 一 七匁壹分五厘七毛六 運上
- 一 拾四匁七分四厘三毛四四 炭代
- 一 三匁八分八厘三毛八六 燒木代
- 一 壹匁六分七毛八五 銅船賃
- 一 四匁三分四厘五毛四〇七 萬荷物
- 一 壹匁五分七厘〇六八 小買物
- 一 壹匁三分三厘〇八七 世滯(マ)
- 一 壹匁貳分貳厘七毛六貳 山木
- 一 壹匁貳分九毛五

- 一 六貫九百拾貳匁三分 番所
- 一 貳貫九百四拾八匁五分貳厘 公用
- 一 四貫貳百四拾六匁四分貳厘 銀
- 一 四貫四百五拾貳匁八分三厘 給
- 一 貳貫貳百五拾四匁三分五厘 手

附錄 別子銅山各期銅生產費一覽

吹鏈拾七萬貳千九拾三荷 但拾か七拾四匁八分五厘九毛四七  
 合銀千貳百八拾八貫貳百七拾九匁貳分壹厘四  
 毛

吹數貳萬六千五百七拾貳吹 五か銅貳百七拾七斤八步八八  
鏈三拾貳荷三步八貳四

內千三百八拾貳吹 增引

貳貳萬五千九拾吹 鏈三拾四か壹步五八  
 銅貳百七拾七斤八步八八

銅百四拾萬斤 但九拾貳匁壹厘九毛九四

內貳百九拾五貫八百三拾目貳分六厘八 萬

百斤  
 申七の極迄

- 一 拾八匁壹分四厘四毛六〇壹 鏈代
- 一 九匁壹分五厘四毛四五九 日用
- 一 六匁六分四厘六毛三八 鋪入目
- 一 七匁九分貳厘五毛七三 床屋
- 一 七匁七分五厘〇〇四九 運上

一	拾七匁九厘壹毛六九	炭代
一	四匁三厘六毛七九三	燒木
一	壹匁八分貳厘八毛九四	銅船
一	三匁九分六厘三毛六九四	萬荷物
一	壹匁五分七厘三毛七	小買物
一	壹匁六分三厘壹毛〇六	世帶
一	壹匁七分貳厘七毛〇六三	山木
一	壹匁四分六厘四毛五三六	
一	一六貫九百六拾九匁貳分八厘	番所
一	一貳貫五百六拾八匁貳分壹厘	公用
一	一貳貫六百六拾五匁三分七厘	銀
一	一四貫四百六拾壹匁六分	給
一	一貳貫六百六拾貳匁三分	手

鏈拾三萬千九百六拾五荷 但拾か八拾貳匁九分三厘八毛七  
 合銀千九拾四貫五百目五分三厘九毛  
 吹數壹萬八千八百九拾五吹 鏈三拾四荷九步貳〇六  
 銅三百斤四步貳三四

銅百拾三萬五千三百斤 但九拾六匁四分六毛貳八		
內貳百五拾五貫六百八拾八匁三厘	萬	
百斤二付		
✓斤		
酉正 七迄		
一	拾七匁九分六厘三毛九七四	鏈代
一	九匁四分四毛八〇三	鋪入目
一	九匁貳分四厘壹毛七三四	日用
一	一八匁九厘八毛四八貳	床屋
一	一七匁五分壹厘壹毛壹貳六	運上
一	拾九匁五分八厘七毛八七八	炭代
一	一三匁六分三厘〇貳九貳	燒木
一	一壹匁八分貳厘四毛五〇九	銅太
一	一四匁貳分六厘貳毛八壹三	萬荷
一	一壹匁七分五厘九毛七五三	小買
一	一壹匁五分三厘八毛壹七壹	世帶

一 壹匁八分八厘六毛七三三 山木

一 壹匁壹分貳厘五毛〇三五

一 三貫百七拾六匁壹厘 番所

一 貳貫百三匁六分壹厘 公用

一 三貫七百六拾四匁五分五厘 銀

一 四貫百九拾七匁八分五 給

一 三貫三百拾四匁六分七厘 手

吹鑪拾四萬七千六百六拾六荷 但拾八拾七匁八分三厘五毛三四  
合千貳百九拾貳貫六百三拾七匁八厘六毛

吹數貳萬貳千八百五拾吹 五吹 鑪三拾貳荷貳步〇貳六  
銅貳百六拾八斤〇五貳五

銅百貳拾貳萬五千斤 但百五匁五分貳厘壹毛三九

內三百六拾七貫三百四拾五匁貳厘 萬

百斤

斤

酉七極迄

一 拾八匁五分壹厘〇九四貳 鑪代

一 拾匁四厘壹毛八三四 鋪入目

一 九匁三分五厘六毛壹八五 日用

一 八匁壹分三厘貳毛三五八 床屋

一 七匁六分三厘貳毛貳貳六 運上

一 貳拾目三分五厘八毛三壹八 炭代

一 三匁貳分七厘〇〇貳七 燒木

一 壹匁六分八厘九毛五九 銅太

一 四匁四分壹毛貳五五 萬荷

一 壹匁四分貳厘六毛九五壹 小買

一 壹匁四分三厘壹毛九五八 世帶

一 壹匁八分五厘六毛〇三四 山木

一 壹匁八分壹厘六毛六貳貳

一 四貫八百九拾壹匁壹分壹厘 番所

一 八貫貳拾六匁貳分六厘 公用

一 貳貫三百八拾六匁貳分八厘 銀太

一 四貫三百貳拾八匁八分三厘 給

一 貳貫七百貳拾七匁五分九厘 手



吹鏈拾貳萬三千八拾六荷 但拾か八拾九匁九分貳厘四毛三

合銀千六百六貫八百四拾貳匁貳分五厘五毛

吹數壹萬九千六吹 五吹鍾三拾貳荷三步八〇八  
銅貳百七拾八斤八步五九

銅百六萬斤 但百四匁四分壹厘九毛〇八

內貳百八拾五貫四百貳拾七匁壹分四厘 萬

百斤



戌正<sup>方</sup>七迄

一 拾八匁壹分貳厘三毛五五三 鍾代

一 九匁貳分七厘九毛四貳 鋪入目

一 拾匁六分七厘九毛七〇六 日用

一 九匁壹分三厘七毛五壹 床屋

一 八匁三分壹厘〇〇九七 運上

一 貳拾壹匁壹分貳厘七毛九壹貳 炭代

一 四匁九分六厘〇壹三 萬荷

一 貳匁四分四厘七毛七七壹 小買

一 壹匁七分七厘〇六八 世

一 壹匁九分五毛〇五七 山

一 壹匁七分三厘五毛八〇五 銅

一 四匁貳分四毛〇貳九 燒木

一 壹匁四分七厘壹毛七三

一 四<sup>六</sup>百貳匁四分

一 貳貫四百六拾七匁壹分三厘 番

一 三貫貳百拾三匁八分 公

一 四貫百三拾七匁四分四厘 銀

一 貳貫九百八拾九匁貳分壹厘 給

手



吹鏈拾壹萬八千貳百九拾六荷 但十か九拾五匁壹分五厘三毛四  
合千百貳拾五貫六百貳拾六匁六分六厘三毛

吹數貳萬八拾七吹 五ッ鏈貳拾九荷四步四五四  
銅貳百七拾八斤五步八七

銅百拾壹萬九千百九拾七斤半 但百匁五分七厘四四四

內三百貳拾六貫八百七拾匁貳分六厘 萬

百斤

ノ斤

戌七ノ極迄

一 拾九匁三分七厘七毛八〇五 鏈代

一 拾匁壹分四厘貳毛六四七六 敷

一 拾壹匁六分九厘八毛七貳四四 日

一 九匁七厘六毛四三六九 床

一 八匁四分五厘四毛〇四八 運上

一 貳拾五匁三分八厘壹毛五九貳五 炭

一 四匁六分五厘五毛九九九 燒

附錄 別子銅山各期銅生產費一覽

一 壹匁九分四厘四毛九八五 銅

一 四匁三分貳厘六毛四三八 萬荷

一 壹匁六分六厘貳毛貳貳七壹 小

一 壹匁六分七厘貳毛三八八 世

一 壹匁九分五厘壹毛三七貳 山

一 壹匁三分九厘四毛九貳三三 番

一 貳貫貳百七拾目壹分八厘 公

一 四貫四百六拾壹匁六分六厘 銀

一 貳貫七百貳拾三匁五分九 給

一 四貫貳百七拾九匁八厘 手

一 三貫七百七拾三匁七分三厘

吹鏈拾貳萬五千五百拾四荷 但十か百壹匁七分三厘九五六六八  
合銀千貳百七拾六貫九百七拾三匁九分九厘九  
毛

吹數貳萬千三百貳拾壹吹 五ッ鏈貳拾九荷四步三四三六  
銅貳百八拾四斤九步三

銅百貳拾壹萬五千斤 但百五匁壹分〇〇七四

內貳百六拾貳貫貳百貳拾三匁七厘 萬

百斤貳拾壹匁五分八厘貳毛

斤八拾三匁五分壹厘八毛七四

亥正 七月迄

一 拾九匁八分九厘壹毛〇壹三 鏈

一 拾三匁貳分九厘五毛〇八九 鋪

一 拾三匁壹分八毛〇六 日

一 九匁六分壹厘六毛七三 床

一 九匁七厘壹毛七壹七九 御

一 貳拾三匁五分四厘九毛七三 炭

一 五匁六分三厘四毛三〇七 燒木

一 貳匁四分八厘〇壹三六 銅

一 五匁八分四厘九毛五七七 萬

一 貳匁六厘三毛四貳七 小

一 壹匁九分三厘五毛三九四 世

一 貳匁五分五厘〇八六貳六 山

一 壹匁三分三厘貳毛七七五

一 貳貫四匁五分五厘 番

一 貳貫四百七拾五匁貳分 公

一 貳貫四百九拾七匁四厘 銀

一 四貫貳百五拾三匁八分壹厘 給

一 三貫五百八匁五分六厘 手

吹鏈拾壹萬五百九拾荷 但十か百拾匁三分七厘八毛八三

合銀千貳百貳拾貫六百七拾九匁四分九厘九毛

吹數貳萬七百六拾八吹 五ッ 鏈貳拾六荷六步貳五〇九六

銅百拾四萬五千三百斤 但百六匁五分八厘壹毛六三三

內貳百六拾貳貫貳百貳拾三匁七厘 萬

百斤貳拾貳匁八分九厘

殘斤八拾三匁六分九厘壹毛六三八

亥七月の極月迄

一 貳拾目三分壹厘九毛六四五	鑪
一 拾貳匁八分七厘五毛七五五	鋪
一 拾貳匁三分八厘壹毛〇四五	日
一 八匁貳分九厘〇五貳八四	床
一 七匁七分六厘壹毛四貳壹貳	御
一 貳拾貳匁八分貳厘六毛六五四	炭
一 五匁四分四厘貳毛七貳二九	燒
一 貳匁四分三毛五五四	銅
一 四匁五分七厘六毛八四八三	萬
一 貳匁貳厘三毛八六三六	小
一 壹匁七分八厘貳毛四九壹五	世
一 貳匁三分六厘〇三貳貳五	山
一 壹匁八分三厘三毛貳壹六六	

附錄 別子銅山各期銅生產費一覽

一 四貫七百六拾目壹分四厘	番
一 三貫九百八拾目	公
一 三貫三百八匁壹分	銀
一 四貫四百七拾三匁四分貳厘	給
一 三貫五百九拾目壹厘	手

吹鑪拾萬九千七百七荷 但十か百四匁八分七リン八毛〇七貳  
合銀千五百拾貫五百八拾五匁八分六厘四毛

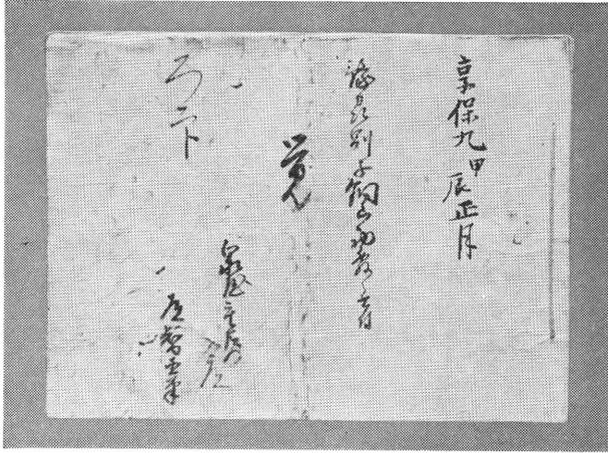
吹數壹萬七千九百拾四吹 鑪三拾荷六步貳〇四六四四四  
銅貳百七拾四斤壹步九壹

銅九拾八萬貳千三百七拾四斤

內貳百四拾五貫百八拾三匁 萬

百斤  
〇.〇〇〇  
リ斤九拾貳匁壹分五毛

豫州別子銅山初發之書付



(へ添書筆異はかほの「覺」「月年」) 紙表

一 別子銅山之山見立ハ、元祿四年未九月十右  
 衛門原田爲右衛門山留メ治右衛門男一人、  
 備中吉岡銅山ハ備後之鞆へ出、夫ハ船ニ而  
 豫州川之江阿波屋六郎兵衛方へ着、翌日川  
 之江御陣屋後藤覺右衛門様御手代衆ニ御目  
 ニ懸リ、右山見立之斷致、夫より天満村へ  
 三里大庄屋九兵衛方へ參、翌日天満村ハお  
 ぼこ峠へ登リ乙地之近クニ宿致、夜ノ七ツ  
 ニ松明ニ而山入致候所ニ、乙地ハ唯今之勘  
 場所迄凡三里餘之所材木山ニ而夥敷ハ繁  
 リ、道もなく獸之聲斗ニ而人の通ひたる所  
 ニ而ハ無之所爰かしこと尋廻リ漸々尋當リ、

夜中<sup>(カ、リ)</sup>箭を燒キ只今之歡喜間符ニ堀入、二三尺も切入候程次第ニ鏈太ク成候故、石色萬端山之情分見届鏈持參致大坂へ登せ候而、江戸願ニハ助七指下シ首尾能訴訟相叶、山師助七請負人中橋泉屋七右衛門と御裏判出申候、山見立元祿四年ハ享保九年迄三拾四年ニ成ル、段々山榮二三年之内めつきりと御藏入有之、依之友信公御機嫌ニ而十右衛門助七ニ家督被下、助七十右衛門今一兩年備中豫州相勤メ申筈ニ而、助七ハ豫州へ下り欠引致候内ニ

一元ノ勘場ハ歡喜間符ノ五六間下ニ三間ニ五間之所ニ而御座候所ニ、元祿七年戊四月廿五日夜明方ニ澤下ハ出火夥數大火ニ成、山

中逃所なく此時大將助七次ノ手代茂右衛門善兵衛宇右衛門峯へ逃上り候得共無道四人一所ニ燒死致、又役人下財<sup>(百三十二ノ畧)</sup>百貳拾三人燒死致候ニ付早飛脚上り、此時十右衛門ハ大坂に上り居候所俄ニ下り、只今之勘場地ヲ切ならし五間はりニ拾五間又出し家藏等建七月ニ登り申所ニ、其後も度々風火之難有之一右出火ハ元祿七年戊四月廿五日享保九年迄三拾壹年ニ成ル、助七義家督相濟さりともし不便之死を致ス

一助七茂右衛門善兵衛宇右衛門墓所ハ今ノ勘場ハ澤下ニ土葬ニ致置申候、御尋被遊御廻向可被遊哉と存寄申候

一山ノ神觀音堂ハ少後ニ建申候

一山見立之時、其後年數餘程之間、天滿村の荷物揚おろし致候ヲ、今之新居濱に立川道ノ願ニ懸り相叶道も近ク成、懸り物も無數入申様ニ成ル、抑之天滿村も順道御覽可被遊候、おぼこ峠ハ今之勘場少澤下へ御出候へハ、大圖此順と申事知レ申候

一山見立之間符ハ只今之歡喜ニ而御座候、夫の段々堀入夥敷鏈ニ成ル

一立川と別子と境目論御座候而江戸訴ニ成、其時之御代官は平岡吉左衛門様ニ而御座候所、添御代官曲淵市郎右衛門様御加り、御兩所手代衆御立合ニ而歡喜間符之上境目ニほうじ建申候、是も御尋被遊御覽可被遊候一丸龜御着被遊金毘羅御參詣被遊候ハ、奥

ノ院少下ニ連理ノ枝ノ木通ル道ニ有之、夫の金毘羅大權現堂其并堂ニ繪馬有り、壹枚板ニ而たけ四尺横六尺唐人山ヲかせきノ圖、繪馬願主助七十右衛門と書付、手跡ハ京ノ筆道雲竹ニ而御座候、風強キ所故いかふ損シ申候、金燈籠二ツ手前の寄進

一山取付一兩年ハ燒木壹匁ニ六拾貫目炭拾貫目俵壹匁位致候故、殊外下直ニ付鏈も最初間吹六束付申候、其後木炭遠ク高直ニ成山も深鋪次第ニ高ク付申候得共、御拜借旁ニ而夥敷御立身目出度覺申候

一御下りニ丸龜へ船ニ而御着候へハ、御登リニハ新居濱の船ニ而備後鞆へ御渡り、夫の西國海道へ御出、備前岡山へ御懸り歩行地

御登り候へハ、尼崎ハ西國海道御覺ニ成申候、備前岡山ハ駕籠ノ者達者ニ御座候故、尼崎迄通し駕籠ニ參候

又新居濱ハ備中玉嶋迄御渡り候とも、又新居濱ハ備前岡山へ御渡り候共、其節之御勝手次第と奉存候、御上りハ歩行地可然奉存候

一備中吉岡銅山ハ岡山ハ拾五里御座候、川船ニ而銅玉嶋宮ノ浦倉敷と中海湊へ出申候、大圖御覺爲可被遊如此御座候

辰正月廿一日

道智

友昌公

## 豫州別子立川兩銅山開發覺書

豫州宇摩郡別子村

別子御銅山開基

但足谷山共申候

一貞享年中平岡吉左衛門様御代官所備中國吉岡銅山御稼之砌、銅山支配人重右衛門并助七平七等相勤罷有候、此砌於豫州ニ金子村間鍋彌一左衛門と申者、同國西条領立川銅山之古鋪を見立取開キ專相稼申候、其節右銅山ニ相勤候下財立川山ヲ離山仕備中吉岡銅山へ稼ニ罷越、此者支配人迄申出候ハ、豫州立川銅山之峯を隔裏山之分ハ悉ク御代官所ニテ、此裏山内ニ見分被成度山色有之旨爲相知候ニ付、則支配人相談之上手代助七右下財を爲案内者、与州天滿村通ヲ奥山へ分ケ入爰かしこ見分仕候處ニ、立川銅山之裏山ニ當り可然山色を見届置、一先備中へ罷歸支配人重右衛門へ見分之次第申談、其後重右衛門助七兩人与州へ相渡り再見分いたし候處、彌山色宜しく其上見渡し之山々一般ニ諸木しげり炭薪矢木富メ木等之手都合も宜相見候ニ付、重右衛門罷登御本家ニ而相談之上、銅山稼并銅山附炭山願書等相極候事

一元祿四未年豫州御代官後藤覺右衛門様へ江戸支配人七右衛門名題ニ而銅山稼奉願候處、早速御吟味之上願之通被仰付候、依之備中吉岡銅山ハ重右衛門助七兩人足谷山へ草分ヶ初入仕、別子山手ハ鋪口相開キ稼入申候事

但山小家勘場床家燒釜等悉ク取建、鉞石揚り方見届候上ニ而重右衛門儀備中銅山へ罷歸候ニ付、別子銅山支配方一件ハ助七へ引渡し候事

一 豫州別子御銅山御代官之次第

元祿四未年迄

御代官

後藤覺右衛門様

同 五申年ハ

同

平岡吉左衛門様

同 九子年ハ

同

山木與惣左衛門様

同 十四巳年ハ

同

遠藤新兵衛様

寶永五子年ハ

同(石原新左衛門様  
同 新十郎様)

享保六丑年ぶ

松平隱岐守様へ

御預所ニ成ル

右別子銅山開發元祿四未年ぶ

寶曆九卯年迄六拾九年ニ成ル

一別子銅山開基ヨリ十二ケ年之後、元祿十五年遠藤新兵衛様御代官所之砌、異國渡り御用銅増益御吟味之上拜借金并買請御米被仰付候事

但別子銅山開發右之通承傳申候、草分ケ新見立ニ而古鋪ニ而ハ無御座候

「附箋」

享保廿卯年於大坂市田權右衛門ニ面會之砌、別子銅山開基之儀兼而承傳候趣ニ相違無之哉之旨猶承合候處、

右ニ違無之草分ケ新見立銅山之旨申聞候

右市田氏ハ別子銅山新入之比が銅山ニ相勤之手代平七事也

豫州新居郡立川村

立川御銅山

右銅山者寛永年中一柳監物様御領分之砌、所之者致開發候由申傳、其後中絶有之候處松平左京

太夫様御領分ニ相成、右御領分金子村ノ百姓間鍋彌一左衛門と申者致再興元祿三年ハ同十四  
巳年迄相稼、同年ハ京糸割符仲間錢座爲御用銅相稼、錢座相止候已後ハ長崎御用銅ニ相廻し申  
候、其後糸割符仲間困窮仕候而御運上銀等相滯候ニ付、松山御預所役人中ハ御窺之上、享保十  
二未年ハ大坂屋久左衛門へ讓渡し被仰付候事

但立川銅山寛永年中稼捨候、鉞所ハ今以寛永間符と申傳候由

右書付良壽様御逝去ニ付別子銅山權左衛門へ讓渡之節、別子銅山先祖開基之由來往阿坊ニ爲認  
候一冊也

寶曆八戌寅年十二月

友 俊

## 伊豫國宇摩郡別子山村足谷御銅山新見立之覺

伊豫國宇摩郡別子山村足谷御銅山新見立之覺

一元祿三年午六月伊豫國西條御領分立川銅山ニ相働居候下財長兵衛、立川銅山を立退此方ニ而相稼居候備中國吉岡銅御山に罷越シ、重右衛門助七平七等に申聞候者、立川銅山之南方峯越ニ山色宜キ銅鑛筋在之所見届置候旨爲相知候、依之右長兵衛案内ニ召連助七伊豫國に致渡海、天満村より難所成ル山道を通り足谷銅山初入草分ケ致内見分候處、長兵衛申聞候通り大概無相違鑛筋宜ク相見候間、吉岡山に罷歸重右衛門ニ右見分之趣申聞候ニ付、重右衛門助七同伴ニ而重而足谷山に罷越シ致再見分候處、彌鑛筋競宜ク近邊之山々諸木生茂り炭薪等之手支も有之間敷相見、其上御代官御支配所ニ而願方差障申儀も無之趣ニ相聞候ニ付、同年八月重右衛門大坂店に罷登見分之次第委細申聞候間、右御山相稼見申度願書差上申答ニ相定、同十月御代官後藤覺右衛門様御役所に江戸店七右衛門名前ニ而願書差上申候事

但初發之願書御吟味之上、運上相増重而願出候様被仰出願書御差戻シ被遊候、其後貳度目之願書ハ翌

未四月差上申候

## 豫州別子御銅山未來記

### 豫州別子御銅山未來記

一山留切リ揚リ長兵衛同山留源四郎久右衛門共に阿州之産、備中國白石銅山之稼人也、其後同國川上郡吹屋村銅山に移居、支配人重右衛門<sup>(十)</sup>助七在勤中有功之者共也、年舊敷致住居候故同所本教寺者頼ミ寺也、切リ揚リ長兵衛伊豫國新居郡立川銅山に立越暫致住居候、此間に立川銅山南方峯越に大鐘鉉銅山有之事を見立、密に備中國吹屋村十右衛門方に參り此趣を告知せ候、重右衛門不取敢長兵衛を召連、伊豫國天滿村に渡リ裏山通り二日路之難所嶮岨を越、別子銅山を致見分候處、長兵衛申出候ニ無相違山勢樋筋<sup>(十一)</sup>永代之寶山也、依て可取開に相談を極メ候、是開山にして今に繁榮致し候事、誠に長兵衛者別子山神の化現なるへし、長兵衛別子山を見立候者初入貳ヶ年以前之事之由

一別子銅山初入之比ハ、東西南見渡シ五六里大木枝をましへ繁茂鬱茂として日影を見ることなし、蒸薪拾貫目の價些に銀貳三分也、其頃長兵衛莫逆の友源四郎に密に示しけるハ、此銅山日本第一の御山にて永々繁昌すへき事疑ふへからず、今草木茂り四季木下闇にて薪の價下直なれ共、

東南方の嶮岨なる山市左越イチザゴの尾の下タへ鋪道掘下リ候頃ハ、四五里の間に青色なく草木を伐盡シ薪拾貫目の價銀壹匁貳三分より貳匁にも至リ、稼人薪に困窮致し鉛石も揚リ方減少し歩附キも劣リ可申候、然共市左越の谷を九拾間畝百間畝之難所を掘通リ、木挽平コビキタイラといへる大平山の下タへ掘入候ハ、諸方の鍾筋ヒ落合大鉛に掘當リ切り地四五間幅を切通し中興開山大繁昌の御山となるへし、此趣を其方子孫に可申傳と遺言せしとなり、源四郎より其子九左衛門に傳へ、九左衛門より其弟半右衛門に傳へ、半右衛門より其子現金十郎に遺言ス、現金十郎弟元七といふ者幼年より傳右衛門方に勤仕致し其母も寓食す

一金十郎申候ハ別子御銅山大根戸當時切地ハ彼ノ市左越イチザゴの尾に掘入、穴中屈曲度々鉸筋大石に當リ取失ひ候得共、鍾筋慥成故に鉸喰ヒ詰メ候儀曾而無之候、長兵衛遺言之趣少も無相違、當時ハ稼人共致困乏候第一薪高直にて雪中の圍木に致難儀候、市左越の谷間如何にも百間程と見候、今の大根戸切地より木挽平の下タへ切り行候ハ、貳百五六拾間も可有之候

一金十郎、明和三丙戌年五月二日重左衛門船ニ乘豫州新居濱出帆、同十二日大坂九之助町傳右衛門宅に着、同人母に旅用銀傳右衛門致合力金十郎母子勢州 御宮に參詣、同廿二日又傳右衛門宅に歸着、逗留中右長兵衛遺言之秘傳を密に致物語候、金十郎母同弟元七其友四人同伴、同六

月十五日忠七船に乘リ大坂出帆致歸國候

右之趣理兵衛に傳右衛門より申達候ニ付、傳右衛門自筆にて御銅山帳面に爲致書記、永子孫に傳置者也

明和三丙戌年六月十五日

## 後記

本輯は住友家事業の根基であり住友系各社にとつて直接間接に關係のある別子銅山の發見と開發の問題を取上げた。別子銅山は元祿四年開坑以來年々莫大の銅を産出しつゝ本年をもつて實に二百七十七年目を迎へた。この銅山の如く開坑より一貫して我が國の代表的銅山として同一企業體により稼行され來つてゐるものは他に類を見ない。鑛源の豊富はさることながら、弛まざる營爲により幾度かの危機を乗り越え、明治維新に際しては世の進運を洞察していち早くその近代化に踏み切り、飛躍的發展を遂げた。近代の住友はこの銅山をもとに幾多の關連事業に發展し一大企業集團へと成長し來つたのであつた。そして、この銅山に住友の消長が托されてゐただけに、別子は單に一稼行山たるにとどまらず、住友の企業を代表するものとして、また住友の事業精神を具現するものとして考へられて來た。別子銅山に住友のメッカともいはれる所以であらう。

さて、泉屋叢考は昭和二十六年春創刊以來輯を重ねること十三、この間、二十八年四月前室長向井芳彦氏の急逝といふ不幸に遇つたが、その後、京都大學教授小葉田淳博士の一方ならぬ御指

導御高配のもとに向井氏の遺稿を逐次刊行、本輯をもつて一應その主要遺稿の刊行を了へることが出来た。こゝに博士の多大の御盡力を深謝申上げると共に、更めて向井氏の偉大な業績を稱へたい。

本輯は當初輯を分けて刊行豫定であつた「別子銅山の發見」・「別子銅山の開發」・「別子銅山の第二次開發」を一輯に合はせ大幅に補訂を加へたものである。これら遺稿は從來の誤謬を正して、別子銅山の發見の經緯・開發の意義を説明した劃期的研究であるが、何分十數年を経過し、その間にこれら論考の主意は別途發表の機を得て、一應その目的を達してゐるので、本輯はそれらの箇所を簡略にし、發見から開發までを一貫した論文の體裁に整へ、これに「初期の別子銅山の經營」の一章を加へて、續刊の近世中・後期別子銅山研究の緒論たらしめた。

尙、既刊第五輯以下各輯についても補訂の勞を煩はした小葉田博士には、本輯に於いては特に銅山の經營はじめ各所に互り、自ら筆を執り或は補訂を加へられた。これによつて向井氏の遺稿は面目を一新し一層價值あるものとなつた。

又本輯刊行に際し、去る昭和三十六年五月末から六月初めにかけて行つた現地調査に、博士は親しく行を共にされ、舊別子踏査をはじめ關係地域の資料調査に御指導を賜はり、また龍谷大學

助教脇田修博士にも御同道の上資料調査並に撮影について御協力を戴いた。この調査に當つては地元關係各位並に別子鑛業所より一方ならぬ御配慮と御教示を忝うした。

なほ次輯以下も引きつゞき小葉田博士の御指導のもとに、當初の刊行計畫を勘案しつゝ逐次刊行をつゞけて行く豫定である。

尙又、本叢考の印刷製本は創刊以來、一貫して河北印刷株式會社に依頼してゐる。附記して深謝の意を表したい。

昭和四十二年十月

住友修史室